

高等専門学校機能強化に関する検討会（第2回）配布資料

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/136/siryo/mext_00001.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

調査研究協力者会議等（高等教育）

>

高等専門学校機能強化に関する検討会

> 高等専門学校機能強化に関する検討会（第2回）配布資料

高等専門学校機能強化に関する検討会（第2回）配布資料

1．日時

令和8年7月6日（月曜日）14時00分～16時00分

2．議題

第1回検討会での議論について

委員発表（研究、学位等）

その他

3．配付資料

議事次第 (PDF:251KB)

【資料1】第1回検討会における主な御意見の概要 (PDF:2.0MB)

【資料2】江口委員 発表資料 (PDF:5.0MB)

【資料3】坂口委員 発表資料 (PDF:4.0MB)

【参考資料】高等専門学校に関する参考資料 (PDF:7.9MB)

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

高等専門学校の機能強化に関する検討会(第2回) 議事次第

1 日 時 令和8年7月6日(月)14:00～16:00

2 場 所 文部科学省
(対面・WEB のハイブリッド形式)

3 議 題

- (1)第1回検討会での議論について
- (2)委員発表(研究、学位等)
- (3)その他

4 配布資料

資料1	第1回会議における主な御意見の概要等
資料2-1	江口委員 発表資料
資料2-2	坂口委員 発表資料

参考資料1	高等専門学校の機能強化に向けた検討会設置要綱
参考資料2	高等専門学校の機能強化に向けた検討会運営要領
参考資料3	「高等専門学校の機能強化パッケージ(仮称)」の方向性について
参考資料4	高等専門学校の現状について
参考資料5	高等専門学校に関する参考資料

第1回検討会における主な御意見の概要

柱①: 高専の「量的拡大」

①-1 公私立高専の新設促進

○地域社会で活躍する人材育成という目的を明確に据える必要があり、卒業生が一定割合で地元に着し、地域産業や成長分野を担うことが重要である。一方で、日本全体としてどの分野の人材を育成するか、というマクロな視点も必要。実現にあたっては公私立高専の新設に限定せず検討する必要がある。

○新設が予定されている高専の学科構成は、情報系へのシフトが進んでいる。今後、学科構成をどのように発展させていくかを考える上では、地域産業との連携が不可欠である。技術の高度化が進む中で、地域産業と連携した教育の重要性は、今後さらに高まる。

○高専の設置・運営は高専単独ではなく地域全体の高校教育の枠組みの中で検討する必要がある。とりわけ、公立高専の設置に当たっては教育委員会との連携が前提となり制度設計にも影響する一方、生徒募集の面で利点もあることから、一般高校との関係性や定員配分に配慮した慎重な設計が求められる。

○新設校の設置申請時において、特に人材の流動性が高い分野では数年先までの教員を確保することが難しく、将来的な教員確保と質の担保を図る制度要件のバランスが課題である。

○財政面では、ふるさと納税や寄附金の活用も有効であり、寄附促進のためのインセンティブ強化も重要である。

①-2 高専教育の領域拡大

○工学分野にとどまらず、一次産業も含めて多様な領域への拡大は意義がある。一方で、新しい領域への拡大にあたっては、具体的な人材像や産業ニーズとともに「高専が担うべき具体的役割」を明確化して議論する必要がある。

①-3 学生の多様性確保

○学力のみならず適性・素養や志向を踏まえた多面的評価を通じて、教育内容との適合を重視し、ミスマッチの低減や卒業後の活躍の幅の拡大につながる仕組みとすることが重要である。

①-4 高専志願者増に向けた取組

○社会全体での高専の認知度向上が重要であり、高専の魅力や役割を分かりやすく発信する戦略的な取組が求められる。また、興味関心は学年進行とともに変化することから、より低学年層への働きかけによる早期段階からの理工系分野への関心を醸成する必要がある。さらに、多様性の観点も踏まえた広い層への働きかけが必要である。

○卒業後の進路として様々な学部等への大学編入の選択があると志願者も増えるのではないかと。また、15歳段階で専門分野に進む制度の特性上、一定の進路変更ニーズが生じることを踏まえ、途中で進路変更が可能なセーフティネットの整備により高専進学に対するリスク認識の低減を図る必要がある。

柱②:高専教育の「質的向上」

②-1 国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

○国立高専機構の取組と直結しており、これまでの活動を後押しするものであることから、「高専の設置目的の見直し」とも連動して、大きな環境変化につながると考えられる。

○設置主体に関わらず、人件費に加え施設・設備更新の負担も大きく、財政面での課題が顕著となっていることから寄附金など多様な財源確保の重要性が高まっている。

②-2 高専の設置目的の見直し

○近年では高専の研究も進んでおり、中堅技術者の育成に加えて高度な人材育成が社会から求められている。高専の設置目的に研究を加えるためには、法令改正による対応が必要であると理解しているが、質の向上にあたっては、教員の研究エフォートを組織として確保できる体制を整備していくことが求められる。

○高専での研究は広く基礎研究を行うということではなく、社会課題を解決するための研究の意味合いの方が強いと考えられる。研究という文字が一人歩きしないよう十分に留意する必要がある。

②-3 高専教員の確実な確保

○教員の年齢構成を踏まえると、今後 10 年程度で相当数の教員の入れ替わりが見込まれており、教員の確保が喫緊の課題となっている。特に、情報分野などの新しい分野においては、処遇面も影響し、教員の確保が一層難しくなっている。

○専門教育のみならず、一般教育を教える教員の確保も難しくなっている、教員の成り手についても考えていかなければならない。

○高専と関係の深い豊橋技術科学大学や長岡技術科学大学との連携をより一層強化することが重要となる。

○教員の資質について、画一的な条件で求めてしまうと柔軟性が失われてしまうため、複合的な学びが難しくなる恐れがあることから多様性も持つことが必要である。

○企業からの複数年の出向やシニア人材の活用などを後押しする仕組みが必要。また、短時間ではなく長い時間勤めてもらう方が教育的な効果は高い。

柱③: 高専卒業者の「国際通用性確保」

③-1 高専卒業者の国際通用性の向上

○高専卒業者に学位を授与する仕組みは、国際通用性の観点から早急に実現すべきである。

○学位の名称については、複線化された技術系の高等教育機関による独自の学位名称も考えられるが、海外から見て直観的にわかる必要がある。

○タイでは高専卒業生の学位は法的に整理されている一方、日本では受入れ時に制度上の齟齬があり、そのような観点からも学位授与の実現が求められる。

③-2 高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

○海外に興味を持つ学生も増えており、高専3年修了後に海外大学へ進学する事例もあるが高専3年が高校卒業相当であることを説明するのは容易ではない。こうした点についても可能であれば対応を検討いただきたい。

③-3 高専生の海外留学の促進

○高専生の海外派遣の促進は必要である。グローバル化社会において、技術系人材にも海外志向は不可欠であり、若い段階から海外との接点を持たせる教育環境の整備が求められる。

○留学生受入れの促進については、寮などの受入れ体制に課題がある。今後は、派遣と受入れの双方を含む双方向の国際交流を体系的に推進していくことが求められる。

高等専門学校と「研究」の関係について（議論用の論点）

- 急速に社会・産業構造が変化する中で、常にイノベーションを生み出し、新たな価値創造や課題克服を進め続けなければならない現在においては、**研究活動は必要不可欠な営みであり、本格的な研究活動を伴った人材育成が求められている。**
- とりわけ、早期段階における5年一貫教育により実践的・創造的な技術者を養成する**高等専門学校（高専）において、産業界を含めた社会的要請の観点や、学生が高専を卒業して社会で活躍するために身につけるべき資質能力の観点を踏まえ、最新の研究成果を教授**できるよう、**高専の研究機能の高度化を図るためにどのような措置を講ずればよいか**について、ご意見をいただきたい。

【現状】

<法制面>

- 学校教育法上の設置目的：「**深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること**」

※高専の創設当時は、後期中等教育段階を含む5年一貫の学校種として、その使命は、「教育」に重点を置く機関として位置づけられたことから、その目的規定に「研究」が明記されていない。（「教授」と「研究」の両機能に同程度に重点が置かれ、目的が「教授研究」と規定されている大学と異なる）

<実態面>

- **高専において「研究」自体は行われている。**

- 現状、例えば以下のように、高専において**研究活動は一定程度実施**されている。

○産学が連携した教育・研究活動の推進

- ・国立高専におけるGEAR 5.0（未来技術の社会実装教育の高度化）、COMPASS 5.0（次世代基盤技術教育のカリキュラム化）の取組
- ・例えば秋田高専等では洋上風力発電関連の教育・研究を実施（COMPASS）



○共同研究・受託研究・科研費の実績

- ・国立高専では、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向



○高専教員の研究実施

- ・国立高専では高専研究者の研究技術シーズ、注目研究、産学官連携の成功事例などをポータルサイトで提供
- ・東京都立産業技術高専では、年複数回の研究推進セミナーを実施し、最新の研究成果を発表

<課題・論点>

- **高専卒業者は、特に工学系における知識等を有しつつ、高度な実践的技術力を持って自ら手を動かせるという即戦力として産業界等から非常に高く評価**されており、**更なる活躍が期待**される。
- 一方で、上記のような現状となっている中、**今後の社会における高専が果たすべき役割**を考慮しつつ、**高専における「研究」の在り方についてどうあるべきか**、ご意見をいただきたい。

高等専門学校卒業者への学位授与について（議論用の論点）

- グローバル化が進展する中で高等専門学校の卒業者が国内外で活躍できるよう、高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価されるためにどのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。

【現状】

＜これまでの経緯＞

平成17年の学校教育法の一部改正が行われるまでは、短期大学・高等専門学校いずれの卒業者に対しても「準学士」の称号が付与されていたが、同改正により、短期大学の卒業者には、「短期大学士」の学位が付与されることになった。一方で、高等専門学校の卒業者については学位が付与されず、現行の学校教育法において「高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる」とされている。

また、平成28年に有識者会議においてとりまとめられた報告※では高専が学位授与機関となるには大学体系に位置づけられる必要があるが、高等専門学校は現行制度では大学とは異なる 15 歳からの早期教育を特徴とする高等教育機関であり、大学体系に位置づけることで高等専門学校としての良さが失われるおそれがある等とされ、これらの論点は、高等専門学校制度の本質に関わる問題であり、今後も引き続き慎重に議論を行っていく必要がある。とされたところである。

※「高等専門学校の充実について」高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議

＜実態＞

高専本科卒業者に付与される「準学士」の称号は海外で十分に理解されず、進学・就職・ビザ取得等において支障が生じており、学修・キャリア形成に追加的な時間や負担が発生している。（不利益の例は次ページ参照）

○学位と称号

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)	博士、修士 (学位)
学部	学士 (称号)	学士 (学位)	学士 (学位)
短期大学	卒業	準学士 (称号)	短期大学士 (学位)
高等専門学校	卒業	準学士 (称号)	準学士 (称号)

○我が国の「教育枠組み」

レベル	教育資格
8	博士
	修士
7	修士 (専門職) 教職修士 (専門職) 法務博士 (専門職)
	学士 (医学、歯学、薬学 (臨床目的)、獣医学)
6	学士 — 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校 学士 (専門職)
	短期大学士
	高度専門士 (*2)
	準学士
5	短期大学士 (専門職)
	専門士

LEVEL	QUALIFICATIONS
8	Doctoral degree [Hakushi] Master's degree [Shushi]
7	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)] Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi] Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)] Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]
6	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)] Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
	Associate degree [Tanki-daigakushi] Associate [Jun-gakushi] (*3)
5	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)] Diploma [Senmonshi] Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education

＜課題・論点＞

- 上記のような現状となっている中、高等専門学校での学びの成果が、国際通用性が担保された形で適切に評価されるために、どのような措置を講ずればよいかについてご意見をいただきたい。また、既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応についてもご意見をいただきたい。

学位がないことに伴う不利益の例

- 米国の大学に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。
- 台湾の大学の工学部に3年次編入学しようとしたが、認められず1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した
- 高専卒業生がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためにビザの取得ができなかった。
- 海外留学における高専卒業後の学歴証明・海外大学編入・海外企業の就職・ビザ申請時に、卒業生本人が説明を要求された。
- 在学中の留学において、日本側の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、単位互換が認められなかった。
- タイ高専から編入してきた学生については、本来タイ高専卒業生に付与される準学士の学位が授与されないことから、タイ側において学位を授与する案が検討された。一部の学生・保護者からは、日本への編入学を躊躇する意見も見られた。
- モンゴルおよびタイ高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されているのが現状。

(出典)文部科学省調べ

国立高専の研究及び国際通用性の現状について

令和8年7月6日

独立行政法人国立高等専門学校機構

理事 江口 忠臣



KOSEN
国立高等専門学校機構
National Institute of Technology, Japan

1. 研究の現状

高専における研究の位置付け

学校教育法

第百十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

参考：大学に関する規定

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

高等専門学校設置基準

(教育水準の維持向上)

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第二百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

国立高専における研究・産学官連携（１）

国立高専の産学官連携活動 ～地域イノベーションの創出を目指して～ (2008年9月より)

産学官連携に取り組む高専の使命と役割

■高専の使命

高専は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識および技術に関する創造的な人材を育成するとともに、わが国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としています。

■産学官連携での役割

高専では、高等教育機関としての教育内容を科学技術の進歩に対応させると共に教員自らの創造性を高めるため、研究活動を行っています。また、研究成果を活かした地域貢献として、地域の産業界・研究機関との共同研究・技術交流により、地域の発展と高専の教育・研究活動の活性化に努めています。

■地域共同テクノセンター等の活動

地域共同テクノセンターには、高性能な実験研究装置が設置され、地域の企業との共同研究、受託研究、技術相談及び企業等の技術者の再教育などを促進することを目的として運営されています。また、各高専には、地域との連携強化を図る目的で技術振興会等が組織されており、地域企業・異業種交流会等との交流とともに、高専教育の発展に寄与しています。

国立高専における研究・産学官連携（２）

高専機構では、産学連携活動促進にあたり、以下の８つの事項を定めている。

国立高等専門学校機構 研究推進・産学連携活動ポリシー

平成18年 2月17日制定（令和 6年 3月29日改正）

1. 持続可能な社会の構築など様々な社会課題の解決に資する研究推進・産学連携活動を展開するとともに、研究成果の社会実装の一層の充実に努めます。
2. 全国に51校ある国立高等専門学校のスケールメリットを活かした研究に積極的に取り組みます。
3. 研究推進・産学連携活動を通じて、高専機構のプレゼンスの向上と外部資金の獲得に努めます。
4. 起業や国際競争力を有する企業の創出に貢献します。
5. 研究推進・産学連携活動のプロセスとその成果を、学生の教育及び人財育成に還元・活用します。
6. 研究推進・産学連携活動の意義や成果等について、地域社会や産業界、次世代を担う児童・生徒等、高専の教育研究活動に関わるステークホルダーに向けて的確な情報発信に努めます。
7. 研究マネジメント、研究 IR (Institutional Research) を活用して、研究の量・質両面の強化に努めます。
8. 社会情勢の変化や技術の動向等に合わせて本ポリシーを適宜改定します。

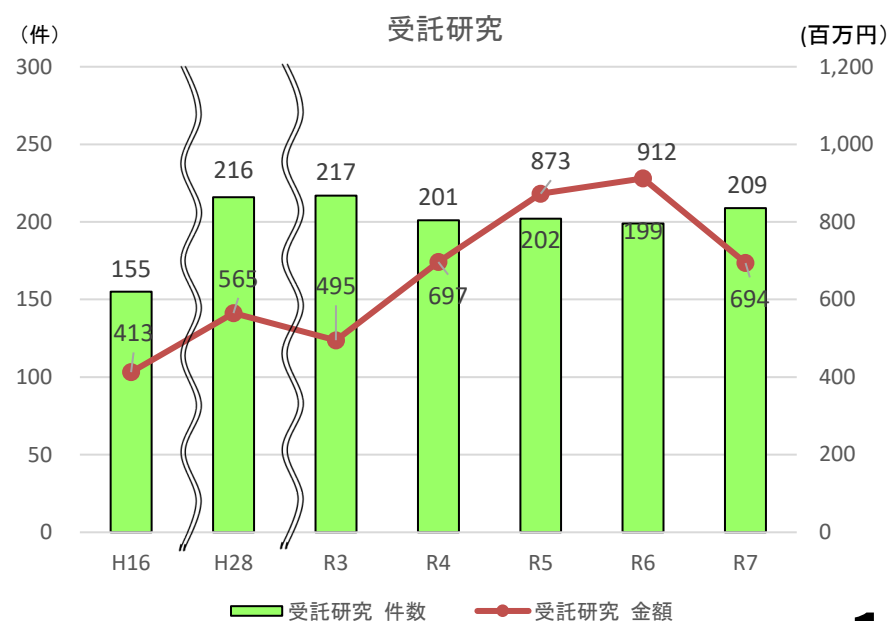
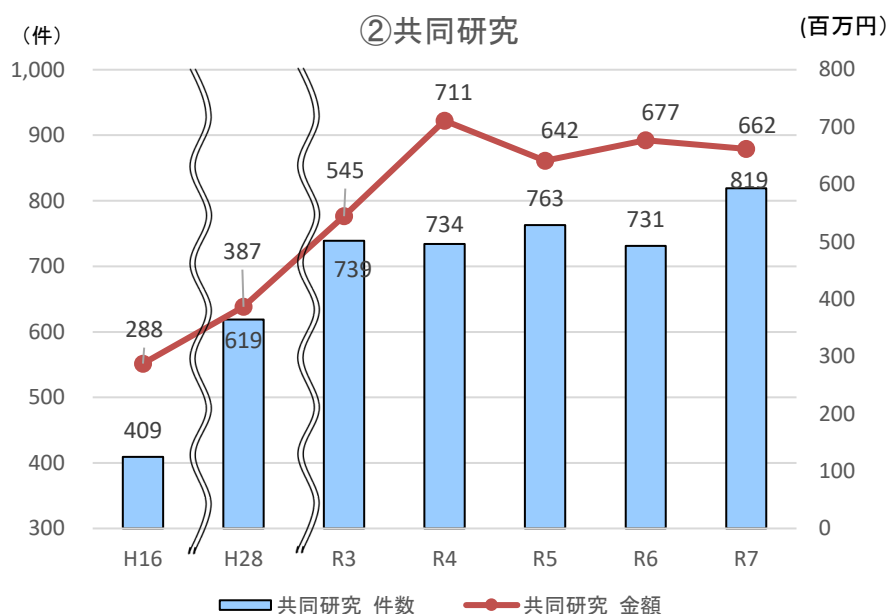
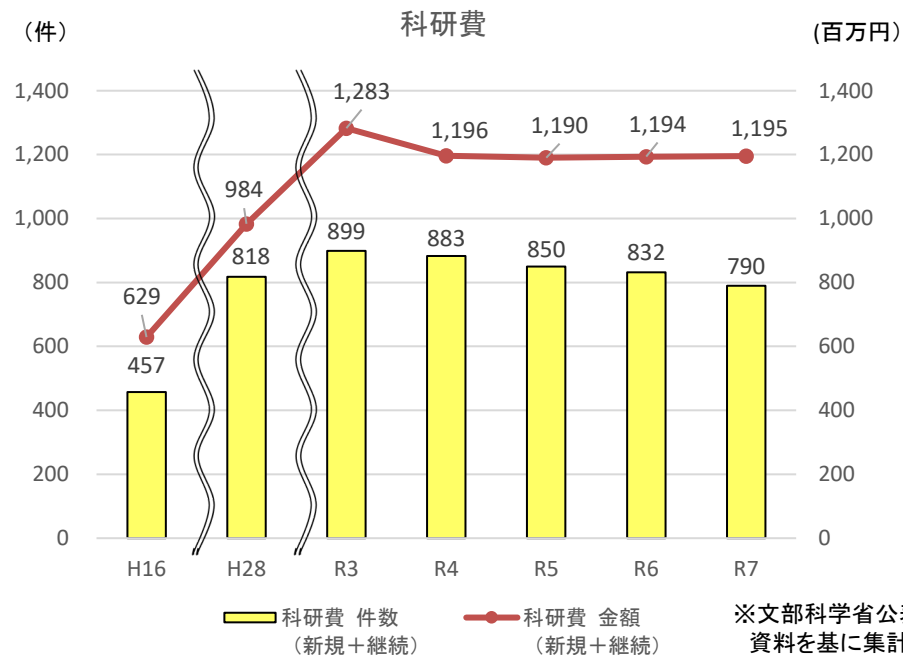
「本校の研究活動に関する基本方針」 校長裁定より

本校における研究活動は、教員によって本校創立以来継続され、教育の質を保証する上での重要な手段となっている。あわせて、重要な知的情報の発生源でもあり、また、研究活動を通して地域に貢献することへの期待が大きい。そこで、上記のような社会的背景あるいは本校研究活動の活性化の状況を受けて、研究の主たる目的を以下のように明確化するものとする。

- (1) 地域と連携し、かつ地域と密着した研究活動を行う。
- (2) 産学官金の共同研究を推進する。
- (3) 研究活動を本校の教育の向上に反映させる。
- (4) 国際的、および学際的な研究を推進する。
- (5) 社会の安寧と人類の幸福、平和に資する研究を推進する。

科研費・共同研究・受託研究の獲得状況

科研費・共同研究・受託研究の 獲得件数及び獲得金額 (国立高専全体分)



科研費の採択例

代表者氏名	所属高専名	研究課題名	研究種目	直接経費配分額 (千円)
田窪 洋介	新居浜	検出器の高精細化と背景事象の除去機構で実現する世界最高感度のアクション探索	基盤研究(A)	41,730
木村 勉	豊田	手話の語彙形態辞書・形態音韻辞書の作成とAIによる手話アノテーションシステムの開発	基盤研究(A)	35,200
松山 史憲	佐世保	マイクロバブルとプラズマを融合した促進酸化法の標準化による低炭素浄化槽への応用	基盤研究(B)	14,300
内田 雅也	有明	海産甲殻類に対する浸透移行性殺虫剤の汚染実態解明と環境リスク評価	基盤研究(B)	14,300
平沢 秀之	函館	車両の通行が可能な災害復旧用木製緊急仮設橋の開発	基盤研究(C)	3,600
柴田 公彦	福島	D-アスパラギン酸による新しい人為催熟法の分子機構：ナマコ・ウニ種苗生産への応用	基盤研究(C)	3,500

その他、地域課題の解決に向けた実用的な研究について、企業等との共同研究や受託研究も実施している。

高専教員の研究と社会実装の例①

○秋田高専 増田教授の例

「持続可能な下水道に関する研究」として、温室効果ガスや下水道資源の活用について研究。



農業用水に比べ窒素・リン・カリウムなどを多く含む下水道処理水に着目し、化学肥料を使わず下水道処理水の灌漑のみで酒米を栽培することに成功。



収穫した酒米は、食品衛生法の基準を大幅にクリア。この酒米を使い、地元の酒造会社の協力を得て日本酒を醸造・販売。



○和歌山高専 楠部教授の例

マリアナ海溝にすむ極限環境微生物を研究し新種の細菌を共同で発見するなど、深海微生物、海洋性細菌について研究。



海洋性細菌を利用し海砂を固める「バイオセメント」に着目。海水中で徐々に崩壊する性質を利用して、海洋環境保全に資するアマモ^(※)の種子をバイオセメントに埋包し蒔く方法を開発。



(※) アマモ

海中の有機物の無機化や海中へ酸素を供給する役割を担う海草で、その群生地のアマモ場は、水生生物の産卵場所や幼稚仔魚の成育の場になっている。

大量の微生物を培養する技術を持つ三井化学の支援を受けながら、和歌山高専に隣接する日高町で実験を重ね、藻場の再生に取り組んでいる。

高専の専攻科について

国立高専は、修業年限5年（商船学科については5年6か月）の「本科」に加え、より高度な専門知識と技術を深めるために「専攻科」を設置。

学校教育法

第百十九条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

専攻科を終了した学生のうち、（独）大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者には、「学士」の学位が授与。

国立51高専の専攻科数	:	99	（令和7年5月1日現在）
在学者数	:	2,715	（　　　　　"　　　　　）

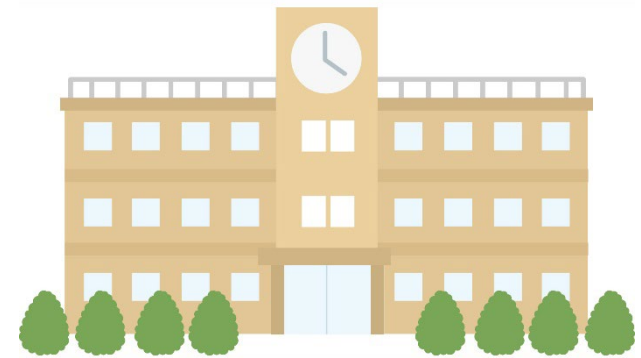
なお、（独）大学改革支援・学位授与機構より、「大学と同等以上の教育水準にある」と認められた専攻科（特例適用専攻科）の教員は、学士論文の指導を行う「学修総まとめ科目」を担当できるものと認められた者で、5年ごとに認定更新のための研究業績の審査（特例認定）を受ける必要がある。

○大分高専 M教授の例

【M教授の経歴】



- 1985 大分高専機械工学科卒業
- 1989 豊橋技術科学大学大学院工学研究科修了
大分高専機械工学科助手
- 1997 文部省内地研究員（名古屋大学）
- 2000 大分高専機械工学科助教授
- 2005 米国ノースウエスタン大学客員研究員
- 2006～7 （独）産業技術総合研究所客員研究員
- 2008 大分高専機械工学科教授
- 2020～ （独）物質・材料研究機構客員研究者



学位 : 博士(工学 名古屋大学)

専門分野: 材料工学、金属物性、水素エネルギー材料 論文執筆総数: 75報

研究代表者として科研費、A-STEP(以上文科省)、サポイン事業(経産省)等の数々の競争的研究費を獲得。

2024年にベンチャー企業を立ち上げ、高純度の水素精製装置の開発に携わる。

大分高専の教員として、専攻科生だけで28名の学生に研究指導を行い
産業界やアカデミアで活躍する人材を多数輩出。

○大分高専 M教授の研究室から巣立った若手人材の例

Sさんのケース



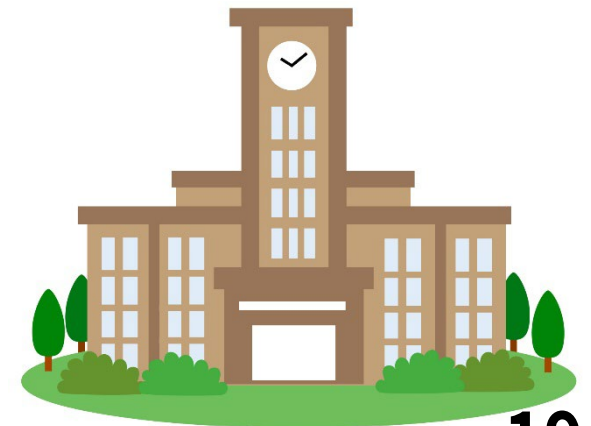
- 2006 大分高専機械工学科入学
- 2011 同 機械・環境システム工学専攻科に進学
- ・ M教授の研究室で金属水素透過膜の耐熱構造材料特性について研究
- 2013 大分高専機械・環境システム工学専攻科修了
- 〃 大阪ガス入社
- ・ 燃料電池やエネルギーシステムの研究開発に従事



Fさんのケース



- 2017 大分高専機械工学科入学
- 2022 同 機械・環境システム工学専攻科に進学
- ・ M教授の研究室で水素の拡散経路について研究
- 2024 九州大学大学院総合理工学府に進学
- 2025 執筆した論文がNature Scientific Reportsに掲載
- 2026 日本学術振興会特別研究員（DC1）に採用



○GEAR^{5.0}とは？

高専機構のトップマネジメントの下、教育研究活動を従来の「点」の取組から全国規模で連動する「面」への取組へと展開することにより、教育研究活動の質とレベルを格段に高め、未来技術の時代をリードする技術者を育成し、日本のみならず世界に波及・貢献することを目指すプロジェクト。

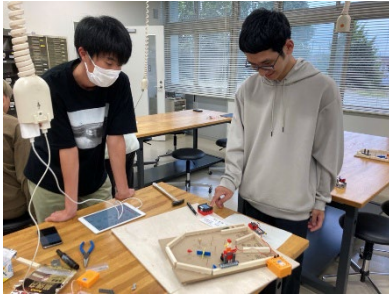
2021年度に(1)農林水産 (2)介護・医工 (3)エネルギー・環境の3分野を、
2022年度に(4)マテリアル (5)防災・減災 の2分野をそれぞれ公募・採択。



(1) 農林水産 (2) 介護・医工 (3) エネルギー・環境 (4) マテリアル (5) 防災・減災

(1)～(3)に対する支援は2024年度に、(4)、(5)に対する支援は2025年度に終了し、2026年度から自走を開始。

2026年度からは新たに、(6)GX／BX (7)サステナビリティの2分野について公募を行い、それぞれ1グループを採択。



グループを構成する教員と学生の協働だけでなく、企業、地方公共団体、大学等の外部機関と連携し、「面」としての共同研究ネットワークを構築。

○GEAR^{5.0}と高専教育との関係

GEAR^{5.0}における成果は、COMPASS^{5.0}（次世代基盤技術教育のカリキュラム化を目的とするプロジェクト）にフィードバックされ、COMPASS^{5.0}における成果はGEAR^{5.0}にフィードバックされることにより、2つのプロジェクトを一体的かつ相互補完的に実施。

国立高専機構本部の研究推進・産学連携体制

高専機構本部に、国立高専における研究活動の推進、外部資金獲得の強化及び知的財産の活用に向けた各種取組を企画・立案する組織として研究推進・産学連携本部を設置するとともにKRAを置き、本部と各高専教員が協働して研究及び産学連携の推進に当たっている。

研究推進・産学連携本部

理事長

本部

本部長：伊藤研究担当理事
副本部長：永田昭浩事務局長、松本研究総括参事
本部員：学務総括参事、国際総括参事、研究推進ボード主査(各ブロック)、各チームリーダー

研究推進ボード

第1ブロック研究推進ボード
(主査校：函館高専
清水 一道校長)

第2ブロック研究推進ボード
(主査校：群馬高専
大金 伸光校長)

第3ブロック研究推進ボード
(主査校：和歌山高専
井上 示恩校長)

第4ブロック研究推進ボード
(主査校：松江高専
和田 清校長)

第5ブロック研究推進ボード
(主査校：佐世保高専
下田 貞幸校長)

科研費獲得活動 強化チーム

リーダー：
村上 祐貴 教授
(長岡)

チーム員：
原 圭祐 准教授
(一関)
皆川 正寛 教授
(長岡)
中島 賢治 教授
(佐世保)

外部資金（科研費以外） 獲得活動強化チーム

リーダー：
尾形 公一郎 教授
(大分)

チーム員：
福村 卓也 教授
(一関)
荒木 秀明 教授
(長岡)
山田 裕久 准教授
(奈良)
中武 靖仁 教授
(久留米)
西口 廣志 准教授
(佐世保)
協力：内海 康雄
名誉教授（本部）

研究広報チーム

リーダー：
大河平 紀司 教授
(有明)

チーム員：
伊藤 滋啓 准教授
(鶴岡)
吉田 雅穂 教授
(福井)
本田 晴香 講師
(阿南)
佐々木大輔 准教授
(久留米)

IRチーム

リーダー：
久池井 茂 教授
(北九州)

チーム員：
袋布 昌幹 教授
(富山)
山内 正仁 教授
(鹿児島)

研究設備共用チーム

リーダー：
庄司 良 教授
(東京)

チーム員：
春日 貴志 教授
(長野)
平井 信充 教授
(鈴鹿)

KRA（3名）

GEAR^{5.0}の各グループの運営支援や、外部資金の獲得に向けた高専教員への各種支援などを担当。

2. 国際通用性の現状

(1) 現状認識されている不利益

- ・高専卒業生が、海外において進学やビジネスの場面で、自らの得た教育資格(準学士の称号)について、自らその資格の性質を説明する煩雑さが、大きな不利益事例として認識。
- ・2025年3月に日本教育資格の枠組み(NQF)が整備され、高専本科卒の「準学士の称号」については、レベル5の短期大学卒相当として整理された。
- ・ただし、NQFが整備されても海外高専との比較で課題が残る現状がある。

事例

海外へ進学する際の学習歴の評価の実態

- ・米国の大学院進学時において、短大卒者(学位保持者)には課されない「数学の事前夏期講座への参加」と「同講座の合格点の取得」が義務付けられた。
- ・2023年秋から米国の大学(州立大学)に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、米国の単位認定機関(WES)による評価では、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。

Education USA Tokyo(米国国務省公式留学情報ネットワーク)のHPのFAQ

※2026年1月より

米国の教育機関が高専からの申請者を評価するにあたっては、伝統的な「高校の卒業証明書」やAssociate Degreeが授与されていないことを背景に、下記のとおり代替措置として個別に学修歴を確認するよう助言されている。

For U.S. institutions evaluating applicants from KOSEN, it may be helpful to request alternative documentation, such as official transcripts, curriculum descriptions, or statements issued by the student's KOSEN, to verify eligibility and academic standing. These documents clearly demonstrate that students meet Japan's university-entrance requirements, even without a traditional high school diploma or an associate degree.

事例

海外労働市場への参入時に本科卒の評価が得にくい実態①

- ・20数年、電機メーカーで開発最前線で活躍後、米国の世界的大手に転職したが、米国企業の人事部門において、「高専卒・学位なし」という経歴が何に相当するのか(学士なのか準学士号の学位なのか)理解されなかった。実力を見てもらう手前の「入口」で多大な説明を要する自身の負担のみならず、推薦評価する上司、マネジメント層にも負担は及んだ。
- ・就職後、ドイツ滞在時に行政機関へ提出する公的書類には、「学位の有無」を問うチェック欄が存在。称号では評価されない。

高専卒業者の「国際通用性」に関する不利益

事例

海外労働市場への参入時に本科卒の評価が得にくい実態②

- ・米国の専門職向け就労ビザ(H-1B)申請の学歴申告や永住権申請における学歴申告では、高専卒に対する適切な選択肢がなく、手間取った。
- ・日本国内の企業に就職し、米国にある子会社へ転勤のために2021年にビザ取得を行ったが、学士以上の学位を取得していない事、準学士が学位ではなく称号であることから追加書類の提出を求められた。

H-1B(専門職向け就労ビザ)申請フォーム(Form I-129)の学歴申告欄

永住権(グリーンカード)申請フォーム(Form I485)の学歴申告欄

2. Beneficiary's Highest Level of Education (select only one box)

- | | |
|---|--|
| ☐ a. NO DIPLOMA | ☐ f. Bachelor's degree (for example: BA, AB, BS) |
| ☐ b. HIGH SCHOOL GRADUATE DIPLOMA or the equivalent (for example: GED) | ☐ g. Master's degree (for example: MA, MS, MEng, MEd, MSW, MBA) |
| ☐ c. Some college credit, but less than 1 year | ☐ h. Professional degree (for example: MD, DDS, DVM, LLB, JD) |
| ☐ d. One or more years of college, no degree | ☐ i. Doctorate degree (for example: PhD, EdD) |
| ☐ e. Associate's degree (for example: AA, AS) | |

3. Major/Primary Field of Study

61. What is the highest degree or grade of school you have completed?

- ☐ Less than a high school diploma. If you select this option, indicate the highest grade of school you have completed.
- ☐ High school diploma, GED, or alternative credential ☐ 1 or more years of college credit, no degree
- ☐ Associate's degree ☐ Bachelor's degree ☐ Master's degree ☐ Professional degree (JD, MD, DMD, etc.)
- ☐ Doctorate degree

62. List your certifications, licenses, skills obtained through work experience, and educational certificates.

List of Certifications

(2) 海外高専との比較における課題点

- ・モンゴル、タイから日本の高専へ留学生を受け入れているが、日本の高専に入学した場合、学位が授与されず、本国の高専とは卒業資格の扱いが異なることとなる。

本科卒の学位等	日本	モンゴル	タイ	エジプト
英語表記	Title of Associate	Associate degree	Associate degree	KOSEN Higher Diploma of Technology
日本語訳	準学士の称号	準学士号	準学士号	高専高等専門士 (仮訳)

事例

海外から見た日本の高専への留学の実態

- ・モンゴル、タイの受験生からは、学位が授与されない点を忌避され、日本の高専への受験を控えた事例があった。
- ・母国に帰国後、就職活動において、日本独自の「準学士の称号」という概念が通用されなかった。母国にある高専（モンゴル）では、「準学士号（Associate Degree）」が授与されているところ、日本の高専卒でなぜ学位が出ていないのか」の説明に窮した。正当に証することは困難。

- ・短期的方策として透明性や比較可能性を高める方策の実施
 - 1) 高専機構HPに高専の準学士の称号やNQFのレベルなどを表示し、併せてNQF (NIC-Japan) へのリンクを掲載することで、高専卒業生・修了生における教育資格を明確にする。
 - 2) 国立高専の卒業証明書に、高専のNQFレベルや高専という学校種の説明を加えるなど、国際通用性の高まる卒業証明書にするよう様式の統一を図る。

高専生の海外留学の促進

国立高専生の海外派遣実績

・インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実

国立高専では日本人学生の海外派遣を促進しており、海外派遣者が高い水準で維持されている。

国・地域	R5	R6	R7
台湾	1,399	1,296	1,169
シンガポール	762	709	680
タイ	333	463	486
マレーシア	328	342	407
大韓民国	262	258	406
フィリピン	159	240	286
ベトナム	94	129	245
オーストラリア	176	180	233
アメリカ	194	151	191
カナダ	105	72	75
モンゴル	50	52	67
ドイツ	44	28	63
中国	31	31	58
フランス	46	42	56
ニュージーランド	20	27	42
英国	20	32	41
スウェーデン	28	25	36
インドネシア	32	27	33
フィンランド	28	35	31
香港	34	50	22
カンボジア	12	16	16
その他欧州	74	85	61
その他アジア	4	12	9
その他アフリカ	—	11	13
その他中東	—	6	4
その他中南米	5	6	6
その他大洋州	2	1	1
合計	4,242	4,326	4,737

学位と称号の比較

柱③

「学位」:

国際的通用性のある大学教育の課程を修了した知識・能力の証明として大学が授与するもの

※上記の原則を踏まえつつ、多様な学習成果を適切に評価して大学・大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による学位の授与が、学校教育法第104条第7項に基づき認められている。

「称号」:

特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして本人が称するもの

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>
学部	学士 (称号)	学士 <u>(学位)</u>	学士 <u>(学位)</u>
短期大学	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	短期大学士 <u>(学位)</u>
高等専門学校	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	<u>準学士 (称号)</u>

我が国の「教育資格枠組み」

柱③

レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
6	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
	学士	
	— 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・短期大学 ・高等専門学校	
5	学士（専門職）	高度専門士 (*2)
	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科 2 年制以上修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校高等部	
	卒業証書 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校高等部 ・専修学校高等課程	
3	高等専門学校 3 年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・中学校 ・義務教育学校 ・特別支援学校中学部	
	中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・小学校 ・特別支援学校小学部	

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる

(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

LEVEL	QUALIFICATIONS	
8	Doctoral degree [Hakushi]	
7	Master's degree [Shushi]	
	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)]	
	Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi]	
	Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)]	
6	Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]	
	Bachelor's degree [Gakushi] -includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・Junior College ・College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)]	
	Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)	
5	Associate degree [Tanki-daigakushi]	Associate [Jun-gakushi] (*3)
	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)]	Diploma [Senmonshi]
	Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
	Certificate of Graduation of one year course in professional training college Certificate of Completion of one year advanced course [senkoka] in: ・Upper secondary school ・Upper division, secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education	
4	Certificate of Graduation ・Upper secondary school ・Secondary education school ・Upper secondary department, school for special needs education ・Upper secondary course, specialized training college	
	Certificate of Completion of 3rd grade of regular course, College of Technology (KOSEN)	
	Certificate: Upper secondary school equivalency examination	
3	Certificate of Graduation ・Lower secondary school ・Compulsory education school ・Lower secondary department, school for special needs education	
	Certificate: Lower secondary school equivalency examination	
2	Certificate of Graduation ・Elementary school ・Elementary department, school for special needs education	
	Certificate: Lower secondary school equivalency examination	
1	Certificate of Graduation ・Elementary school ・Elementary department, school for special needs education	

(*1) Those who have passed the assessment conducted by NIAD-QE can earn Bachelor's degrees.

(*2) Those who have completed the course designated by MEXT are eligible for admission to master's programs.

(*3) Conferred by Colleges of Technology (KOSEN)

(*4) Universities, professional and vocational universities, junior colleges, professional and vocational junior colleges, and Colleges of Technology (KOSEN) must undergo certified evaluation and accreditation (CEA).

- 米国の大学に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。
- 台湾の大学の工学部に3年次編入学しようとしたが、認められず1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した
- 高専卒業生がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためにビザの取得ができなかった。
- 海外留学における高専卒業後の学歴証明・海外大学編入・海外企業の就職・ビザ申請時に、卒業生本人が説明を要求された。
- 在学中の留学において、日本側の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、単位互換が認められなかった。
- タイ高専から編入してきた学生については、本来タイ高専卒業生に付与される準学士の学位が授与されないことから、タイ側において学位を授与する案が検討された。一部の学生・保護者からは、日本への編入学を躊躇する意見も見られた。
- モンゴルおよびタイ高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されているのが現状。

機構が行う「学士」の学位授与

大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授

坂口 菊恵

機構の概要 — 大学改革支援・学位授与機構

文部科学省所管の独立行政法人。

大学以外で唯一、学位を授与する権限を与えられた機関であるとともに、大学等の教育研究の質の向上を支援する機関でもあります。

本資料の中心

学位授与事業

大学以外の唯一の機関として学位を授与

評価事業

認証評価・国立大学法人評価の実施

施設費貸付 ・交付事業

国立大学法人等への資金の貸付・交付

質保証・国際連携

国内外の質保証機関等との連携と情報発信

調査研究

事業の基盤となる調査研究

助成事業

大学や高専の理系分野への転換を支援

学位授与事業 多様な学びを学位へ

高等専門学校・短期大学の卒業者等で、大学等においてさらに学修し単位を積み上げた者に対して審査を行い、**学士**の学位を授与。

累計授与数は**令和7年度までに7万人を突破**。

国際連携 資格の国際的な通用性

ユネスコ「東京規約」にもとづき

NIC-Japan（高等教育資格承認情報センター／2019年設置）を運営。

日本の教育資格枠組み（JEQF）を開発。

学位授与について

- ▶ **機構の概要** niad.ac.jp/about/outline.html
- ▶ **学士の学位を取得するまで** niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/get_degree/

国際連携

- ▶ **NIC-Japan（高等教育資格承認情報センター）** nicjp.niad.ac.jp
- ▶ **教育資格枠組み（JEQF）** nicjp.niad.ac.jp/japanese-system/jeqf.html

機構の沿革

大学評価・ 学位授与機構

NIAD-UE

平成 3年 学位授与機構 設立
平成12年 大学評価・学位授与機構に改組

国立大学 財務・経営センター

CUFM

平成 4年 国立学校財務センター 設立
平成16年 国立大学財務・経営センター

▼ 平成28年4月 統合

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

NIAD-QE

主な沿革

平3.7
1991.7

学位授与機構 創設。大学（短期大学を除く）以外で学位を授与できる
国内唯一の機関として発足

平12
2000

大学評価業務を開始。「**大学評価・学位授与機構**」に改組

平17.7
2005.7

高等専門学校向けの認証評価機関として正式認証

平28.4
2016.4

統合により現在の**大学改革支援・学位授与機構**として発足

令元.9
2019.9

高等教育資格承認情報センター（NIC-Japan）を設置

令6.3
2024.3

学位取得者総数が**10万人**を超えた

機構が行う学位授与 — 2つの類型

大学改革支援・学位授与機構（NIAD-QE）は、**日本において大学以外で唯一、学位授与権を与えられた機関**です。

学校教育法第104条第7項

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

単位積み上げ型の学士の学位授与

一 短期大学（専門職大学の前期課程含む）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）又はこれに準ずる者で、**大学における一定の単位の修得又はこれに相当するもの**として文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 **学士**

学校教育法 第104条第7項第1号 → 学位規則 第6条第1項

省庁大学校の課程修了者への学位授与

二 **学校以外の教育施設**で、学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 **学士、修士又は博士**

学校教育法 第104条第7項第2号 → 学位規則 第6条第2項

累計授与数 **109,384人**（学士105,113／修士3,444／博士827、1991～2025年度）。

単位積み上げ型の学士の学位授与と「認定専攻科」

学位規則 第6条第1項

学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる**専攻科**のうち**機構が定める要件を満たすもの**における一定の学修を行い、**かつ**、機構が行う**審査**に合格した者に対し行うものとする。

「専攻科」のうち機構が定める要件を満たすもの = 認定専攻科

認定専攻科の認定要件

教育課程

大学教育に相当する水準を有すること

授業科目

学科（本科）とは別個に設置。
原則として設置基準の**基幹教員**が担当

教員資格

大学設置基準に定める**教授・准教授・講師・助教**の資格に相当

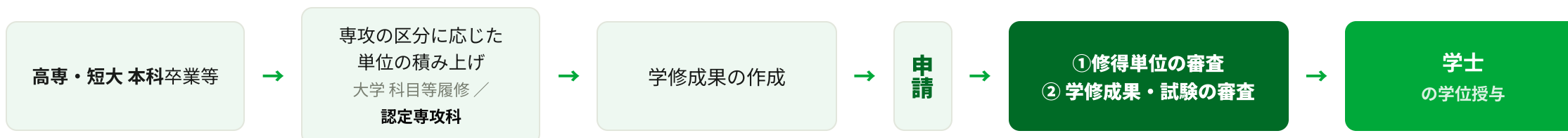
教員組織・施設設備

学生数等に応じ十分に整備されていること

レビュー：認定後は一定期間ごとに教育の実施状況を審査し、水準の維持を確認します。

学士の学位の授与に係る特例：認定専攻科のうち機構が定める要件を満たす「**特例適用専攻科**」の在学者は、専攻科最終学年の「**学修総まとめ科目**」の学修成果に基づき学士の学位授与を申請できます。

単位積み上げ型の学士の学位授与 — 審査の2本柱



① 修得単位の審査

学修の体系性を担保

- 大学の学部（4年以上の学修、124単位以上の修得）相当の学修であるか
- 61の専攻の区分ごとに定められた「修得単位の審査の基準」を満たしているか

② 学修成果・試験の審査

学修の到達度を担保

- 学修成果 = レポート（A4で10～17頁）
または演奏・創作・作品（芸術系）
- 試験 = 小論文試験（筆記90分）または面接試験（15分）

学修成果と試験の結果にもとづき、大学卒業者と同等以上の学力が身についているか

両方が「可」で合格。



学位授与 申請案内

「新しい学士への道」 — 申請資料・様式のご案内

niad.ac.jp/n_gakui/application/shinseishiryou.html

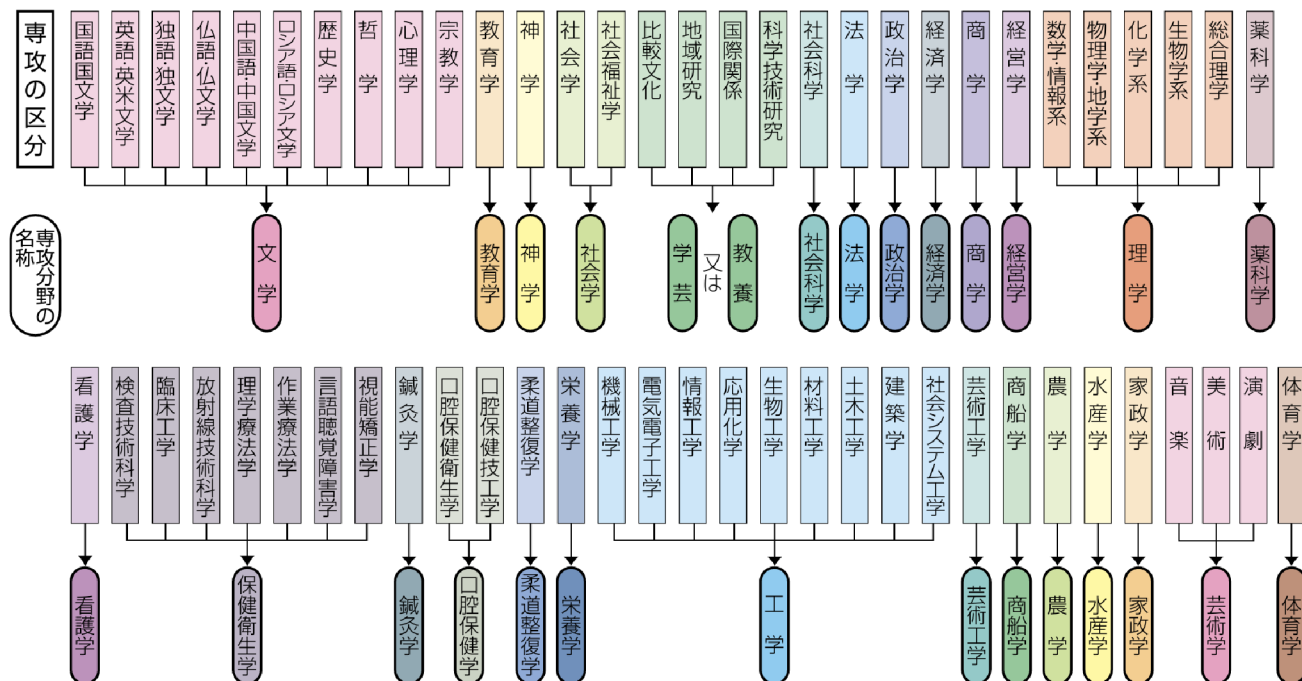


61の専攻の区分と「修得単位の審査の基準」



28の専攻分野にわたる学士

61の「専攻の区分（申請する際に選択する専門分野）」に応じた“28分野の学士”があります。合格者には、「学士（専攻分野の名称）」が授与されます。



61

専攻の区分

28

専攻分野

各専攻の区分ごとに審査の基準を設定

図の各列が61の専攻の区分です。

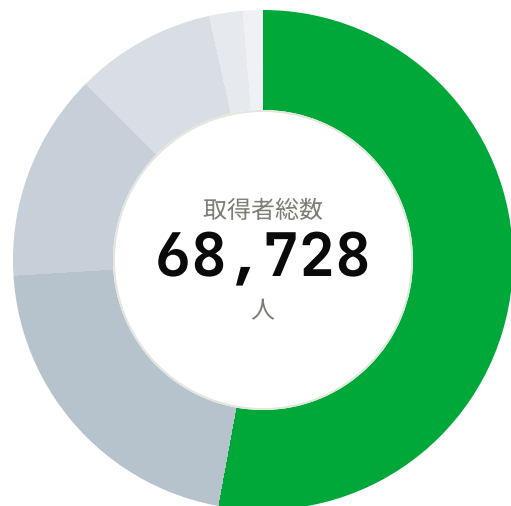
各専攻の区分ごとに**修得単位の審査の基準**が設けられています。

修得単位の審査の基準は、申請案内「**新しい学士への途**」に記載されています。

前スライドの①**修得単位の審査**は、この基準に照らして行います。

学士の学位取得者の内訳

基礎資格別の学位取得者数（累計・令和6年度まで）



■ 高等専門学校 卒業	36,345	52.9%
■ 2年制 短期大学 卒業	14,531	21.1%
■ 3年制 短期大学 卒業	9,206	13.4%
■ 3年制 専門学校 修了	6,246	9.1%
■ 大学 中退・卒業 ほか	2,400	3.5%

令和7年度 学位授与総数

3,568 人

単位積み上げ型 2,440 / 省庁大学校（修士・博士含む） 1,128

過半数（52.9%）が高専卒業者。

さらにそのうち**36,283人（99.8%）**が高専専攻科の修了者です。

日本の教育資格枠組み（抄） （JEQF：Japanese Educational Qualifications Framework）

日本語

レベル	教育資格
6	学士 — 機構が認定専攻科の単位に基づき授与するものを含む（高専・短大）
5	短期大学士 / 準学士（称号：高専の卒業時に付与） / 専門士
4	高等学校等の専攻科1年制修了証書 / 専修学校専門課程1年制
3	高等学校卒業証書 / 高等専門学校3年次修了証書

当資格枠組みは、国内外での日本の教育資格の透明性・社会的理解を高め、進学・就職を希望する資格保有者の不利益を回避することを目的としています。機構が開発し、**2025年に中央教育審議会の審議を経て文部科学省が認めています。**

資格枠組みの詳細（NIAD-QE）：www.nicjp.niad.ac.jp/en/japanese-system/jeqf.html

English

LEVEL	EDUCATIONAL QUALIFICATIONS
6	Bachelor's [Gakushi] — incl. NIAD-QE awards from credits at recognized advanced courses (KOSEN, Junior College)
5	Associate degree / Associate [Jun-gakushi] (on KOSEN graduation) / Diploma
4	One-year advanced course [senkoka] / 1-yr specialized training
3	Upper secondary graduation / KOSEN 3rd-grade completion

同じレベルの資格は互いに「**同質 (homogeneous)**」ではなく「**同等 (equivalent)**」／**比較可能 (comparable)**」と位置づけ。課程修了要件・入学資格要件の**法令根拠**に基づき設計。

ご清聴
ありがとうございました



▶ 説明動画 / YOUTUBE

単位積み上げ型の
学士の学位授与制度

youtube.com/watch?v=djvnlg3Y8yU

高等専門学校機能強化に関する検討会設置要綱

令和8年6月15日

高等教育局長決定

1 趣旨

将来の社会・産業構造の変化や少子化の進展等を背景として、高等教育の質の確保・向上が求められる中、実践的・創造的な技術者を養成する高等専門学校の役割は一層重要となっている。また、社会的需要が高い成長分野の人材育成や、地域課題・社会課題の解決に貢献する高度専門人材育成する機関としての期待も高まっている。

このような状況を踏まえ、高等専門学校の更なる在り方や機能強化について検討を行うため、「高等専門学校の機能強化に関する検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

2 検討事項

- (1)社会・産業構造の変化等を踏まえた量的拡大・質的向上
- (2)国際通用性の確保、グローバル化への対応
- (3)その他必要な事項

3 実施方法

- (1)検討会は別紙に定める有識者により構成する。
- (2)検討会は必要に応じて他の関係者にも協力を求めることができる。

4 検討会の開催期間

令和8年6月15日から令和9年3月31日までとする。

5 その他

検討会に関する庶務は、高等教育局専門教育課において処理する。

高等専門学校機能強化に関する検討会 委員名簿

五十棲 浩二	神山まると高専校長
江口 忠臣	国立高等専門学校機構理事
萱島 信子	JICA 緒方貞子平和開発研究所シニアリサーチアドバイザー 笹川平和財団常務理事
小島 知博	サレジオ工業高等専門学校校長 日本私立高等専門学校協会会長
坂口 菊恵	大学改革支援学位授与機構研究開発部教授
柴崎 年彦	東京都立産業技術高等専門学校校長 全国公立高等専門学校協会会長
竹内 芳明	大和総研顧問
谷口 功	国立高等専門学校機構特別顧問(国立高等専門学校機構前理事長)
若原 昭浩	豊橋技術科学大学長

(五十音順、敬称略)

高等専門学校機能強化に関する検討会運営要領

令和8年6月 19 日

高等専門学校機能強化に関する検討会決定

高等専門学校機能強化に関する検討会（以下、「検討会」という。）の議事の手続き
その他 検討会の運営に関しては、以下のとおりとする。

（座長）

第1条 検討会に座長を置く。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事の公開等）

第2条 検討会は原則として公開して行う。ただし、座長が、検討会を公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会の傍聴）

第3条 検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局専門教育課（「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、座長の許可を受けて、検討会を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、検討会を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。

4 登録傍聴人は、検討会の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

5 座長は、登録傍聴人が、第2項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに検討会を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（検討会資料の公開）

第4条 検討会資料は原則として公開する。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると座長が認めるときは、検討会資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(議事録の公開)

第5条 検討会の議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれその他正当な理由があると座長が認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について

【背景・経緯】

- 将来の社会・産業構造変化等を踏まえ、5年一貫で**実践的・創造的技術者を育成する高専への社会的期待**が大きく高まっている。
 - 一方で、急速な産業構造変化に対応・牽引する人材を育成・輩出し、社会経済の発展に寄与していくためには、昭和36年の制度創設以降続いている**高等専門学校の在り方を見直し、より一層高度化**する必要。
 - このような背景も踏まえ、**我が国の更なる発展や、個々人の適性や関心に応じて学べる環境の一層の確保**に向け、**高専を大きく機能強化**する。
- ⇒ 今後、高専の在り方について議論を行う**有識者会議を文部科学省に設置し、以下の内容について議論を進めることとする。**

【改革の方向性・内容】

柱①：高専の「量的拡大」

《①—1》公私立高専の新設促進

- ・**成長分野転換基金**を通じた新設支援（～20億円支援）
- ・自治体等との丁寧な対話、相談対応

《①—2》高専教育の領域拡大

- ・**農業、コンテンツ等の領域への拡大**（現在は工学系の基準のみが制定）

《①—3》学生の多様性確保

- ・工学系分野の女性など**学生の多様性を確保し、多様な視点・発想を取り入れた高い成果を生み出す教育研究**を実現

《①—4》高専志願者増に向けた取組

- ・**中学生や保護者、中学校進路担当教員**に対する出前授業等の連携やSNS等の効果的取組の実施
- ・**高専と大学・大学院との接続強化**等による高専卒業後の進路の魅力向上

⇒ **少子化傾向においても、高専学生数を増加**

柱②：高専教育の「質的向上」

《②—1》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- ・**人件費・物価上昇と連動した運交金の在り方への見直し**
- ・個別分野等への対応
※**戦略17分野**、スタートアップ、SC・SSW等
- ・高専の**施設・設備の整備充実**による一層の高度化・魅力化

《②—2》高専の設置目的の見直し

- ・産業構造変化等に対応し、**高専の役割に「研究」の追加**を検討、学生の資質能力の更なる向上

《②—3》高専教員の確実な確保

- ・実務家教員等の確保に向けて、高等専門学校設置基準の**教員資格の明確化**や実務実績をより適確に評価できるような**教員審査の見直し**等の検討
- ・**高専教員を養成する大学の取組への支援**の検討

⇒ **高専教育の質を確実に担保・向上**

柱③：高専卒業者の「国際通用性確保」

《③—1》高専卒業者の国際通用性の向上

- ・**「称号」を付与していることの見直し**
※高専での学びが国際的にも適切に評価されるよう、高専本科卒業者に対して「称号」を付与していることに伴う不都合に関する実態の把握等を行った上で、**法制的な検討を行い、「学位」の授与も含め、見直しを検討**

《③—2》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- ・短期的方策として**透明性や比較可能性を高める方策の実施**

《③—3》高専生の海外留学の促進

- ・**インターンシップや留学等の海外派遣支援の充実**

⇒ **高専生・卒業者が国際的に活躍し、我が国の発展にも寄与できるよう環境整備**

1. 高専の「量的拡大」

《①—1》公私立高専の新設促進

- 地域社会・産業で活躍する人材育成を目指した高専の新規設置の動きが全国で活発となっている。少子化の進行においても高専学生の増加させるため、これらの取組を成長分野転換基金等により積極的な支援するにあたり、その他必要な観点、方策は何か。

《①—2》高専教育の領域拡大

- 現在、全国に設置されている高専は、全て工学分野の技術者養成を目的としており、設置基準上、工学に関する学科以外の基準が定められていない。今後の社会・産業構造の変化や新規設置のニーズ等を踏まえて、工学以外の分野の拡大（例えば農業やコンテンツなどの分野）を検討するために必要な観点は何か。

《①—3》学生の多様性の確保

- 新たな価値創造や教育の質向上に資するよう、公正かつ妥当な方法により入学者の多様性を確保するために必要な観点、方策は何か。

《①—4》高専志願者増に向けた取組

- 少子化の進行や進路選択の多様化を踏まえ、全国の15歳から積極的に選ばれる教育機関となるよう、高専の魅力を効果的に発信するために必要な観点、方策は何か。

2. 高専の「質的向上」

《②—1》国立高等専門学校機構運営費交付金等の抜本的な拡充

- 物価や人件費が高騰する中において、高専の機能強化を図っていくためには、運営費交付金予算の抜本的な構造転換と拡充が必要となる。また、施設・設備の老朽改善整備や防災機能の強化が喫緊の課題となっているところ、高専の機能強化と合わせて施設・設備環境を一層魅力的なものとしていくために必要な観点、方策は何か。

《②—2》高専の設置目的の見直し

- 高等専門学校は、昭和36年に「中堅技術者を養成する専門職業教育機関」として制度創設された。また、社会・産業構造等は急速に変化しており、教育面のみならず研究面においても高専の活動実績とともにその役割が社会から強く求められている。このような状況を踏まえ、高専の設置目的・意義をどのように考え、研究機能の強化を図っていくことが必要か。

《②—3》高専教員の確実な確保

- 新規設置の動きの活発化していることから、今後は教員需要の更なる増加が見込まれる。一方で、中高年層を中心とした年齢構造を背景に将来的な人材不足も懸念される。また、技術や産業構造等が急速に変化し、最新の実務知識を教育に反映させることが求められている。このような状況を踏まえ、実務家教員を含む優秀な人材確保を図るとともに、高専教員に求められる資質の明確化や高専教員の養成の在り方を検討するために必要な観点、方策は何か。

3. 高専卒業者の「国際通用性確保」

《③—1》高専卒業者の国際通用性の向上

- 高専の本科卒業生は、約4割が大学や専攻科に進学、約6割が就職し、希望者はほぼ全て進学又は就職をしており、その資質・能力について社会からの期待や評価は高い。一方で、今日では人や情報、資本のグローバル化が進展しており、高専本科卒業者に「準学士」の称号が付与される仕組み自体があっても、海外において十分に理解されず、支障が生じている。このため、高専本科卒業生がより社会的にも国際的にも評価が得られるための仕組みについて学位の授与を含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

《③—2》高専卒業者の卒業証明等の国際通用性の確保

- 上記の論点とあわせ、既存制度の枠内において実施可能な短期的な対応として、高専卒業者の学修成果や学歴の位置づけが海外において適切に理解される必要がある。このため、卒業証明書等の国際通用性の確保も含めて検討するために必要な観点、方策は何か。

《③—3》高専生の海外留学の促進

- グローバル化の進展を踏まえ、世界で活躍できる技術者の育成のため、高専生の海外派遣の推進、外国人留学生の受入れの充実、海外教育機関と連携した国際交流プログラム及びKOSENの海外展開を促進するために必要な観点、方策は何か。

高等専門学校の現状について



目次

1. 高等専門学校制度等の沿革
2. 高等専門学校の概要・基本的データ
3. 特色ある教育等
4. 海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援
5. 国立高専関係予算
6. 高専新設の動き

※資料中 柱○ とあるのは、【資料4「高等専門学校機能強化パッケージ（仮称）」の方向性について】に記載の項目に主として対応する資料を示している。

1. 高等専門学校制度等の沿革

高等専門学校制度等の沿革

昭和36年	高等専門学校制度の創設
昭和37年	最初の高等専門学校の設置（国立12校、公立2校、私立5校）
昭和42年	商船高等専門学校の設置（5校）
昭和51年	技術科学大学設置 単位制の導入、卒業に必要な単位数の設定
昭和63年	第1回アイデア対決全国等々専門学校ロボットコンテスト開催
平成3年	学科種別の規定を廃止、工業・商業のみとした分野の制限を撤廃 卒業生に準学士の称号を付与、専攻科制度の導入 大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与制度の開始 授業科目の標準に係る規定を廃止、卒業に必要な単位数の見直し（177単位→167単位）
平成10年	メディア等を通じて行う学修について単位認定制度化
平成16年	国立55校を設置・運営する法人として独立行政法人国立高等専門学校機構が発足
平成17年	単位計算方法の見直し（学習単位の導入）
平成20年	公立大学法人による高等専門学校の設置
平成21年	国立8校の高度化再編により、4校の設置
平成27年	大学評価・学位授与機構による専攻科修了者への学位授与の円滑化（専攻科の特例適用開始）
令和2年	高専以外の教育施設における学修の規定の弾力化（高専が認定できる単位数の上限を緩和） 履修証明プログラムの単位認定（高専生の多様な学修等を促進） 実務家教員の高専教育への参画促進（専任教員数の2割の範囲内） 多様なメディアを活用した授業の単位上限の拡大（30単位→60単位）
令和4年	専任教員から基幹教員へ転換等 高等専門学校制度創設60周年記念式典開催
令和5年	平成14年以来の高専設置（私立1校）

2. 高等専門学校の概要・基本的データ

高等専門学校制度の概要①

1. 高等専門学校とは

- 中学校卒業後の15歳の学生を受け入れ、実験実習を中心とした、**5年一貫の実践的技術者教育**を行う**高等教育機関**

(昭和36年に制度化、昭和37年以降設置)

- **中堅技術者・研究開発の担い手**の育成に加え、近年では、**社会的需要が高い成長分野**の人材育成や、**地域課題・社会課題の解決**に貢献する人材の育成が期待されている

2. 基本データ ※令和7年5月1日現在（出典：令和7年度学校基本調査、文部科学省調べ）

学 校 数：全58校（国立51校、公立3校、私立4校）

学 生 数：53,305人（女子学生比率 **約24%**）

入学定員（R7）：10,535人（15歳人口の**約1%**）

入学者数（R7）：10,753人（定員充足率 **102.1%**）

（志願者数 **15,173人**〔**志願倍率1.44倍**〕）

卒業後の進路：6割が就職

4割が進学（うち6割が大学へ編入、4割が専攻科へ進学）

高等専門学校制度の概要 ②

- ◆ 目 的 . . . 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成する。
- ◆ 修業年限 . . . 5年、商船に関する学科は5年6月
- ◆ 入学対象 . . . 中学校卒業生
- ◆ 教員組織 . . . 校長、教授、准教授、講師、助教、助手

◆ 教育課程等

- ① 一般科目と専門科目をくさび型に配当して、5年間一貫教育で効果的な専門教育を行っている
- ② 卒業要件単位数 167単位以上
(商船に関する学科は、147単位以上)
- ③ 一学級40人編成、学年制

◆ 称 号

卒業生には準学士の称号

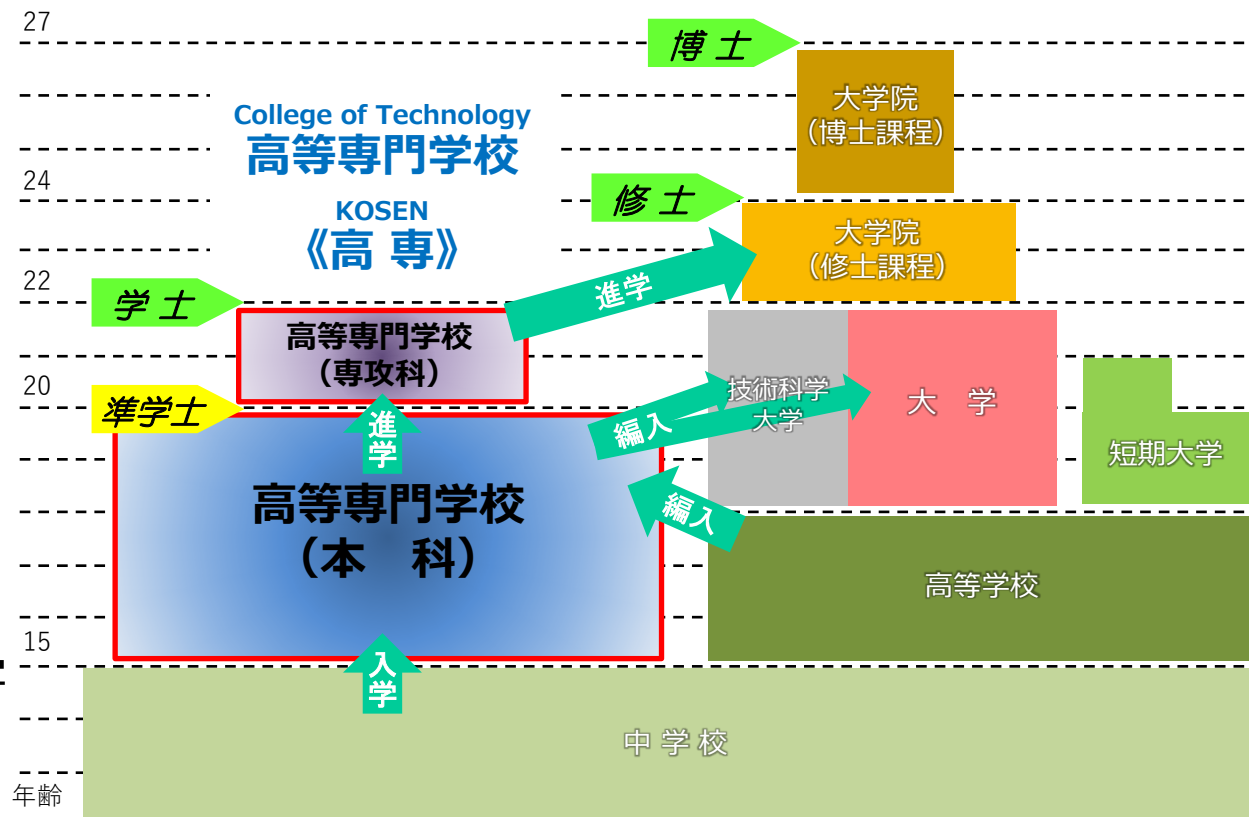
◆ 進 学

高等専門学校卒業後、専攻科進学

※あるいは大学編入学の途がある

※専攻科修了後は、(独)大学改革支援・学位授与機構の審査を経て、学士の学位取得可

高等専門学校と高校、大学・大学院との制度上の関係



学校教育体系における高等専門学校の位置づけ（イメージ）

柱②

養成する人材

◆ ジェネラリストや研究者を含め幅広く人材を養成

◆ 専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成

◆ 職業又は実際生活上の各種の目的に合った人材を養成

◆ 専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成

◆ 応用技術の修得が重視される実践的技術者を養成

◆ 多様な分野のニーズに応じた人材を養成

高等教育	大学	専門職大学	短期大学	専門職短期大学	高等専門学校	専門学校
	● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする ➢ 教養教育と学術的な研究成果に基づく専門的な教育を実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする ➢ 職業又は实际生活に具体的に役立つ専門教育を重点的に実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 短期大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	● 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする ➢ 中学校等卒業者に対し、高等学校段階に相当する基礎的能力の育成も含め、<u>早期からの5年一貫教育</u>を実施 ➢ <u>技術者養成のための実地的な専門教育</u>を重点的に実施	● 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする ➢ 特定の職業に必要な能力を習得するために実践を重視した教育を実施
	高等学校					
中等教育	中学校					

高等専門学校配置図

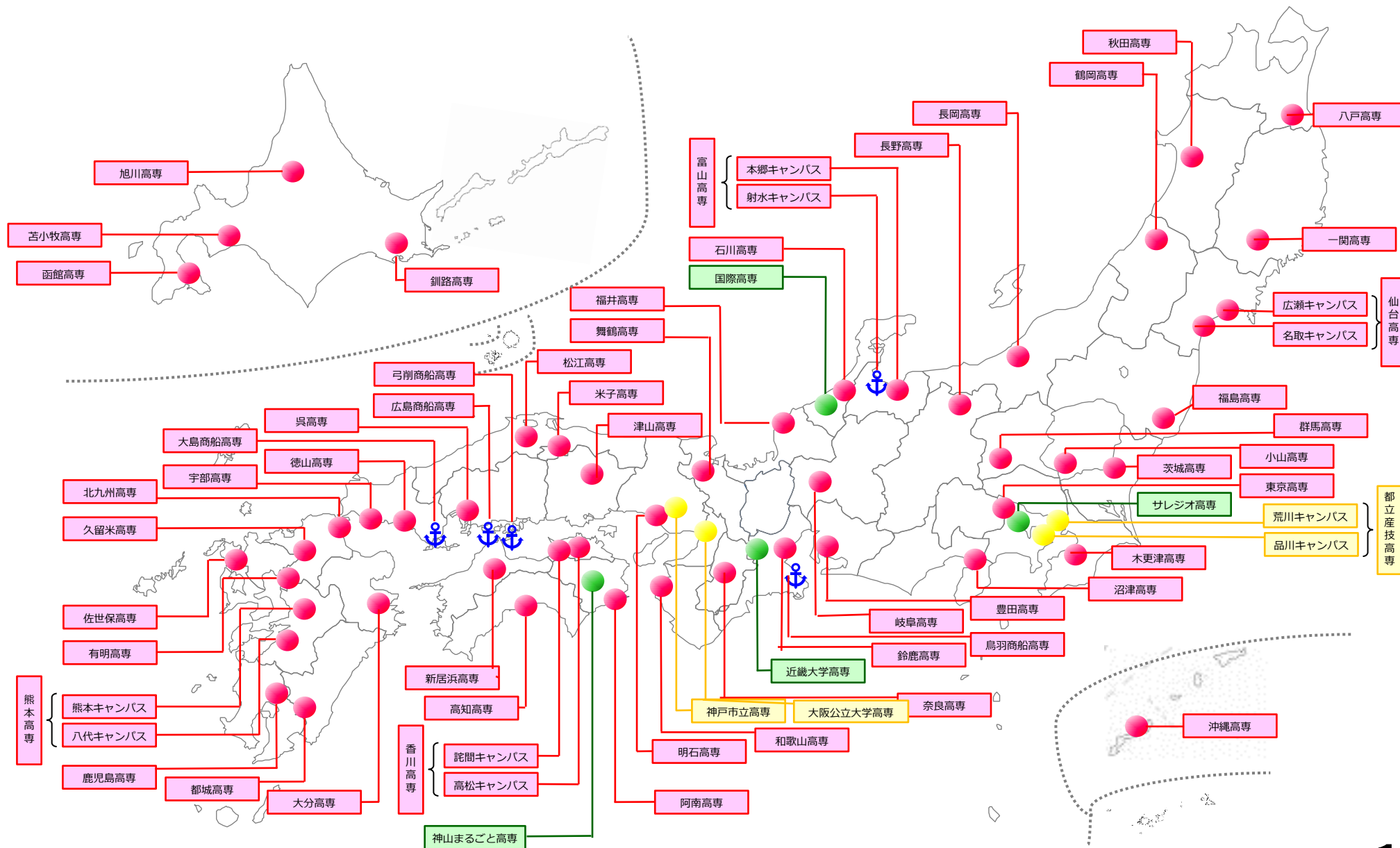
● 国立高専 ⇒ 51校、
 錨 上記のうち商船高専 5校

● 公立高専 ⇒ 3校、

● 私立高専 ⇒ 4校 【高専合計 ⇒ 58校】

柱①

令和8年4月1日現在



全国の高等専門学校一覧

(令和8年4月現在)

柱①

ブロック	都道府県名	区分	校名(キャンパス)	市区町村	設置年
北海道		1 国立	函館工業	函館市	S37
		2 国立	苫小牧工業	苫小牧市	S39
		3 国立	釧路工業	釧路市	S40
		4 国立	旭川工業	旭川市	S37
東北	青森	国立	八戸工業	八戸市	S38
	岩手	国立	一関工業	一関市	S39
	宮城	国立	仙台 ※3 (広瀬)旧仙台電波工業 (名取)旧宮城工業	仙台市 名取市	S38 S46
	秋田	国立	秋田工業	秋田市	S39
	山形	国立	鶴岡工業	鶴岡市	S38
	福島	国立	福島工業	いわき市	S37
北関東	茨城	国立	茨城工業	ひたちなか市	S39
	栃木	国立	小山工業	小山市	S40
	群馬	国立	群馬工業	前橋市	S37
	埼玉	なし	※2		
南関東	千葉	国立	木更津工業	木更津市	S42
	神奈川	なし	※2		
	山梨	なし			
東京		1 国立	東京工業	八王子市	S40
		2 公立	都立産業技術 (品川)旧都立工業 (荒川)旧都立航空工業	品川区 荒川区	S37 S37
		3 私立	サレジオ工業	町田市	S38
北陸信越	新潟	国立	長岡工業	長岡市	S37
	富山	国立	富山 ※3 (本郷)旧富山工業 (射水)旧富山商船	富山市 射水市	S39 S42
	石川	1 国立	石川工業	河北郡津幡町	S40
		2 私立	国際	金沢市	S37
	福井	国立	福井工業	鯖江市	S40
	長野	国立	長野工業	長野市	S38
東海	岐阜	国立	岐阜工業	本巣市	S38
	静岡	国立	沼津工業	沼津市	S37
	愛知	国立	豊田工業	豊田市	S38
	三重	1 国立	鳥羽商船	鳥羽市	S42
		2 国立	鈴鹿工業	鈴鹿市	S37
		3 私立	近畿大学工業	名張市	S37

ブロック	都道府県名	区分	校名(キャンパス)	市区町村	設置年
近畿	滋賀	なし	※4		
	京都	国立	舞鶴工業	舞鶴市	S40
	大阪	公立	大阪公立大学工業	寝屋川市	S38
	兵庫	1 国立	明石工業	明石市	S37
		2 公立	神戸市立工業	神戸市	S38
	奈良	国立	奈良工業	大和郡山市	S39
中国	和歌山	国立	和歌山工業	御坊市	S39
	鳥取	国立	米子工業	米子市	S39
	島根	国立	松江工業	松江市	S39
	岡山	国立	津山工業	津山市	S38
	広島	1 国立	広島商船	豊田郡大崎上島町	S42
		2 国立	呉工業	呉市	S39
四国	山口	1 国立	徳山工業	周南市	S49
		2 国立	宇部工業	宇部市	S37
		3 国立	大島商船	大島郡周防大島町	S42
	徳島	1 国立	阿南工業	阿南市	S38
		2 私立	神山まるごと (令和5年4月1日開校)	名西郡神山町	R5
	香川	国立	香川 ※3 (高松)旧高松工業 (詫間)旧詫間電波工業	高松市 三豊市	S37 S46
九州	愛媛	1 国立	新居浜工業	新居浜市	S37
		2 国立	弓削商船	越智郡上島町	S42
	高知	国立	高知工業	南国市	S38
	福岡	1 国立	久留米工業	久留米市	S39
		2 国立	有明工業	大牟田市	S38
		3 国立	北九州工業	北九州市	S40
	佐賀	なし			
	長崎	国立	佐世保工業	佐世保市	S37
	熊本	国立	熊本 ※3 (八代)旧八代工業 (熊本)旧熊本電波工業	八代市 合志市	S49 S46
	大分	国立	大分工業	大分市	S38
	宮崎	国立	都城工業	都城市	S39
	鹿児島	国立	鹿児島工業	霧島市	S38
	沖縄	国立	沖縄工業	名護市	H14

※1 【学校数】 国立:51 公立:3 私立:4 計 58校

※2 【高専から大学への転換】 埼玉県: (私)聖橋高専(S37)→埼玉工業大学(S51)、 神奈川県: (私)幾徳高専(S38)→神奈川工科大学(S51)、 (私)桐蔭学園高専(S40)→桐蔭横浜大学(S63)
大阪府: (私)大阪高専(S37)→摂南大学(S50)

※3 【高専の高度化再編】 仙台、富山、香川、熊本については、平成21年度の高度化再編によりそれぞれ統合

※4 【今後の新設】 滋賀県: 県立高専を令和10年度開校予定で準備中

福岡市: 市立高専を令和11年度開校予定で準備中

愛知県: 県立高専を令和11年度(※最短)開校予定で準備中

学校数・学科数・学生数

柱①

1. 設置者別学校数、在学生数等の現状（令和7年5月現在）

	学校数 a (本科,専攻科)		本科 学科数 (注1)	本科 入学定員	本科 在学生数 b	専攻科 在学生数 b	1校当たりの在学生数 (本科,専攻科) b/a	
国立	51	51	175	9,420	47,998	2,715	941	53
公立	3	3	7	720	3,606	155	1,202	52
私立	4	2	4	395	1,701	44	425	22
計	58	56	186	10,535	53,305	2,914	919	52

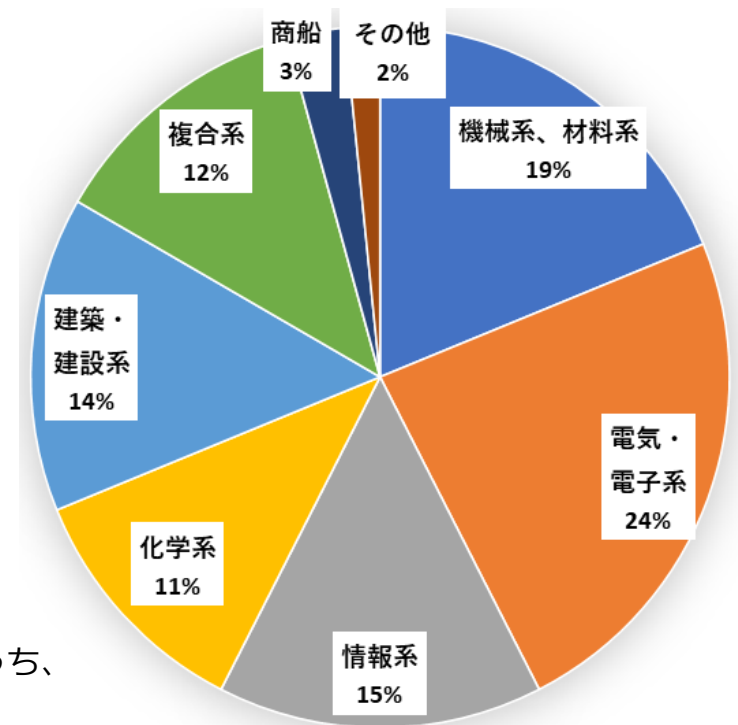
2. 本科分野別学科数・入学定員（人）（令和7年度）

区分	工 業								計
	機械系	電気・電子系	情報系	化学・生物系	建築・建設系	複合系 (注2)	商船	その他	
学科数	35	44	28	21	27	23	5	3	186
入学定員	1,445	1,805	1,245	845	1,080	3,795	200	120	10,535

(注)

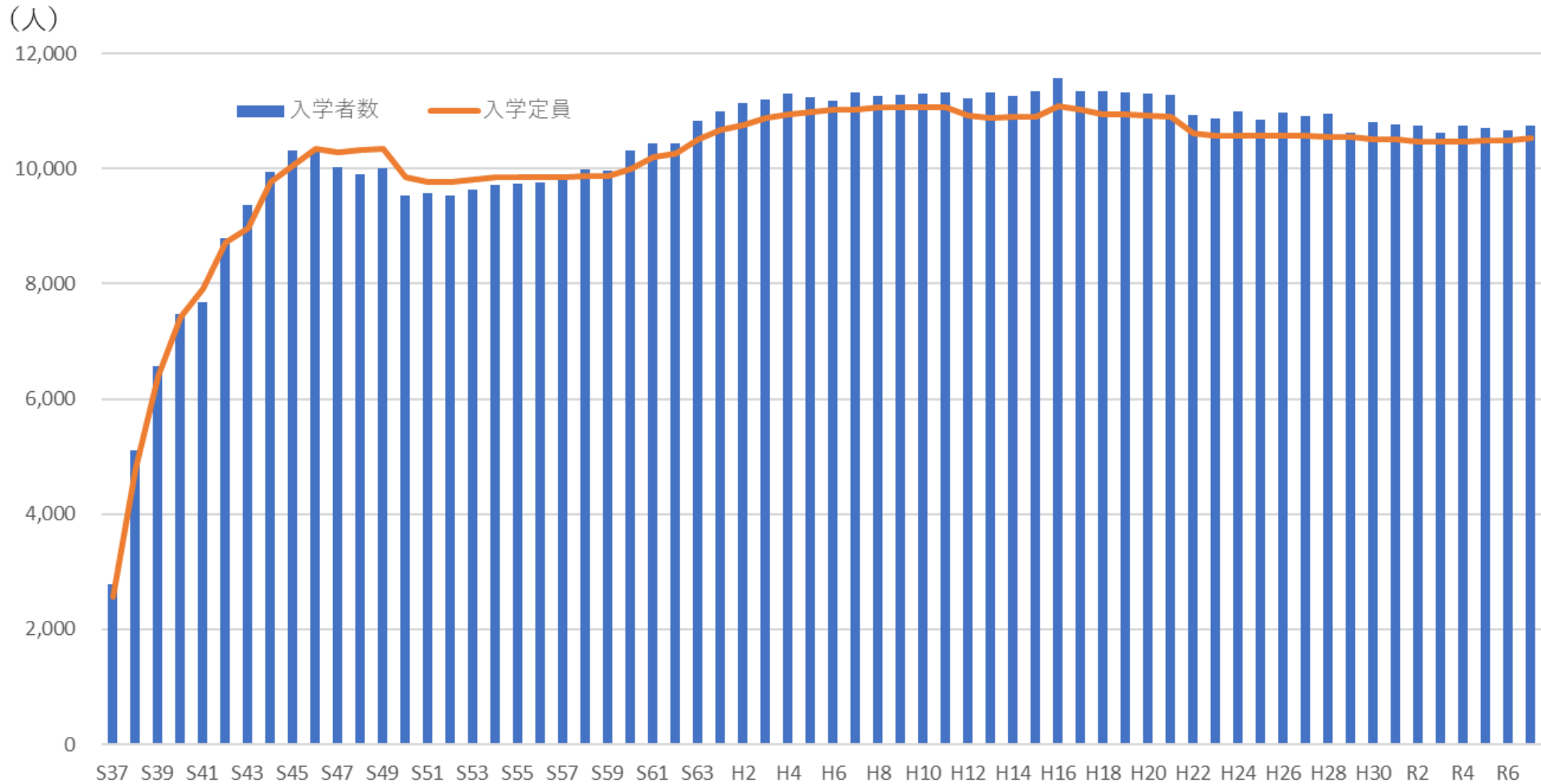
1. 学科再編による募集停止中の学科を除く。
2. 「機械系」「電気・電子系」「情報系」「化学・生物系」「建築・建設系」の各系統のうち、幾つかの系統を複合させた学科のこと。

3. 分野別学科数



入学定員・入学者の推移

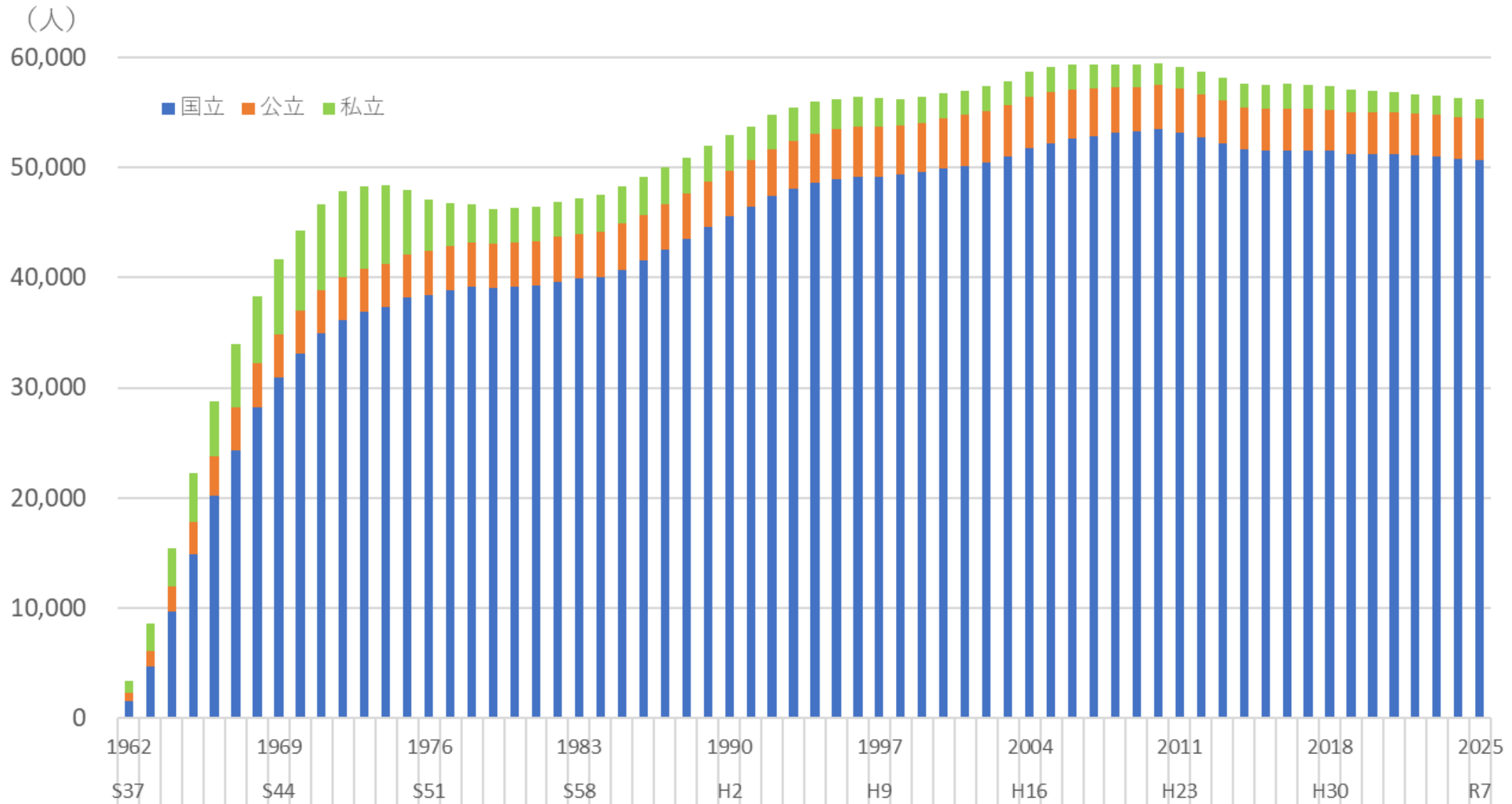
柱①



出典：文部科学省調べ

在学生数の推移

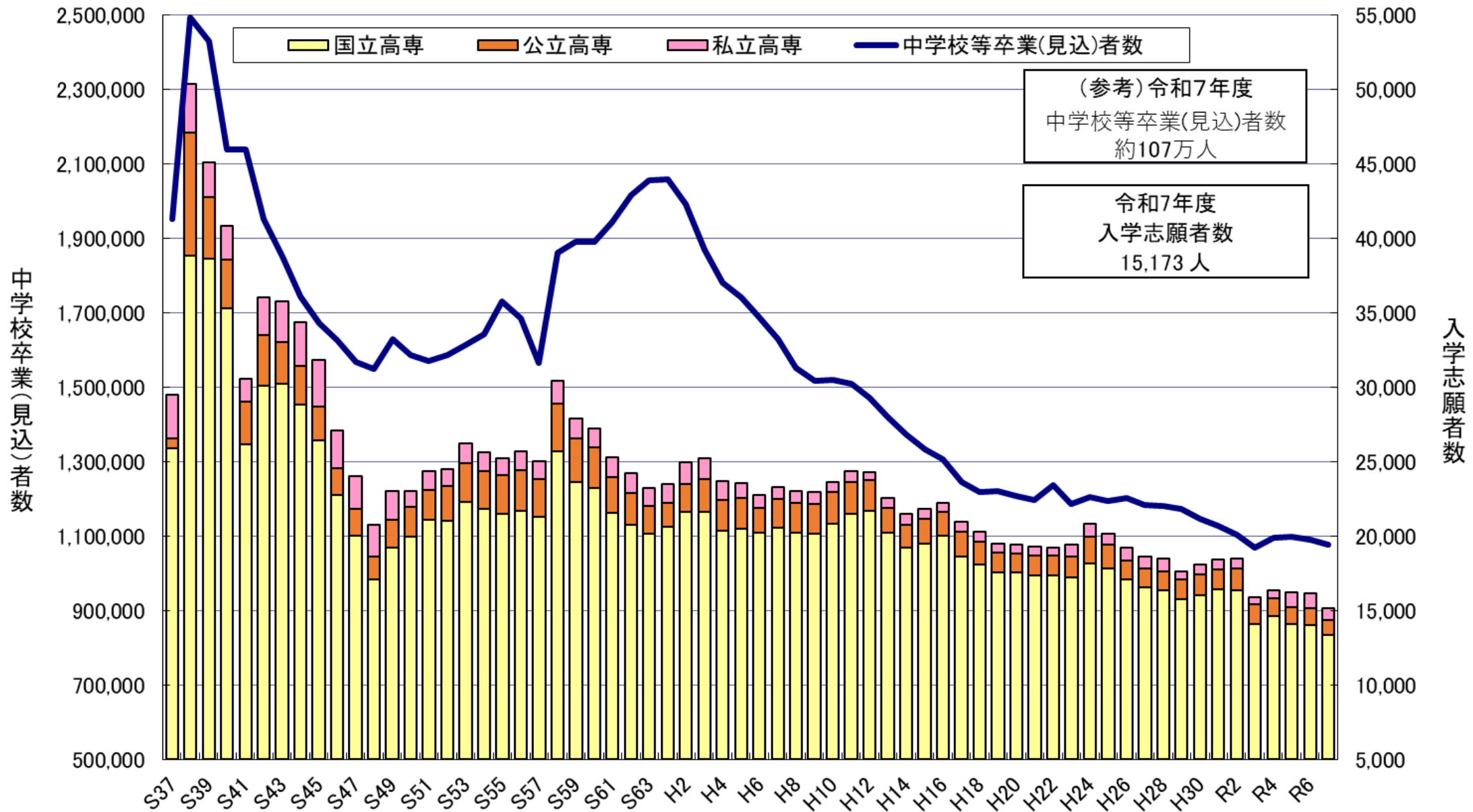
柱①



出典：文部科学省調べ

入学志願者推移

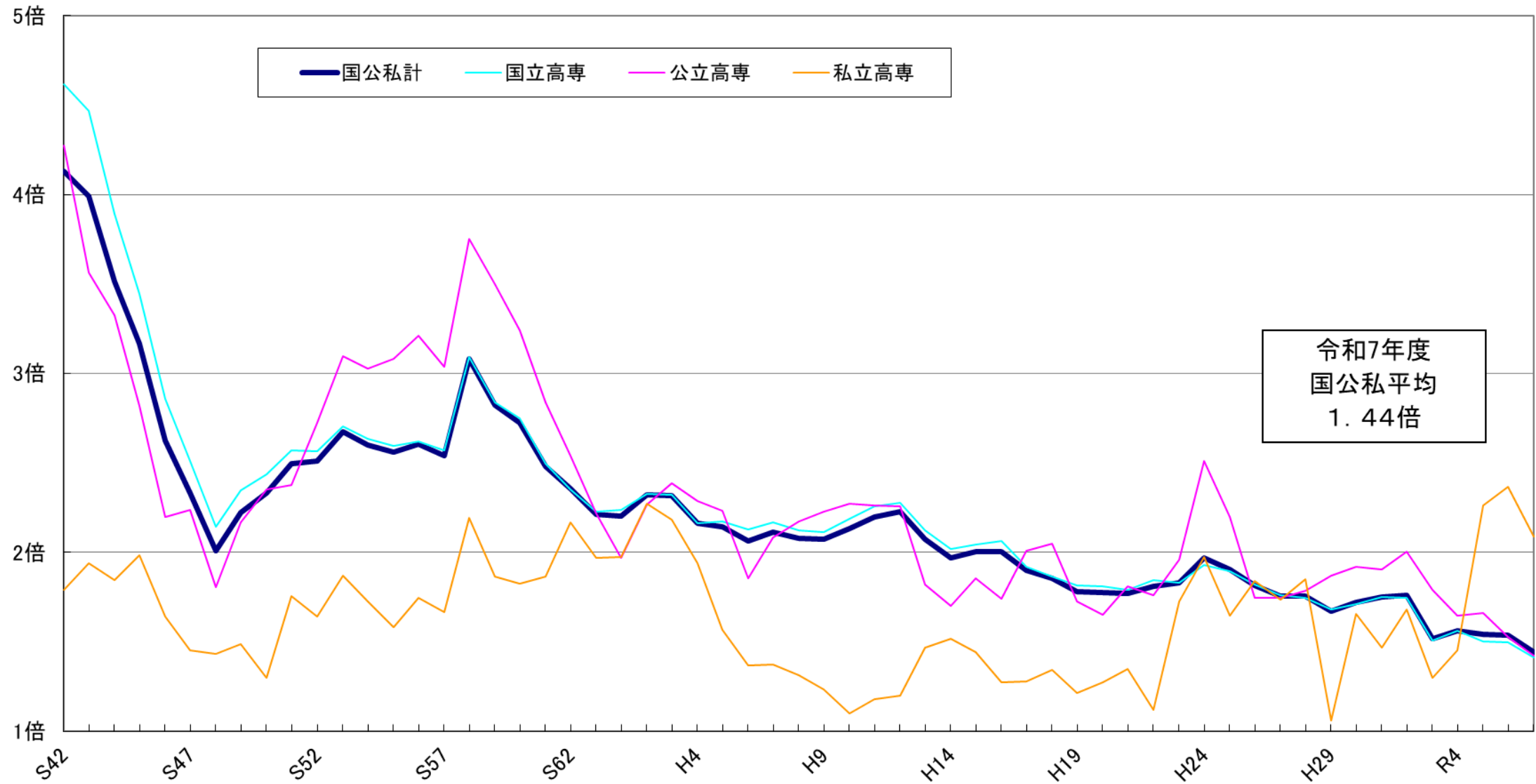
柱①



出典：文部科学省調べ

入学者志願倍率の推移

柱①

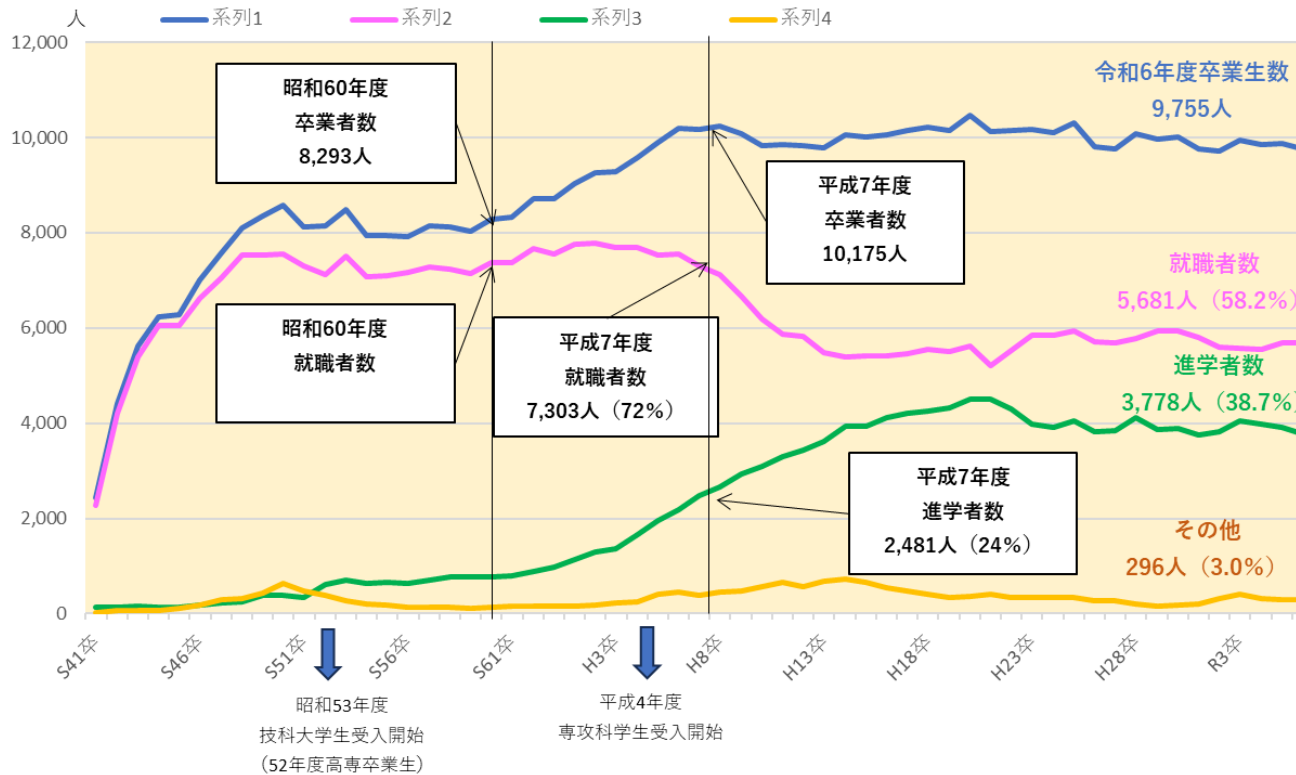


出典：文部科学省調べ

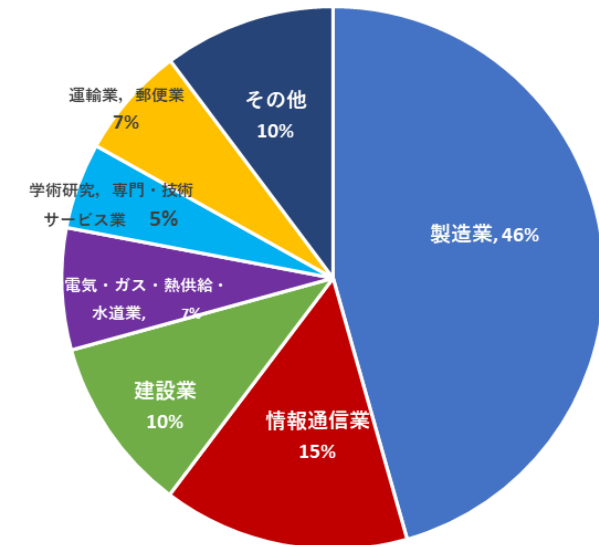
卒業生の状況

柱②

1. 卒業生の進路の状況



2. 卒業生の就職先（産業別） 令和7年3月



○就職希望者の就職率は、ほぼ100%

○就職者の約5割が製造業に就職するなど、我が国の経済産業を支える人材を輩出
職業別では約9割が技術者（専門的・技術的職業従事者）として就職

出典：令和7年度学校基本調査

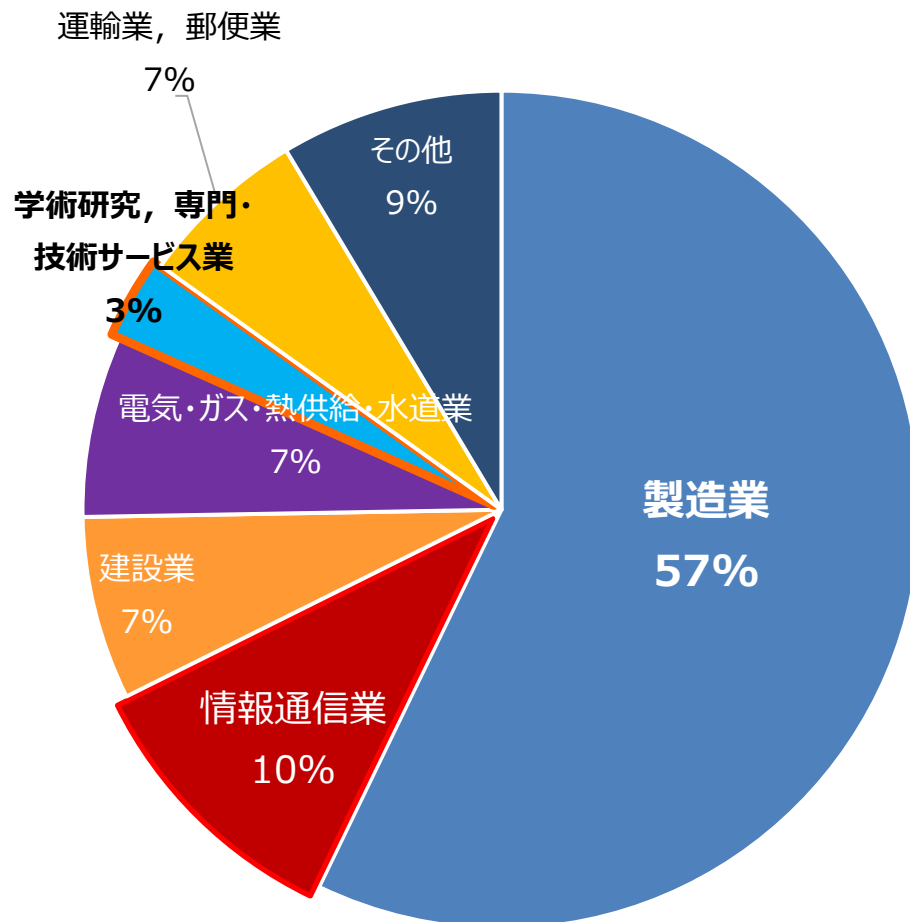
卒業生の産業別就職者数（平成21年度と令和7年度調査の比較）

柱②

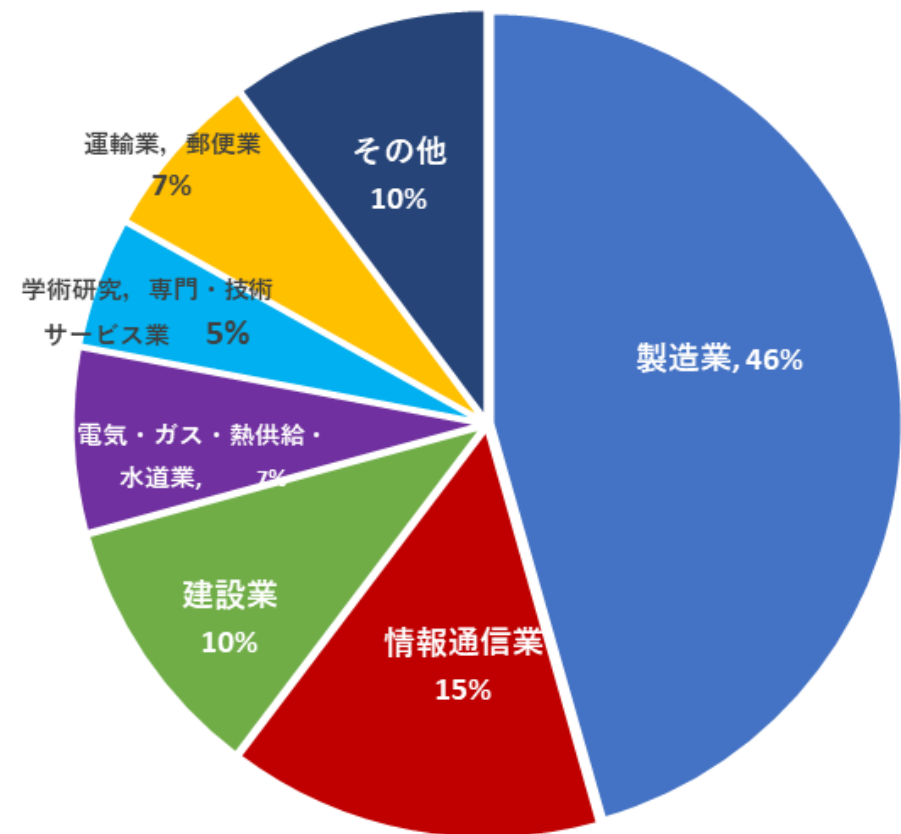
○産業構造の変化に伴い、卒業生の就職する業種も変化

- ・ 製造業の減少（57% → 46%）
- ・ 情報通信業の増加（10% → 15%）
- ・ 学術研究、専門・技術サービス業の増加（3% → 5%）

平成20年3月卒業生

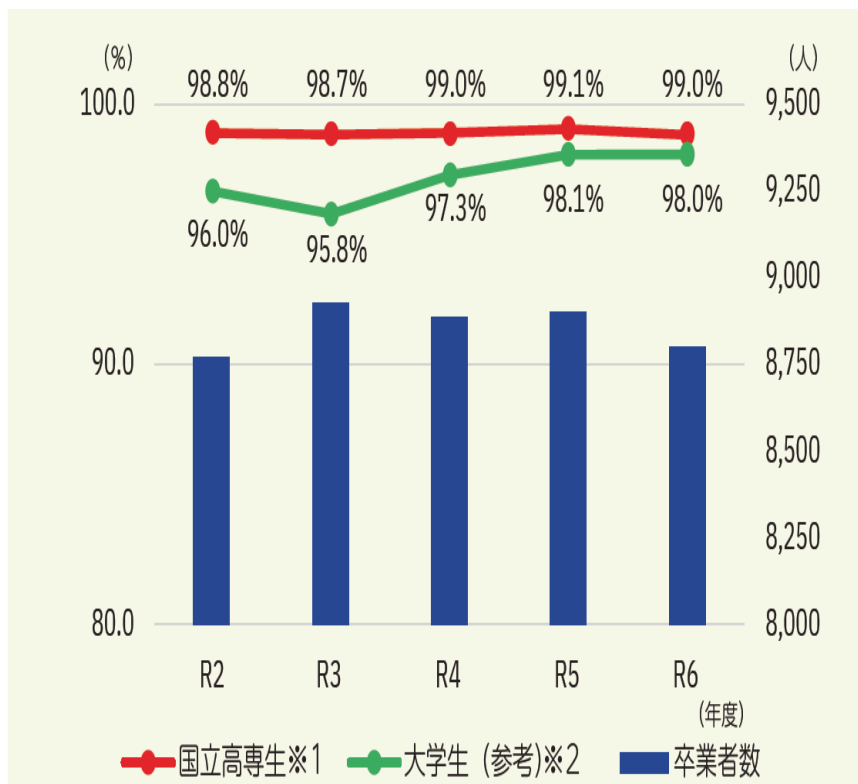


令和7年3月卒業生



就職希望者の就職率・求人倍率（国立高専）

本科卒業者のうち就職希望者の就職率



※1 令和7年5月1日現在

産業別就職者数（令和6年度本科卒業生）

産 業	人 数 (人)
製造業	2,311
情報通信業	787
建設業	546
電気・ガス・熱供給・水道業	376
運輸業、郵便業	300
学術研究、専門・技術サービス業	272
サービス業（他に分類されないもの）	161
公務（他に分類されるものを除く）	140
卸売業、小売業	75
不動産業、物品賃貸業	54
金融業、保険業	20
複合サービス事業	14
生活関連サービス業、娯楽業	10
教育、学習支援業	6
鉱業、採石業、砂利採取業	4
農業、林業	4
医療、福祉	4
宿泊業、飲食サービス業	2
漁業	1
その他	12
合計	5,099

（令和7年5月1日現在）

柱②

出典：国立高等専門学校機構2025概要

<令和6年度本科卒業生の求人倍率>



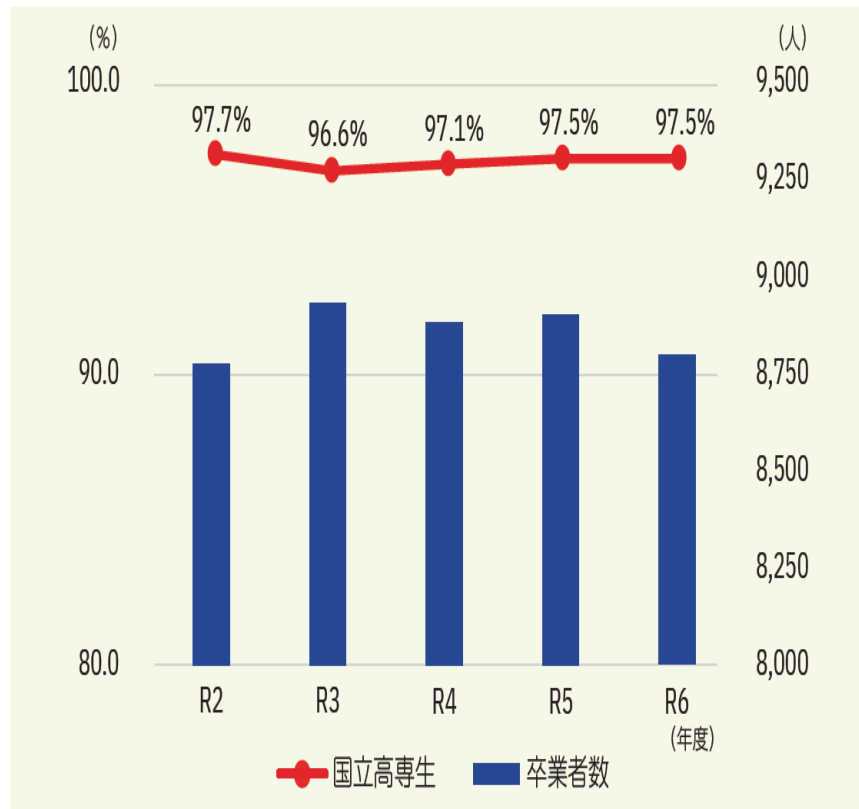
- ⇒ 希望者就職率は、ほぼ100%
- ⇒ 業種は製造業が最多
- ⇒ 求人倍率は極めて高い

出典：文部科学省調べ

進学希望者の進学率・編入先（国立高専）

柱②

本科卒業者のうち進学希望者の進学率



(令和7年5月1日現在)

主な大学への編入学状況

大学名	人数(人) R6	大学名	人数(人) R6
豊橋技術科学大学	368	福井大学	22
長岡技術科学大学	322	鹿児島大学	22
熊本大学	70	岐阜大学	20
東京農工大学	62	東京大学	18
九州工業大学	52	名古屋大学	18
金沢大学	49	名古屋工業大学	18
千葉大学	48	茨城大学	17
筑波大学	47	高知大学	17
岡山大学	47	千葉工業大学	17
大阪大学	42	東京都市大学	17
九州大学	42	電気通信大学	16
東北大学	40	山梨大学	16
広島大学	40	山口大学	16
信州大学	37	東京都立大学	16
東京科学大学	32	富山大学	15
京都工芸繊維大学	31	徳島大学	15
室蘭工業大学	30	愛媛大学	15
北海道大学	29	早稲田大学	15
宇都宮大学	26	秋田大学	14
横浜国立大学	26	島根大学	14
三重大学	26	佐賀大学	14
奈良女子大学	25	立命館大学	14
群馬大学	24	岩手大学	13
新潟大学	23	東京海洋大学	13
神戸大学	23	大阪公立大学	13

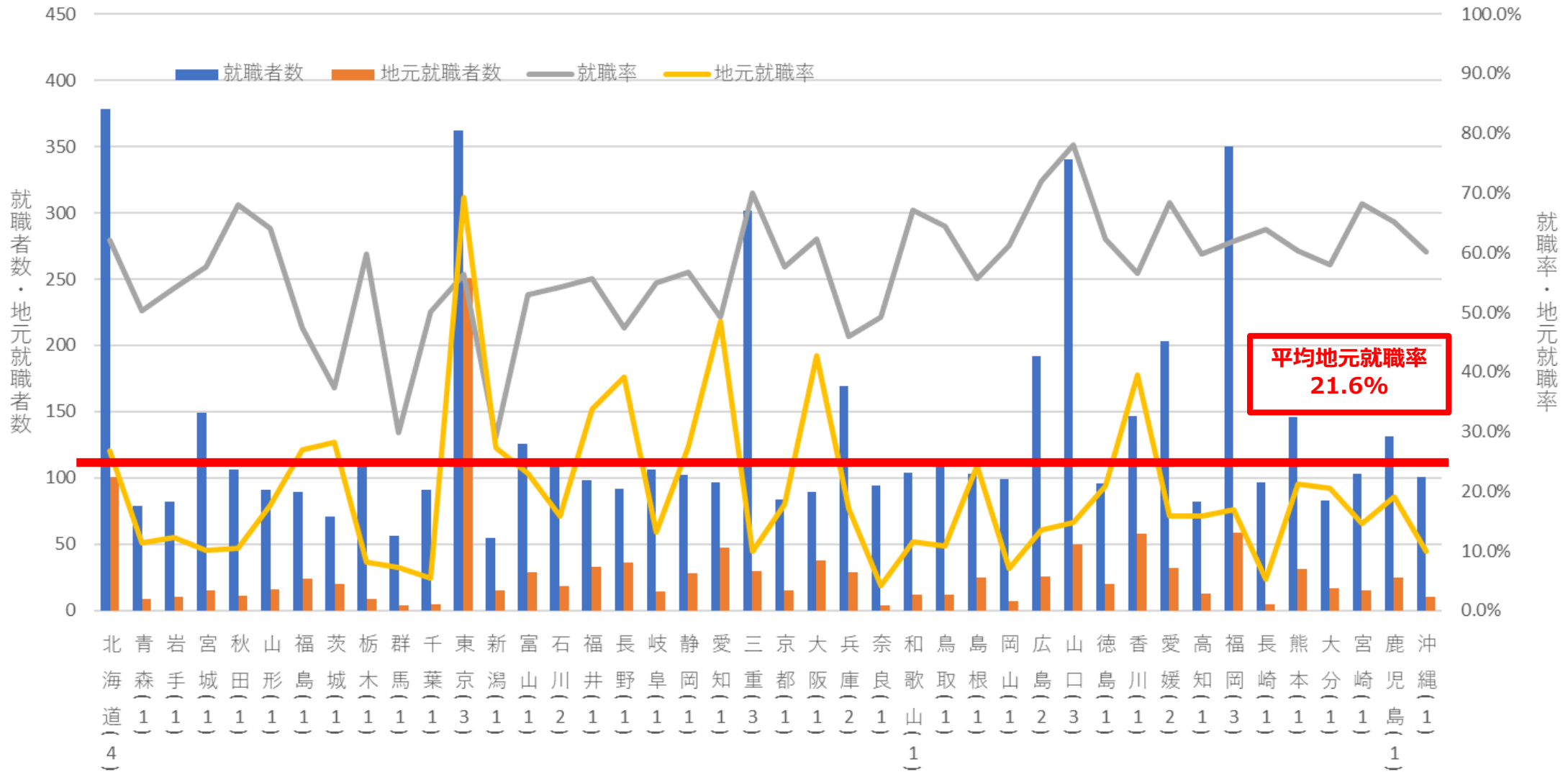
(令和7年5月1日現在)

⇒ 希望者進学率は、ほぼ100%、国立大学の3年次編入が多い

就職状況（令和6年度卒業生）

柱②

※本社・支社・営業所等にかかわらず、主な勤務先が学校が設置されている都道府県内の企業への就職者の数



・（）内は設置されている高等専門学校の数

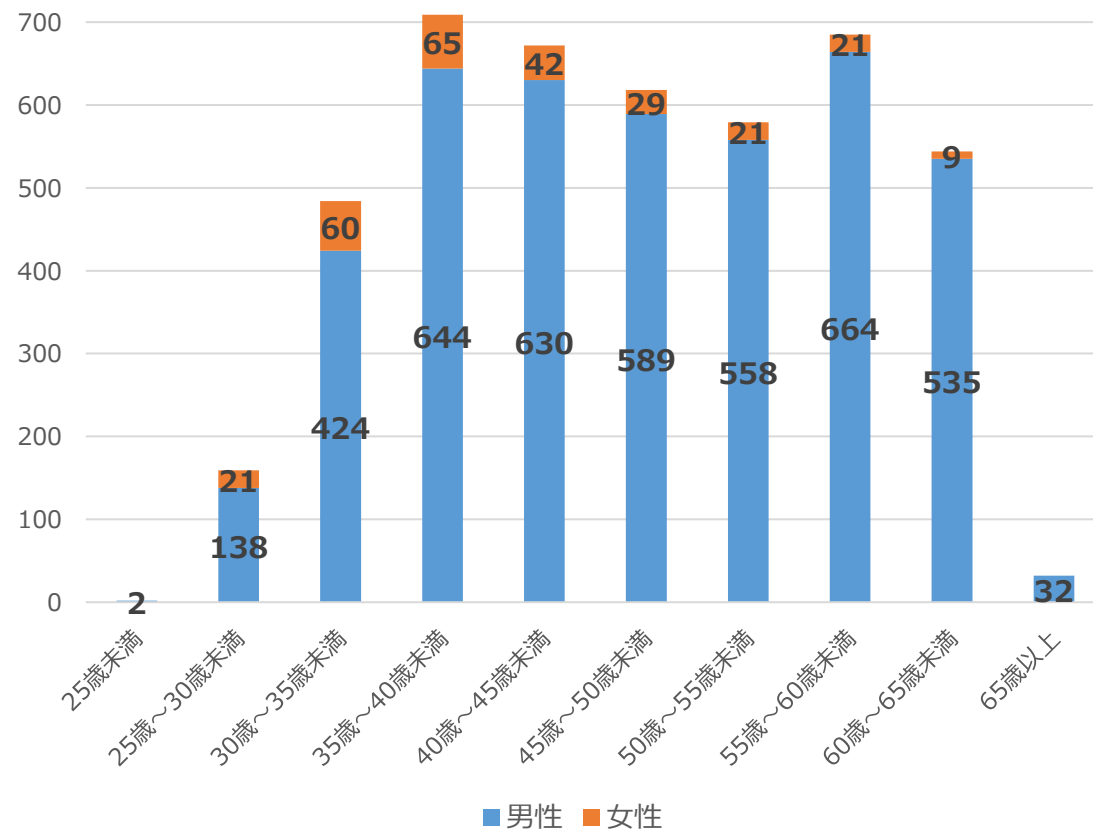
出典：文部科学省調べ

高専教員の年齢構成

柱②

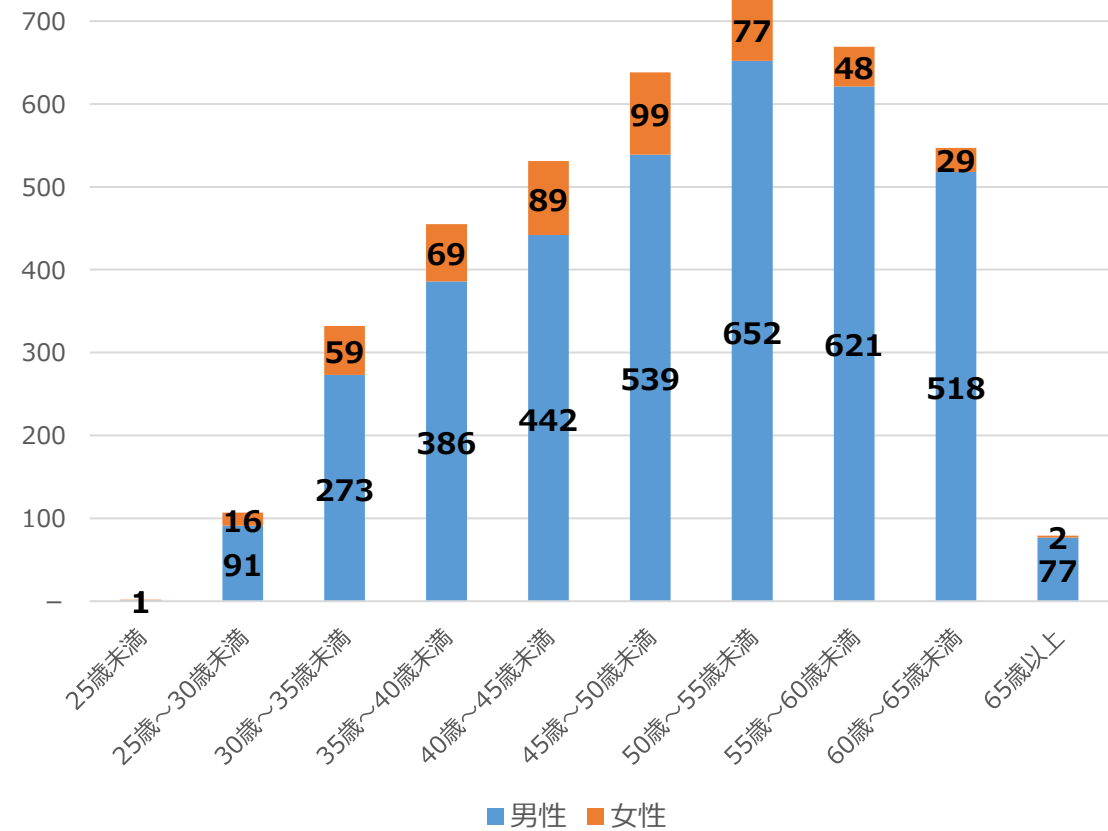
平成19年度

(人)



令和4年度

(人)



出典：文部科学省『学校教員統計調査』（令和4年度、平成19年度）

3. 特色ある教育等

実践的教育プログラム（国立高専）

柱②

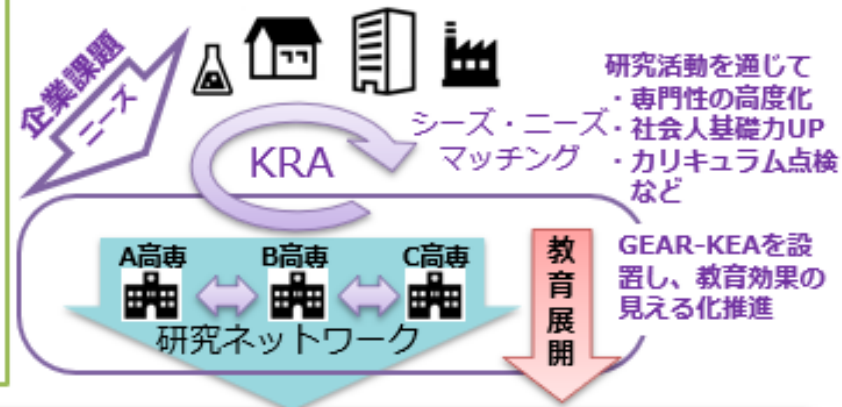
○Society5.0時代に対応した先端・実践的技術教育の高度化と質保証へつなげるため、GEAR5.0（未来技術の社会実装教育の高度化）、COMPASS5.0（次世代基盤技術教育のカリキュラム化）の2つのプロジェクトを推進

KOSEN GEAR5.0 5分野6拠点



- <実施事項>**
- 学生参画による地域・企業の課題・解決の社会実装型研究
 - 高専連携型研究
 - 人事交流による集中型研究
- <得られること>**
- 研究成果（学生の成長・全国の地域創生）
 - 研究ネットワーク（高専の研究力）
 - 分野別の社会ニーズ（教育への展開）

企業シーズと地域課題を組み合わせることで解決し製品化へ



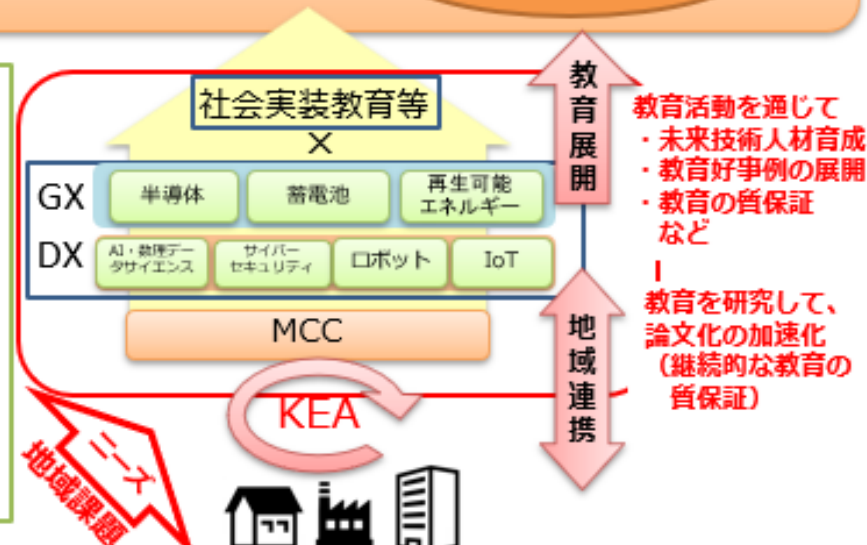
Society5.0により実現する未来技術の時代をリードする、高専発！の未来技術人財育成モデルを開発・展開
主体的で生涯学び続ける学生を継続的に育成するために・・・
GEARとCOMPASSを通じてカリキュラム点検（教育内容・方法）
⇒教育実践⇒教育の質保証へ

KRAとKEAが連携

KOSEN COMPASS5.0 7分野15拠点



- <実施事項>**
- 到達目標の策定
 - 教材開発
 - 教育実践
 - 高専への展開
- <得られること>**
- 未来技術をリードする高専生
 - 社会ニーズに沿った教育の高度化（教育内容・方法、地域との連携教育）
 - MCCのUPDATE



※KRA:
KOSEN Research Administratorの略であり、産学連携の強化、シーズとニーズのマッチング、外部資金の獲得、成果の全国展開・情報発信、社会実装を推進する職員。

※KEA:
KOSEN Education Administratorの略であり、拠点校間をつなぎ情報の共有及び拠点校の活動支援を行う職員。

GEAR5.0

～産学連携による高専の研究成果を活用した社会実装～

柱②

分野	拠点校	実践校、協力校
マテリアル	鈴鹿	4 高専：鶴岡、小山、呉、大分
介護・医工	熊本	6 高専：函館、仙台、長野、富山、徳山、新居浜
防災・減災(防疫)	沖縄	5 高専：鶴岡、長岡、和歌山、宇部、新居浜
防災・減災(エネルギー)	奈良	5 高専：苫小牧、長岡、和歌山、米子、都城
農林水産	鳥羽商船	4 高専：函館、一関、和歌山、阿南
エネルギー・環境	佐世保	5 高専：豊田、鈴鹿、奈良、久留米、大分

COMPASS 5.0

～産業界と連携した教育パッケージの開発・展開～

分野	拠点校	ブロック拠点校 (半導体のみ)	実践校、協力校
AI・数理データサイエンス	旭川、富山		7 高専：苫小牧、釧路、一関、石川、岐阜、佐世保、大分
IoT	仙台、広島商船		
サイバーセキュリティ	木更津、高知		8 高専：旭川、一関、小山、石川、岐阜、松江、佐世保、熊本
ロボット	東京、北九州		18 高専：函館、釧路、一関、福島、富山、福井、長野、沼津、鳥羽商船、舞鶴、和歌山、香川、佐世保、熊本、大分、都城、鹿児島、沖縄
半導体	熊本、佐世保	釧路、旭川	28 高専：函館、苫小牧、一関、仙台、秋田、鶴岡、木更津、東京、群馬、長岡、富山、岐阜、鳥羽商船、鈴鹿、舞鶴、奈良、和歌山、米子、津山、阿南、香川、久留米、有明、北九州、大分、都城、鹿児島、沖縄
蓄電池	石川、新居浜		4 高専：秋田、和歌山、奈良、米子 その他高専（大阪公立）
再生可能エネルギー（洋上風力）	函館、八戸、秋田		3 高専：一関、富山、鳥羽商船

成長分野と地域未来構想を支える高等専門学校

柱②



風力発電施設視察の様子

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】 秋田高専・八戸高専・函館高専

- ・洋上風力発電に係る促進区域等に位置する3高専が洋上風力促進地域の企業・行政と連携し、長きにわたり風力発電を担う人材を育成
- ・GX、環境調和、地域社会との連携を志向しつつ広くエネルギー関連分野を切り拓ける人材を育成

【分野⑨資源・エネルギー安全保障・GX】 石川高専・新居浜高専・大阪公立大高専

- ・蓄電池の製造・開発、利活用を通し、将来的にGX社会で活躍できる人材を養成
- ・産官学協力体制を構築し、製造分野、サプライチェーン企業との連携を強化
- ・関西蓄電池人材育成等コンソーシアムとの連携

【分野①AI・半導体】 熊本高専・佐世保高専・有明高専

- ・高専生が半導体に関する様々な知識・技術を学べる体制を構築するため、全国の高専の拠点校として九州・沖縄地区の全ての高専と連携してカリキュラムを開発
- ・開発したカリキュラムを全国の高専に展開することで、全国の高専で川上から川下までの半導体関連教育を実施
- ・TSMC、SIIQ、九州地区の大学との連携



学生向けバッテリー実習の様子



半導体デバイス工学における九州工業大学での実習の様子

研究の取組（国立高専）

柱②

- 国立高専においては、共同研究、科研費、受託研究において件数や獲得資金が増加傾向。

共同研究の状況



受託研究の状況



科研費の状況



参考 H16当時

共同研究: 288百万円、409件

受託研究: 413百万円、155件

科研費: 644百万円、466件

学校教育体系における高等専門学校の位置づけ（イメージ） 再掲

柱②

養成する人材

◆ ジェネラリストや研究者を含め幅広く人材を養成

◆ 専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成

◆ 職業又は実際生活上の各種の目的に合った人材を養成

◆ 専門性が求められる特定の職業に従事する人材を養成

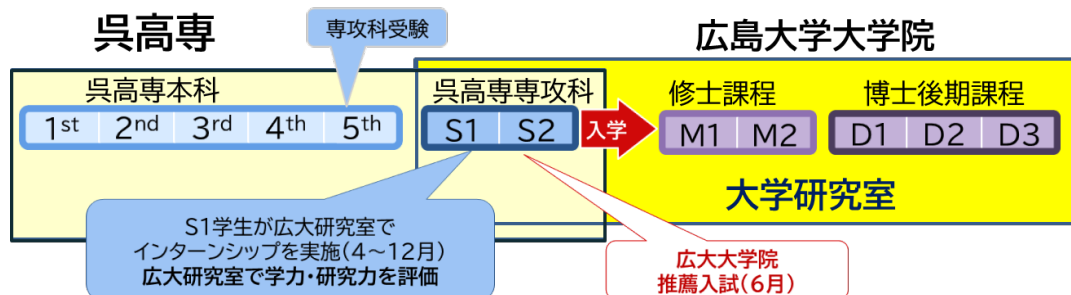
◆ 応用技術の修得が重視される実践的技術者を養成

◆ 多様な分野のニーズに応じた人材を養成

高等教育	大学	専門職大学	短期大学	専門職短期大学	高等専門学校	専門学校
	● 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする ➢ 教養教育と学術的な研究成果に基づく専門的な教育を実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とする ➢ 職業又は实际生活に具体的に役立つ専門教育を重点的に実施	● 深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする ● 当該職業に関連する民間事業者等と連携して教育を実施 ➢ 短期大学の目的の範囲内で専門職業人養成に特化した教育を実施	● 深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする ➢ 中学校等卒業者に対し、高等学校段階に相当する基礎的能力の育成も含め、早期からの5年一貫教育を実施 ➢ 技術者養成のための実地的な専門教育を重点的に実施	● 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする ➢ 特定の職業に必要な能力を習得するために実践を重視した教育を実施
	高等学校					高等学校
中等教育	中学校					

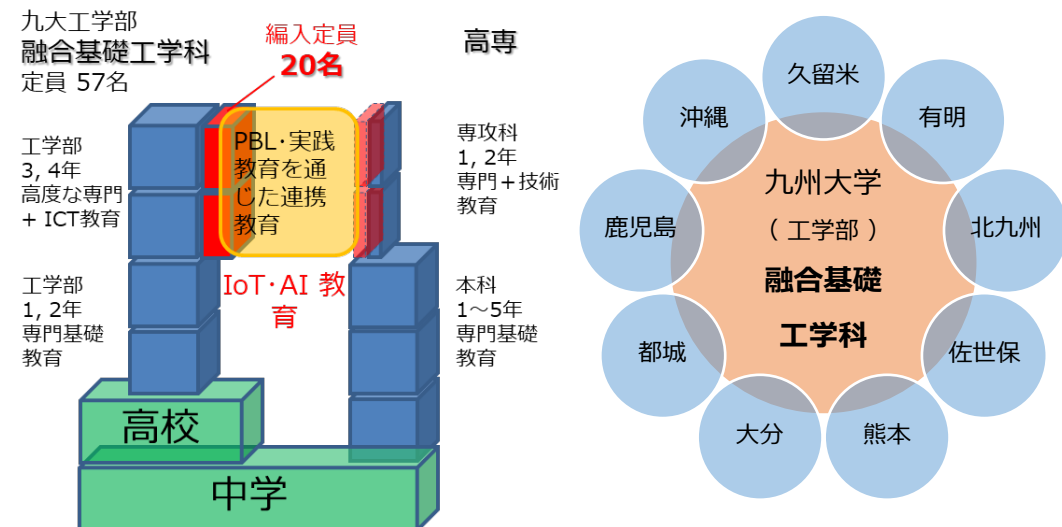
呉高専と広島大学の連携教育プログラム

- ◆ 専攻科学生（S1）が広島大学研究室で長期インターンシップを行い、**大学研究室での評価**手続を経て、校長推薦を行う**新型大学院入試**方式。
- ◆ **大学と高専の教員間で共同研究契約**を結び、専攻科学生が共同研究を推進。研究能力や適性が認められれば大学院に進学。



九州・沖縄地区9高専と九州大学との連携教育プログラム

- ◆ 九州大学との連携教育により、専門力をさらに高めつつ専門分野＋情報応用能力を身に付け、問題解決型学習に重きを置いた学びで俯瞰力と実践力を習得する「**新しい工学教育を展開**」



融合基礎工学科
工学系専門教育・情報科学教育・PBL教育

+

高等専門学校
早期専門教育・地域密着型・社会実装

○アントレプレナーシップ教育と起業支援の好循環による高専型スタートアップエコシステムの構築

アントレプレナーシップ教育強化

起業したOB・OGの指導
⇒スタートアップエコシ
テムの構築



スタートアップ支援コ
ーディネーター

STEP 1 スタートアップを知る

- ・ビジネス、知財等に関する講義
- ・スタートアップ経験者による知見等の講義
- ・高専OB・OGの起業家データベースの活用



高専生 × 地域
(アントレプレナーシップ教育) (社会課題)
= 高度な社会実装教育

STEP 2 スタートアップを体験

- ・課題解決型・実習型の取り組みによる試作等
- ・研究・各種コンテストでイノベーション体験

STEP 3 スタートアップを実践

- ・起業家、コンサルタント等による起業希望者へのメンタリング
- ・地域の産官金との連携による地域課題解決
- ・スタートアップ教育実施及び全国展開

資金調達検討支援



高専の魅力発信の取組

取組例①（国公私高専）

○ KOSEN FES の実施

ポイント

- ✓ 小中学生や保護者に向けた
体験型イベント
- ✓ 高専の魅力や進路の理解促進を
図る取組

（内容）

- ・小中学生や保護者を対象に説明会を開催し、**高専の特色や魅力を発信**している。
- ・体験企画や学生との交流、個別相談を通じて、**高専での学びや進路について理解を深める機会を提供**している。



柱①

取組例②（国立高専）

○「高専女子プロフィール帳」の開設

（R6（2024）年度開設）

ポイント

- ✓ 高専女子のキャリア形成支援
- ✓ OGとの交流によるロールモデル提示

（内容）

- ・高専機構ホームページにおいて、「**高専女子プロフィール帳**」を開設。
- ・高専OGがプロフィール帳形式で、高専在学時の経験や、現在の仕事・研究内容等を紹介することで、**高専女子の多様なキャリアパスを発信**している。



取組例③（国立高専）

○女子中学生向けパンフレットの配布

ポイント

- ✓ 女子中学生に特化した分かりやすい広報ツール
- ✓ 高専での学びや学生生活への理解促進を図る
取組

（内容）

- ・女子中学生を主な対象として、「高専ってどんなところ？ 美羽のKOSEN探検」と題したパンフレットを作成・配布し、**高専での学びや学生生活を分かりやすく紹介**している。



取組例④（国立高専）

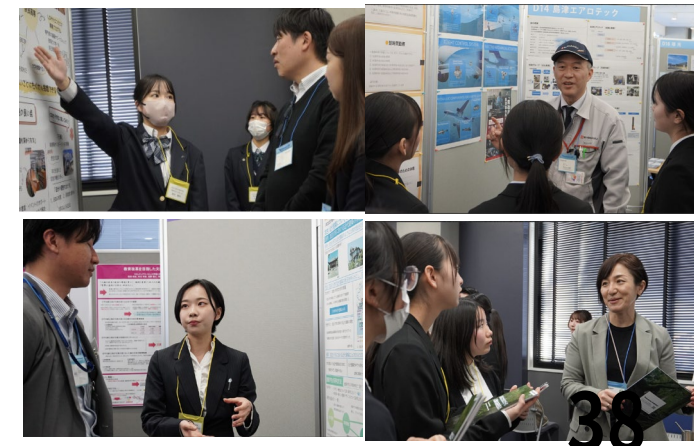
○高専女子フォーラムの実施

ポイント

- ✓ 女子高専生の成長・活躍を直接伝える発信
機会
- ✓ 女子中学生・保護者への高専理解促進

（内容）

- ・女子高専生が、女子中学生・保護者、企業関係者等を対象に、**専門教育や研究活動、学生生活を通じた自身の成長・活躍について発表・PRを行う**ことで、女子学生確保に向けた取組を推進している。



誰ひとり取り残さない学びの環境の充実（国立高専）

- 学生に寄り添い・支える体制の充実等により、早期かつスムーズな学生支援に繋げ、安心できる環境の中で学びの充実を継続

柱①

高専生の年齢は幅広い！（本科：15～20歳 専攻科：20～22歳）

1年生～3年生 《青年期（思春期）》 → 社会生活への適応を学ぶ時期
4年生以上 《初期成人期》 → 精神的・経済的独立を目指す時期

近年、心理的・社会的危機が増

自殺・事件・事故・留年・中退の
発生件数増！

高校生から大学生までの対応が必要



- 学生の孤立化
- メンタルケアの遅れ
- 学業継続の挫折
- 不本意な留年・中退増

①教員と専門職の連携支援体制の充実

学生支援の人的リソースの拡充
（人にしかできない支援を強化！）



スクールカウンセラー（SC）
によるカウンセリング



スクールソーシャルワーカー
（SSW）による
外部機関連携支援



専門職による
助言・支援
・研修

- ✓ 学生の学びの質の向上
- ✓ きめ細やかな学生対応
- ✓ 継続的な教員と専門職の連携支援体制

②教職員のスキルアップ

幅広い年齢層に対応した適切な
学生支援・学生指導力の強化



- ✓ 教職員の学生支援に関する基礎力の向上
- ✓ 早期学生支援による大きなトラブル減

4. 海外交流、留学生受入、KOSEN導入支援

- 全国 51 校の各国立高等専門学校において416機関と学術交流協定を締結している。
- 国立高等専門学校を設置する独立行政法人国立高等専門学校機構本部にて30機関と学術交流協定を締結している。

国立高専機構本部の包括的学術交流協定

国・地域	協定先機関名
インドネシア	スラバヤ電子工学ポリテクニク、国立ポリテクニク協会
シンガポール	ナンヤン・ポリテクニク、ニース・ポリテクニク、 リパブリック・ポリテクニク、 シンガポール・ポリテクニク、テマセク・ポリテクニク
タイ	キングモンクット工科大学ラカバン校、 キングモンクット工科大学トンブリ校、 泰日工業大学、教育省職業教育局、 プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール、 タマサート大学工学部、ナコンパノム大学
台湾	國立聯合大學、國立臺北科技大學、國立高雄科技大學、 正修科学大學、中州科技大學
ベトナム	商工省、教育訓練省、ダナン大学
フィンランド	トゥルク応用科学大学、オウル応用科学大学、 メトロポリシア応用科学大学、 サウスイースタン応用化学大学
香港	香港職業訓練協議会
マレーシア	マラ工科大学
モンゴル	教育科学省、ウランバートル市

（令和7年3月31日現在）

学生の国別派遣（令和6年度）

国・地域	人数（人）
台湾	1,296
シンガポール	709
タイ	463
マレーシア	342
大韓民国	258
フィリピン	240
オーストラリア	180
アメリカ	151
ベトナム	129
カナダ	72
モンゴル	52
香港	50
フランス	42
フィンランド	35
英国	32
中国	31
ドイツ	28
インドネシア	27
ニュージーランド	27
スウェーデン	25
カンボジア	16
イタリア	12
オランダ	12
ベルギー	11
その他欧州	50
その他アジア	12
その他アフリカ	11
その他中東	6
中南米	6
その他大洋州	1
合計	4,326



KOSSEN Global Camp の様子（鹿児島高専）



プリンセスチュラポーン・サイエンスハイスクール（タイ）での科学技術研修時の様子（津山高専）

外国人留学生の受入について① (国立高専)

柱③

- 外国人留学生は3年次より編入学という形で原則受け入れている（国費留学生については、日本語教育センターで1年間の予備教育を受けることが前提）。
- 全国51校の各国立高等専門学校において、28カ国から約500名の外国人留学生を受け入れている（令和7年5月1日時点）。

国籍別留学生数

(人)

国名	国費		マレーシア政府派遣		モンゴル政府派遣		タイ政府奨学金		私費		計		合計
	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	本科	専攻科	
タイ	11	1	—	—	—	—	59	20	—	—	145	21	166
マレーシア	1	—	102	6	—	—	—	—	2	—	105	6	111
モンゴル	46	1	—	—	—	—	—	—	2	1	48	3	51
カンボジア	36	—	—	—	—	—	—	—	—	1	36	1	37
ラオス	34	1	—	—	—	—	—	—	—	—	34	1	35
インドネシア	29	2	—	—	—	—	—	—	1	1	30	3	33
ミャンマー	17	—	—	—	—	—	—	—	1	—	18	—	18
インド	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	—	9
チュニジア	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ウガンダ	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	—	7
ベナン	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
イラン	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
中国	—	—	—	—	—	—	—	—	4	—	4	—	4
ブラジル	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
ジンバブエ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
マダガスカル	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
スリランカ	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	3
ナイジェリア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
フィリピン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
メキシコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
カメルーン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
モザンビーク	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
アルジェリア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
キューバ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ケニア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
クロアチア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
ベトナム	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	—	1
マリ	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
合計	234	5	102	6	—	—	134	20	11	4	481	35	516

(令和7年5月1日現在)

【タイ政府奨学金】上段:PCSHSからの入学生 下段:タイ高専からの編入学生

(※) 在留資格「留学」により、本科又は専攻科に正規生として在籍する外国人留学生の人数



国際寮入寮者の集い（八戸高専）

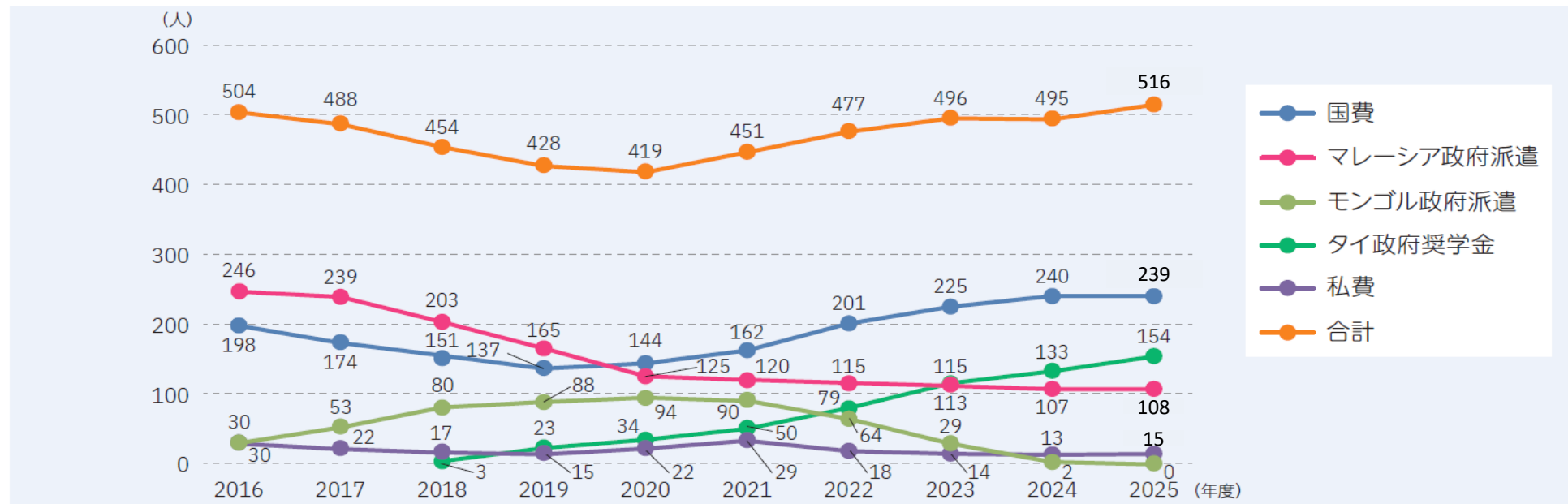


八戸高専による留学生日本語キャンプの様子
(八幡平リゾートパノラマスキー場)

外国人留学生の受入について② (国立高専)

柱③

留学生数の推移



(各年度5月1日現在)

留学生の進路状況

【本科卒業者】

(人)

	卒業生数	就職	大学	専攻科	その他※
令和2年度	120	2	81	6	31
令和3年度	113	2	82	2	27
令和4年度	131	5	76	10	40
令和5年度	149	9	100	17	23
令和6年度	130	7	90	15	18

【専攻科修了者】

(人)

	修了者数	就職	大学院	その他※
令和2年度	8	7	—	1
令和3年度	8	3	2	3
令和4年度	9	6	2	1
令和5年度	2	—	1	1
令和6年度	15	3	5	7

※「その他」は帰国後に就職活動・進学準備を行う者を含む

高専（KOSEN）の導入支援の状況（国立高専）

柱③

- 「日本型高等専門学校教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。
- 現在、タイ、モンゴル、ベトナム、エジプトとの協力体制を構築。
- 国立高専機構本部が関係国立高専と連携し、学校の管理運営へのアドバイスや、教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援を実施。



タイ

- ・ タイの円借款事業で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設（タイ高専プロジェクト）
- ・ 現在 2 高専に898人が在籍（志願倍率約25倍と高い人気）、**2025年にKOSEN-KMITL二期生及びKOSEN KMUTT一期生が卒業**
- ・ 日本の国立高専へのタイ政府奨学金留学生受入れ



KOSEN KMUTT一期生卒業式
(2025.9)



モンゴル

- ・ 2014年、日本の高専を卒業したモンゴル人元留学生らの尽力によりウランバートルに3高専が設立
- ・ 2023年に3校の高専が新設される
- ・ 国立高専10校の支援体制を構築し、教員研修等の支援を実施
- ・ 2025年6月に七期生が卒業、卒業生はモンゴル国内での就職、進学のほか、日本国内の大学・高専専攻科へ進学、日本企業へ就職

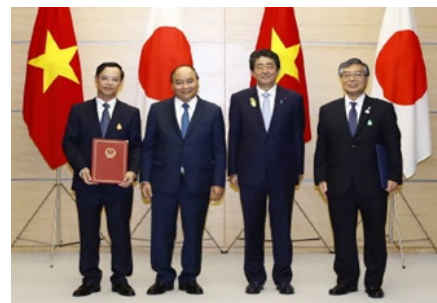


自民党国会議員団視察（2024.7）



ベトナム

- ・ 日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年7月覚書）
- ・ 2019年以降、ベトナムの3工業短大にKOSENモデルコース（3年制・5年制コース）を開講
- ・ 2024年度以降は、各高専とパイロット校3校との学校間交流を広範に推進



覚書の締結（2019.7 総理官邸）



エジプト

- ・ 2025年9月21日開校
- ・ 入学者49名、現員47名（1年次は括り入学）
- ・ 2年次から2コース制

Computer Science and Electronics
Smart Robotics and Green Energy



入学式（2025.9.21）

学位と称号について

柱③

「学位」：

学術の中心として、自律的に高度の教育研究を行う大学により、国際的通用性のある大学教育修了相当の知識・能力の証明として授与されるもの

※上記の原則を踏まえつつ、多様な学習成果を適切に評価して大学・大学院修了者と同等の水準にあると認められる者に対して、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による学位の授与が、学校教育法第104条第7項に基づき認められている。

「称号」：

特定の学校を卒業したことについて、公に一定の価値・栄誉があるものとして、法令の規定により、本人が称することができるもの

		1991年 (平成3年)	2005年 (平成17年)
大学院	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>	博士、修士 <u>(学位)</u>
学部	学士 (称号)	学士 <u>(学位)</u>	学士 <u>(学位)</u>
短期大学	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	短期大学士 <u>(学位)</u>
高等専門学校	卒業	<u>準学士 (称号)</u>	<u>準学士 (称号)</u>

我が国の「教育資格枠組み」

柱③

レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
6	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
	学士	
	— 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・ 短期大学 ・ 高等専門学校	
5	学士（専門職）	高度専門士 (*2)
	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
4	専攻科 2 年制以上修了証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程 ・ 特別支援学校高等部	
	専修学校専門課程 1 年制修了証書 専攻科 1 年制修了証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程 ・ 特別支援学校高等部	
	卒業証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校高等部 ・ 専修学校高等課程	
3	高等専門学校 3 年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
	卒業証書 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 特別支援学校中学部	
2	中学校卒業程度認定試験合格証書	
	卒業証書 ・ 小学校 ・ 特別支援学校小学部	
1	卒業証書 ・ 小学校 ・ 特別支援学校小学部	

(*1) NIAD-QE が行う審査に合格した者のみ学士が得られる

(*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

(*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

LEVEL	QUALIFICATIONS	
8	Doctoral degree [Hakushi]	
7	Master's degree [Shushi]	
	Master of xxx (Professional) [Shushi (Senmonshoku)]	
	Master of Education (Professional) [Kyoshoku shushi]	
	Juris Doctor [Homu hakushi (Senmonshoku)]	
6	Bachelor's degree (Medical, Dentistry, Pharmaceutical Sciences (Clinical), and Veterinary Medical Science) [Gakushi (Igaku, Shigaku, Yakugaku, Juigaku)]	
	Bachelor's degree [Gakushi]	
	-includes those of NIAD-QE based on credit accumulation at recognized advanced courses [senkoka] at (*1) ・ Junior College ・ College of Technology (KOSEN) Bachelor's degree (Professional) [Gakushi (Senmonshoku)]	
5	Associate degree [Tanki-daigakushi]	Advanced diploma [Kodo-senmonshi] (*2)
	Associate degree (Professional) [Tanki-daigakushi (Senmonshoku)]	Associate [Jun-gakushi] (*3)
	Certificate of Completion of two or more year advanced course [senkoka] in: ・ Upper secondary school ・ Upper division, secondary education school ・ Upper secondary department, school for special needs education	Diploma [Senmonshi]
4	Certificate of Graduation of one year course in professional training college Certificate of Completion of one year advanced course [senkoka] in: ・ Upper secondary school ・ Upper division, secondary education school ・ Upper secondary department, school for special needs education	
	Certificate of Graduation ・ Upper secondary school ・ Secondary education school ・ Upper secondary department, school for special needs education ・ Upper secondary course, specialized training college	
	Certificate of Completion of 3rd grade of regular course, College of Technology (KOSEN) Certificate: Upper secondary school equivalency examination	
2	Certificate of Graduation ・ Lower secondary school ・ Compulsory education school ・ Lower secondary department, school for special needs education	
	Certificate: Lower secondary school equivalency examination	
1	Certificate of Graduation ・ Elementary school ・ Elementary department, school for special needs education	

(*1) Those who have passed the assessment conducted by NIAD-QE can earn Bachelor's degrees.

(*2) Those who have completed the course designated by MEXT are eligible for admission to master's programs.

(*3) Conferred by Colleges of Technology (KOSEN)

(*4) Universities, professional and vocational universities, junior colleges, professional and vocational junior colleges, and Colleges of Technology (KOSEN) must undergo certified evaluation and accreditation (CEA).

(出典) 大学改革支援・学位授与機構資料

学位がないことに伴う不利益の例

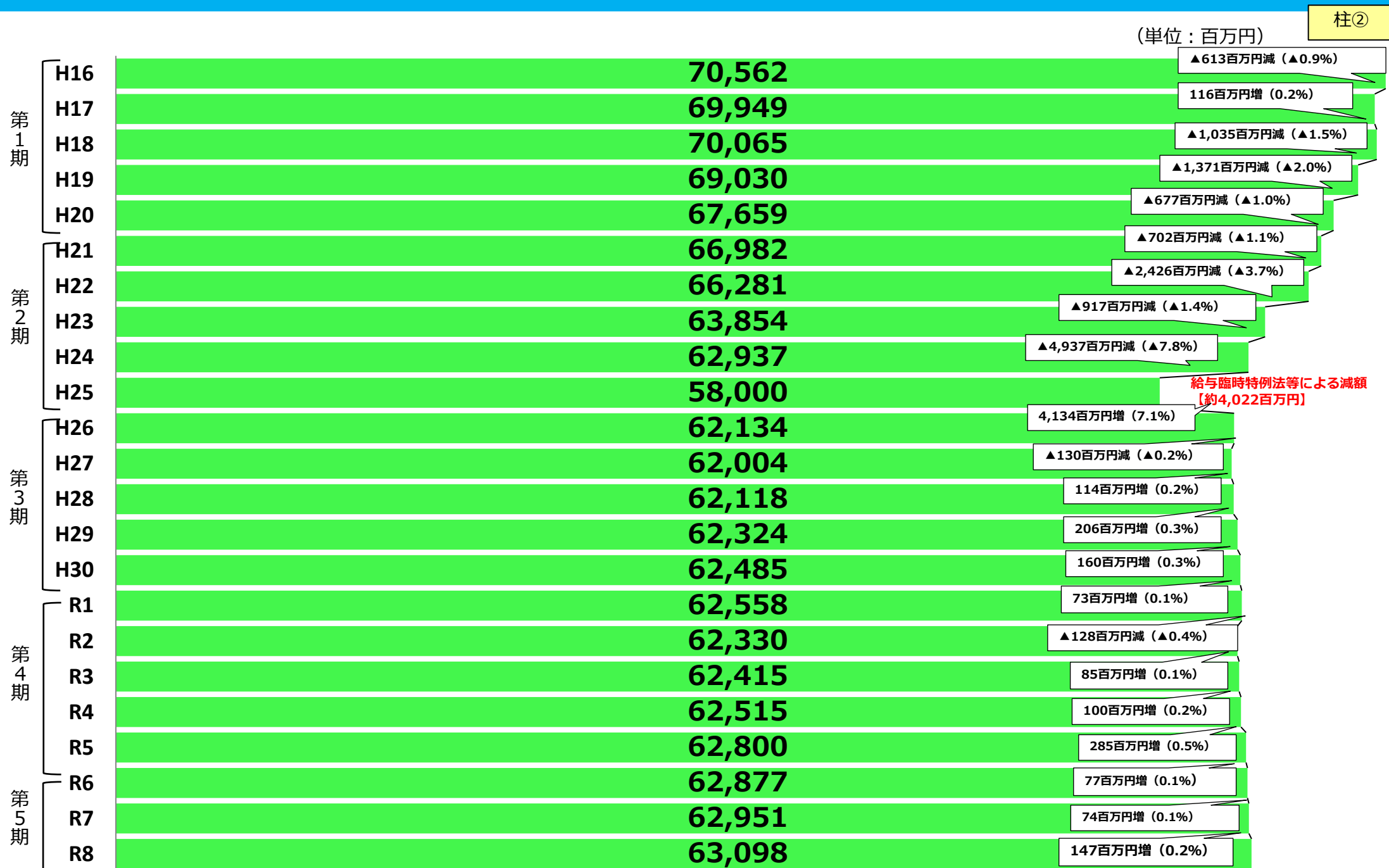
柱③

- 米国の大学に進学しようとしたところ、高専卒業について理解が得られず、大学学部へ編入学がうまくいかなかった。実際に大学工学部と同等レベルの専門科目の単位修得をしていたにもかかわらず、本科1年～3年までが高校相当とみなされ、単位認定数が27単位にとどまり、結局大学1年次に入学することとなり、学士号の取得に時間を要した。
- 台湾の大学の工学部に3年次編入学しようとしたが、認められず1年生からの入学となり、学士号の取得に時間を要した
- 高専卒業生がタイ国のワーキングビザを取得しようとしたが、学位がないためにビザの取得ができなかった。
- 海外留学における高専卒業後の学歴証明・海外大学編入・海外企業の就職・ビザ申請時に、卒業生本人が説明を要求された。
- 在学中の留学において、日本側の教育課程が学位授与を目的としたものではないため、単位互換が認められなかった。
- タイ高専から編入してきた学生については、本来タイ高専卒業生に付与される準学士の学位が授与されないことから、タイ側において学位を授与する案が検討された。一部の学生・保護者からは、日本への編入学を躊躇する意見も見られた。
- モンゴルおよびタイ高専では、卒業生に準学士(Associate Degree)を授与する法体系が整備されている。海外高専は日本の高専モデルを基に設立されており、日本の高専に準じたカリキュラムを導入・整備している中で、学位が授与されているのが現状。

(出典)文部科学省調べ

5. 高専関係予算

国立高等専門学校機構運営費交付金予算額の推移



※平成25年度については給与臨時特例法等による減額分、平成26年度については同法の終了に伴う増額分が含まれる。

※令和2年度については別途、修学支援新制度の授業料減免分（約397百万円）を内閣府予算に計上。

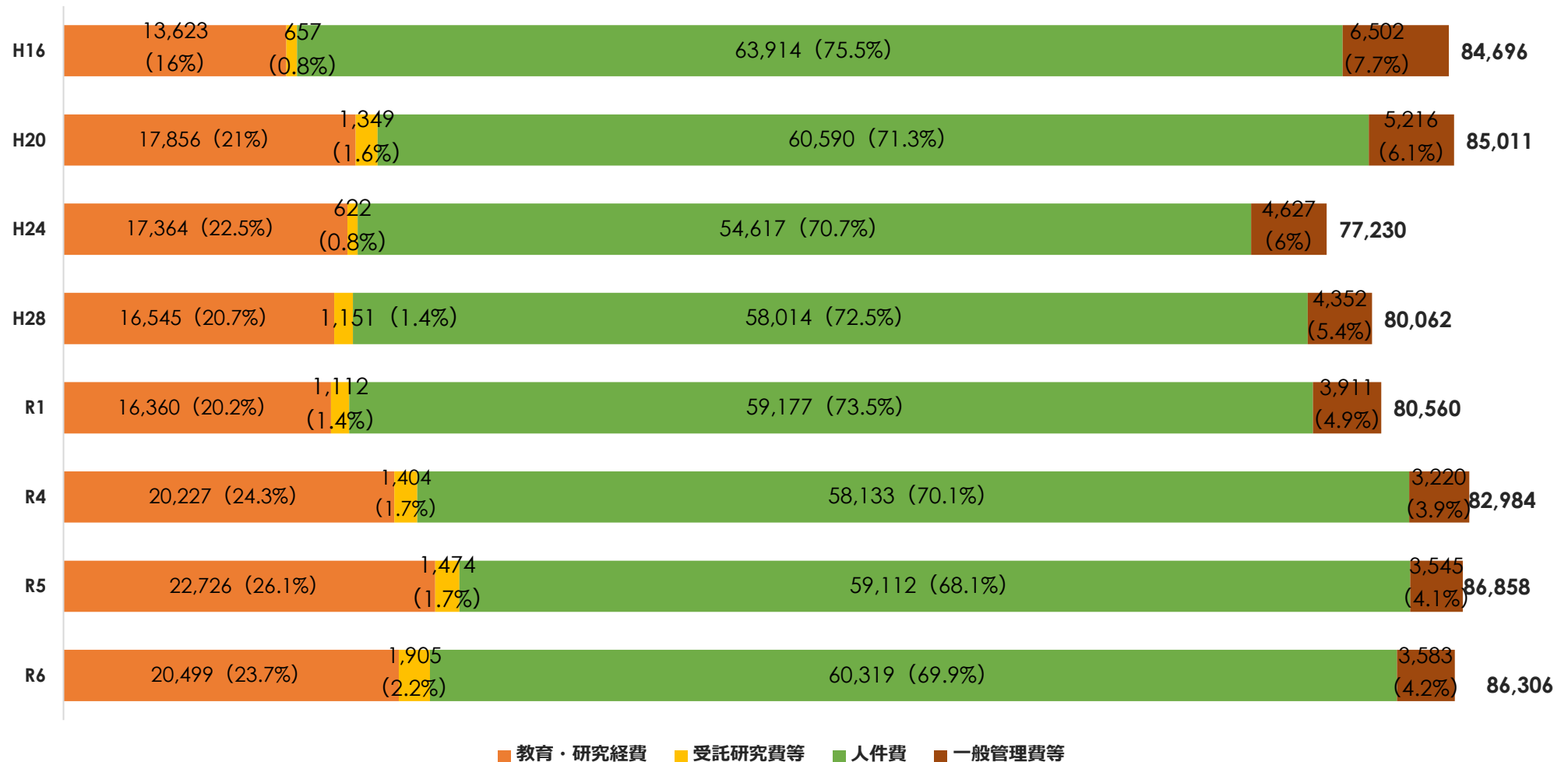
※端数処理の都合、計数が一致しないことがある。

国立高等専門学校機構の経常費用の推移

柱②

- 人件費が経常費用の太宗を占める。
- 人件費・一般管理費は減少、教育・研究経費が増加。

(単位：百万円)



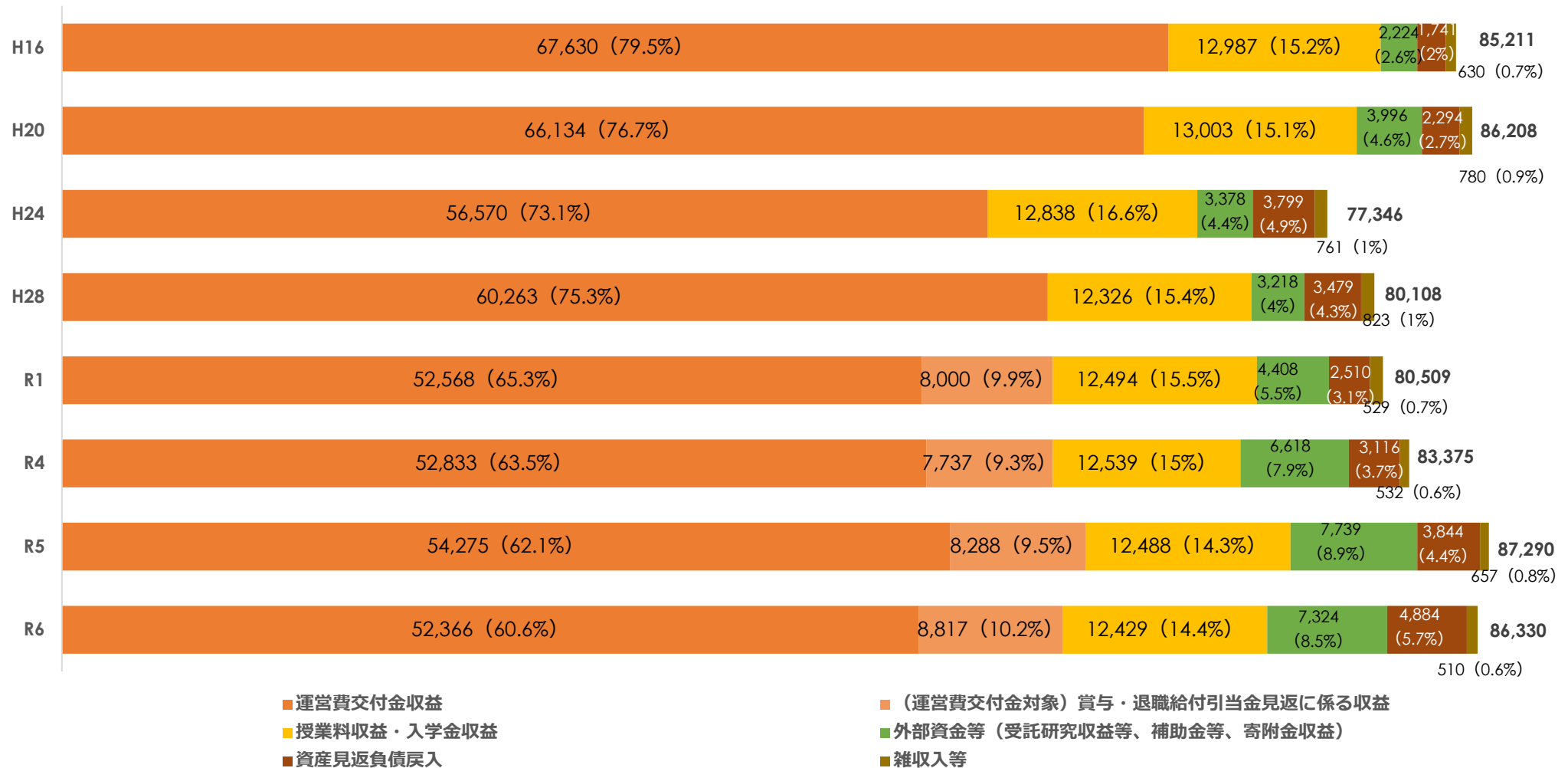
※財務諸表等を基に作成、端数処理により合計金額が一致しない場合がある

国立高等専門学校機構の経常収益の推移

柱②

- 経常収益は運営費交付金への依存度が高く、7割程度を占める。
- 法人化以降、外部資金等による収益は大きく増加。

(単位：百万円)



※平成31年3月の会計基準の改訂により、運営費交付金財源による賞与引当金及び退職給付引当金に係る会計処理が変更となった
 ※財務諸表等を基に作成、端数処理により合計金額が一致しない場合がある

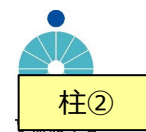
高等専門学校の高度化・国際化

令和8年度予算額
(前年度予算額)

631億円
630億円)

令和7年度補正予算額

70億円

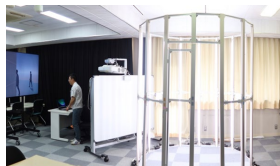


産業ニーズを踏まえた専門人材の育成や社会課題解決に貢献し、国や地域に新たな活力をもたらす高専教育を飛躍的に充実

高度化

◆アントレプレナーシップ教育の充実、スタートアップ創出支援

- 起業家工房を活用したアントレプレナーシップ教育や起業家や専門家による伴走支援など、地域課題解決に貢献する高専発スタートアップ創出に向けた体制を構築。



起業家工房の活用

◆高専発！「Society5.0型未来技術人財」育成事業

- 社会実装教育の高度化、成長分野をけん引する半導体、デジタル、エネルギー（蓄電池、風力）等の教育カリキュラムの構築を産学連携で推進。



半導体教材の開発

◆高専における学びの充実

- デジタル空間でのものづくり教育、大学・大学院や研究機関との連携教育プログラム、海洋人材育成の推進など、高専の学びの環境を充実。



小中学校への出前授業

国際化

◆海外で活躍できる技術者育成

- 世界と渡りあえる技術者育成のため、高専生の海外派遣を推進。海外教育機関と連携した国際交流プログラムを実施。

◆KOSENの導入支援と国際標準化

- 諸外国における高専の導入支援の継続、留学生の日本語教育体制の充実、国際的な質保証に向け国際標準モデルを展開。



日本への留学生受入拡充
教職員の研修
学生の国際交流プログラムの実施 等

基盤的教育環境の整備

◆物価上昇等を踏まえた教育環境の維持

- 人件費、物価上昇等に対応し、高専における教育環境の維持に必要な経費を支援。

※一部、令和7年度補正予算に計上（14億円）

◆高専教育の基盤となる設備整備

- 基盤的な学修環境の整備、老朽化・陳腐化した設備の更新、機能の高度化に資する先端設備等の整備を実施。

※一部、令和7年度補正予算に計上（28億円）



金属3Dプリンタ、精密旋盤等

練習船の更新

※令和7年度補正予算
に計上（29億円）

◆広島商船高専練習船「新広島丸」の建造

- 代船建造により、学生等の安心安全、女性に配慮した環境、災害支援機能を備え、海洋人材の高度化を図る。



現広島丸

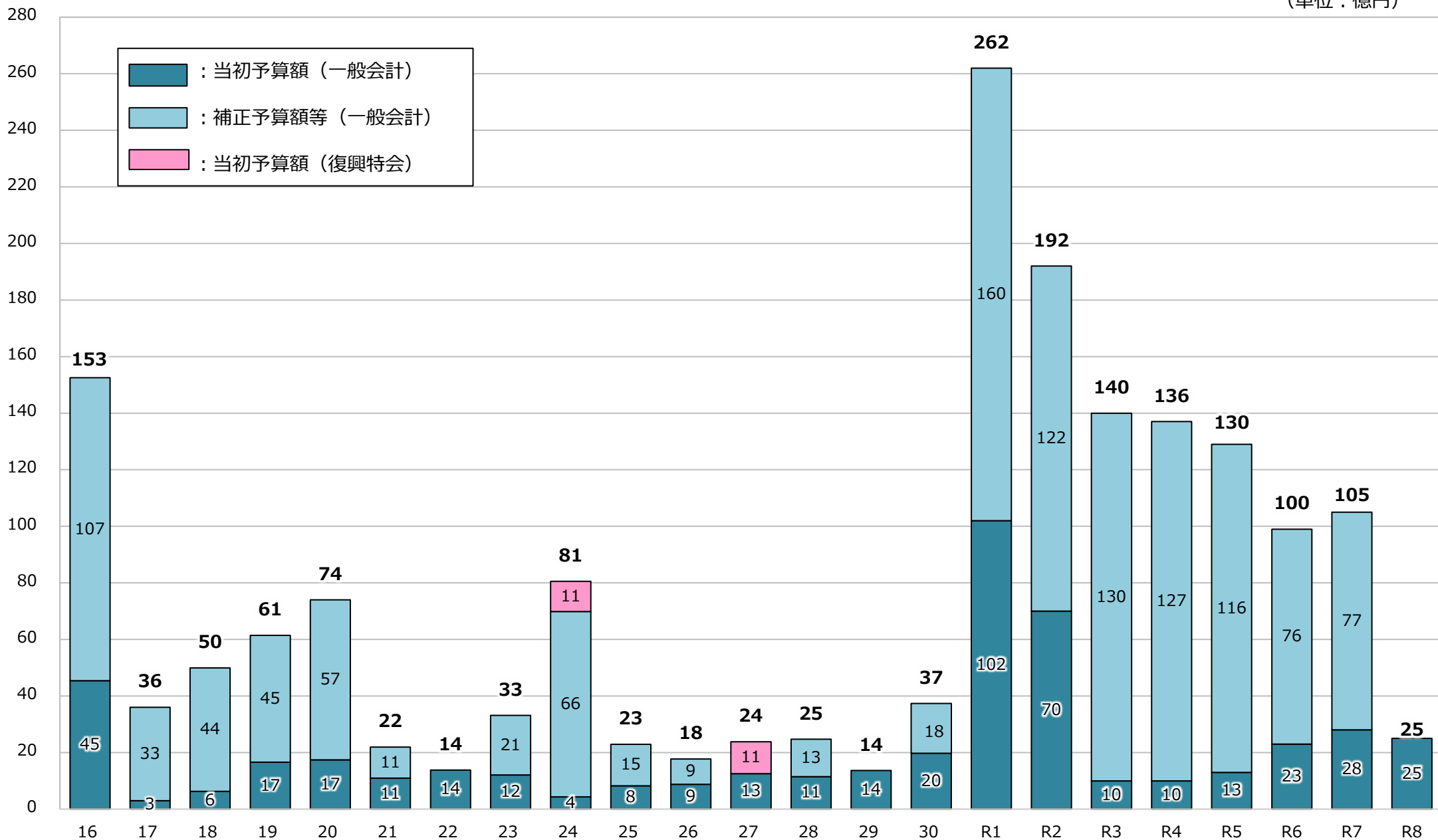


実習の様子

国立高等専門学校機構施設整備費予算額の推移

柱②

(単位：億円)



※四捨五入により合計は一致しない場合がある。

※補正予算額等には予備費を含む。

令和新時代高専の機能高度化プロジェクト計画期間

令和新時代高専の機能高度化プロジェクト計画【施設・設備計画】

施設

新しい時代にふさわしい国立高等専門学校施設の機能の高度化に向け、**国際寮の整備**や**老朽化が著しい学生寮、校舎等を集中的に改善整備**し、長期にわたる安全性の確保とともに、多様な学修形態等に対応できる生活環境、教育環境を実現する。

●**第1期（令和元年度～令和3年度）事業費 約480億円 措置済み:480億円 100%措置済み**

創設60周年に向けて、新たに国際寮の整備、早期改善の必要な老朽化が著しい学生寮等を中心に長寿命化改修により再生整備

●**第2期（令和4年度～令和6年度）事業費 約420億円 措置済み:420億円 100%措置済み**

老朽化した主要施設（校舎、学生寮等）の施設機能を高度化するため長寿命化改修により再生整備

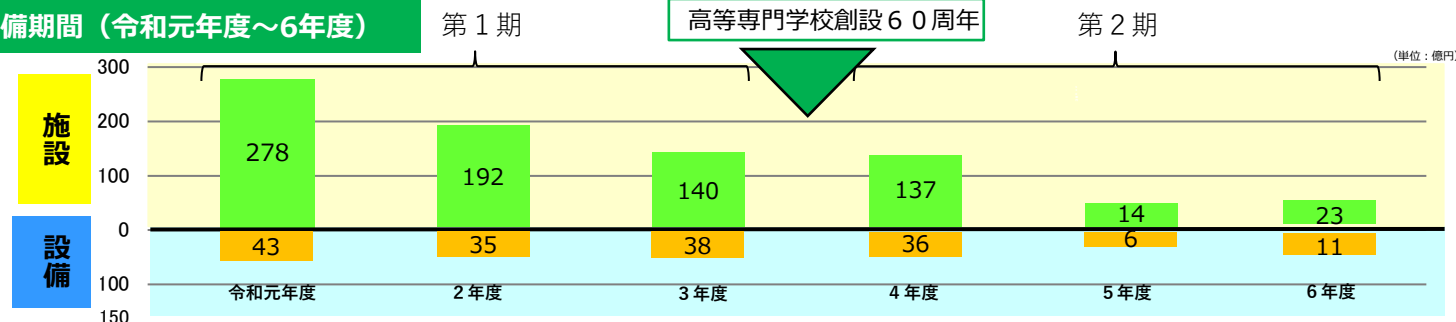
設備

新しい時代にふさわしい国立高等専門学校の**教育研究の高度化に向けた基盤的設備の更新・整備を集中的に実施**し、「ものづくり」を先導する人材育成を実現する。

●**（令和元年度～令和6年度）事業費 約180億円 措置済み:197億円（R6当初まで） 100%措置済み**

設備整備マスタープラン（今後整備が必要な設備をリスト化）に基づき、①老朽化・陳腐化が著しく更新を優先すべき設備、②各高専における機能の高度化に向け新規に必要な設備を導入

集中整備期間（令和元年度～6年度）



練習船

商船高専において新しい時代にふさわしい教育研究を実現するため、**老朽化が著しい練習船を計画的かつ集中的に更新**する。

●**（令和2年度～令和8年度）事業費 約45億円×5隻**

※1隻あたり2年の建造期間を予定

100%措置済み



	(令和)	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
大島丸 (大島, 船齢29)		個別の設計						
弓削丸 (弓削, 船齢28)			個別の設計					
鳥羽丸 (鳥羽, 船齢28)				個別の設計				
若潮丸 (富山, 船齢28)					個別の設計			
広島丸 (広島, 船齢27)						個別の設計		

※船齢順に着手、船齢は、予算措置が開始された時点のもの

第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（R8～12年度）（国立高専）

（令和8年3月31日 文部科学大臣決定）

柱②

国立大学法人等に求められる役割

- 「**知と人材の集積拠点**」として複雑化する社会課題に教育と研究を通じて挑み、その成果を社会に還元することで**地域や世界と共に発展**
- 我が国の高等教育と学術研究の水準の向上・発展を図るための「**国家的な資産**」であり、**地域の貴重な「公共財**」でもある国立大学法人等のキャンパス・施設を、**多様なステークホルダーが「共創」する拠点、安全・安心な拠点として整備**

施設の目指す方向性

キャンパス全体の

イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

多様で高度な知・人材・付加価値を生み出すため、共創拠点への転換をキャンパス全体に拡大し、多様な活動の相乗効果で更なる成果を創出



戦略的リノベーション等による老朽改善整備

地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

整備の方向性

- ✓ 我が国最大・最先端の「**知のインフラ**」を最大限活用
- ✓ **研究力強化**への対応、**地域や産業界との共創活動を促進**（研究インテグリティ・研究セキュリティの確保にも留意）
- ✓ 災害発生時の**安全確保、教育研究活動の継続性の確保** など

施設マネジメントの方向性

- ✓ ミッションや経営戦略等を踏まえた**施設総量の見通し**の明確化
- ✓ 全学的な体制の下で**中長期的な施設整備計画を再構築**
- ✓ **財源の多様化の推進** など

イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが共創することで、新たな価値を創造できる拠点



デジタル化の体制強化



社会実装の推進



企業等とのオープンラボ



地域との屋外共創空間



リカレント教育の場



国際宿舎の交流空間

国立大学・高専等施設の整備

令和8年度予算額 364億円
(前年度予算額 364億円)

柱②

令和7年度補正予算額 802億円

現状・課題

- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の約半数が老朽化しているに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務である。**



劣化した配管の漏水による断水

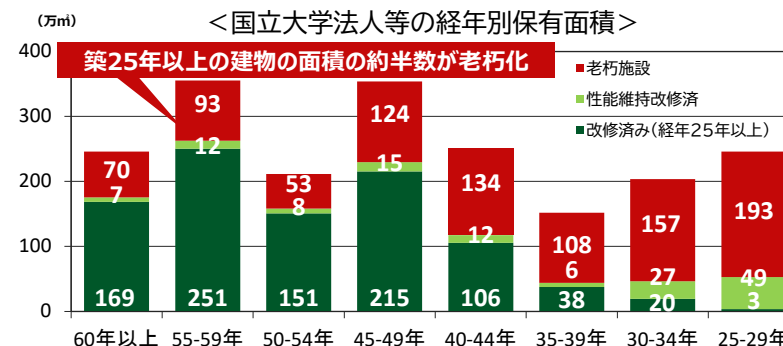


過密で陳腐化した研究室



非効率な旧型熱源装置

安全面 老朽化による**事故発生が頻発** **機能面** スペース不足、**教育研究機能の低下**
経営面 エネルギーロス等による**財政負担の増大**



国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体の イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、**地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元**

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレーヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点



地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体の**イノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進**と、**耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現**を目指す。
その際、令和7年度補正予算と一体で、物価高騰を踏まえた必要な整備量の確保を図る。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新



②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生



③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化



(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和7年度補正予算額 200億円
※令和4年度第2次補正予算額 3,002億円

柱①

現状・課題

- **少子高齢化**に加え、2040年には、**生産年齢人口の減少による働き手不足**により、我が国の社会・産業構造の大きな変化が見込まれる一方で、今後求められる理系人材を輩出する**理系学部**の定員が**未だ少ない**状況。
- また、日本成長戦略本部において、「**未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実**」について検討課題とされており、**半導体等の重点分野に関する人材育成を迅速に取り組む**必要。
- さらに、成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、**公立高専の新設**の動きもある状況。

<2040年の産業構造・就業構造推計>

	管理職 職業	専門的技術的職業 職業	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械 運転	運輸・清掃 包装等		
		うちAI・ロボット の活用を担う人材								
全産業	2040年の労働需要 (2040年の労働需要推計、※現在 の人口を前提、大規模)	124 [※] (175万人)	1387 [※] (1338万人)	498 [※] (172万人)	1166 [※] (1380万人)	735 [※] (780万人)	714 [※] (724万人)	865 [※] (980万人)	193 [※] (168万人)	415 [※] (208万人)
	供給とのミスマッチ	51 [※] (44万人)	-49 [※] (28万人)	-326 [※] (196万人)	214 [※] (140万人)	51 [※] (84万人)	10 [※] (88万人)	-281 [※] (88万人)	-24 [※] (24万人)	-146 [※] (50万人)
	*2021年現在の産業別	1419人	1282万人	196万人	140万人	834万人	880万人	885万人	244万人	516万人

将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を一層強力に推進

支援内容

(1) 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

①「成長分野転換枠」（継続分） 学部再編等に必要な経費20億円程度まで

- ・産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ

②「大規模文理横断転換枠」（新設） 大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設し、必要な経費40億円程度まで

- ・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」等を追加
- ・大学院の設置・拡充、産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ
- ・文系学部の定員減を要件化、既存の文系学部の教育の質の向上に向け、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象
- ・教育課程や入学者選抜における工夫、高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携等について確認を実施

○支援対象（①、②共通）：公私立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象） ※原則8年以内（最長10年）支援、令和14年度まで受付

(2) 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

これまでの高度情報専門人材の育成に加え、**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**に係る高専等の学科・コースの設置等に伴う体制強化に必要な施設・設備整備費、教員人件費等**10億円程度**まで

※情報系分野の**高専新設・転換**の場合、上限額を**20億円程度**まで引き上げ

○支援対象：国公立の大学（大学院段階）・高専 ※最長10年支援、令和10年度まで受付

執行プロセスの見直しも実施

- ・構想段階から大学との対話・伴走支援を実施
- ・申請の事前段階から個別の構想の熟度を高め、より質や実現可能性の高い取組構想を厳選

【事業スキーム】

文部科学省

基金造成

(独)大学改革支援・学位授
与機構 (NIAD-QE)

助成金交付



大学・高専

期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会・産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

(担当：高等教育局専門教育課)

高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援 2） 採択状況

柱②

令和5年度

高専名	事業計画名	期間
仙台高専	仙台高等専門学校 高度情報専門人材育成・早期輩出機能強化事業	10年間
石川高専	石川工業高等専門学校によるKOSENの強みを活かした高度情報×専門教育による高度情報人材育成	10年間
鳥羽商船高専	鳥羽商船高等専門学校 情報機械システム工学科 高度情報工学コース設置	10年間
阿南高専	阿南高専における高度情報専門技術者育成事業	10年間
佐世保高専	未来技術人材を育成する次世代基盤技術教育を実現するための佐世保高専の学科改組～新たな教育体制整備と、社会ニーズに柔軟に対応する教育プログラムの構築～	10年間

令和6年度

高専名	事業計画名	期間
苫小牧高専	苫小牧工業高等専門学校DX・GX等の成長をけん引する高度情報専門人材の育成・輩出	7年間
旭川高専	旭川工業高等専門学校「北海道で急速に需要が高まる工学専門知識を備えた高度情報人材」の育成	10年間
鶴岡高専	実践的なオーダーメイドTsuruokaKosenSTEAM教育によるデジタルデザイン×専門のダブルメジャーとなるDX人材育成	10年間
木更津高専	木更津工業高等専門学校における学修者と社会の期待に応えるサイバーセキュリティ教育推進基盤強化事業	10年間
津山高専	津山高専 オンライン利活用による地域創成と未来展開型情報人材育成事業	10年間
広島商船高専	広島商船高等専門学校における学科改組に伴う情報系学生定員増員に向けた取り組み	10年間
宇部高専	DX/GX で切り開く未来を支える情報技術と高度専門性を備えた宇部高専エンジニアの育成	10年間
高知高専	高知工業高等専門学校における情報セキュリティ人材育成の拡充	10年間
熊本高専	地域から日本を支える熊本高専 ― ファーストペンギンズDXプロジェクト ―	10年間
鹿児島高専	鹿児島工業高等専門学校による Well-being な社会の実現に貢献する高度情報専門人材育成事業	10年間
神戸高専	神戸高専 学科構成および教育組織の再編による高度情報専門人材育成事業	10年間

令和7年度

高専名	事業計画名	期間
福井高専	福井高専における情報科学・情報技術×デザインマインドで未来社会を創造する高度情報専門人材育成事業	10年間
沼津高専	先端分野にも対応した沼津高専高度情報専門人材育成	10年間
奈良高専	専門にもAIにも強い人材を輩出する奈良高専モデルによる高度情報人材育成	10年間
呉高専	呉工業高等専門学校 先端情報技術を活用し未来社会モデル「Society5.0」を牽引する高度情報専門人材の育成	10年間
弓削商船高専	弓削商船高等専門学校 離島工学に基づく高度情報専門人材育成コースの構築	10年間
久留米高専	久留米工業高等専門学校における新時代に活躍する分野横断的の高度情報専門人材の育成	10年間
滋賀県立（仮）	滋賀県立高等専門学校 整備計画	10年間

6. 高専新設の動き

高専新設の主な動向（令和8年7月時点）

柱①

滋賀県立高等専門学校

新たに用地及び施設を整備して運営予定。次代の社会を技術で支える実践力と豊かで幸福なエンジニア人生の基礎を築き、新たな社会課題にも自信をもって立ち向かえる「しなやかでたくましい人材」の育成を図る。

開設予定：令和10年度

設置・運営主体：公立大学法人滋賀県立大学

設置場所：

定員：1学年120名（予定）

学科構成：総合学科の1学科・4コース編成（情報系、電気電子系、機械系、建設系）

愛知県立高等専門学校

県立総合工科高校と併設して運営予定。生産年齢人口の減少、DXやAIの急速な進展等、将来の社会・産業構造変化を見据えた成長分野で即戦力となる「高度なものづくり人材」の育成を図る。

開設予定：令和11年度

設置・運営主体：愛知県公立大学法人

設置場所：愛知総合工科高等学校校地内（既存校舎も活用）

定員：1学年40名（予定）

学科構成：デザイン情報工学科（ロボティクスコース、AI・デジタルコースの2コース構想）

福岡市立高等専門学校

福岡市立博多工業高校と併設して運営予定。高度デジタル人材の不足や、高度専門人材の需要の高まりを背景として、高度な情報技術を活用・展開し、社会に新しい価値を生み出すことのできる人材の育成を図る。

開設予定：令和11年度

設置・運営主体：福岡市教育委員会

設置場所：博多工業高校の校舎及び福岡市所有産学官連携施設の2キャンパス制を想定

定員：1学年80名（予定）

学科構成：情報系1学科を設置予定

鳥取県

令和8年度補正予算において、県立高等専門学校（工業、農業）の設置にかかる検討経費を予算化。産学官関係者による協議会を設置し、県立高専の必要性のほか、設置する場合における方向性など、検討を進める。

大学・高専機能強化支援事業（成長分野転換基金）

令和7年度補正予算額
※令和4年度第2次補正予算額

200億再掲
3,002億円

現状・課題

- **少子高齢化**に加え、2040年には、**生産年齢人口の減少による働き手不足**により、我が国の社会・産業構造の大きな変化が見込まれる一方で、今後求められる理系人材を輩出する**理系学部**の定員が**未だ少ない**状況。
- また、日本成長戦略本部において、「**未来成長分野に挑戦する人材育成のための大学改革、高専等の職業教育充実**」について検討課題とされており、**半導体等の重点分野に関する人材育成を迅速に取り組む**必要。
- さらに、成長分野における即戦力となる人材育成を行う高専について、**公立高専の新設**の動きもある状況。

<2040年の産業構造・就業構造推計>

	管理的 職業	専門的技術的職業	事務	販売	サービス	生産工程	輸送・機械 運転	運輸・清掃・ 包装等	
		うちAI・ロボット等 の活用を担う人材							
2040年の労働需要 (2040年の労働需要推計 ※現在 の人口を前提 ※雇用)	124 [※] (175万人)	1387 [※] (1338万人)	498 [※] (172万人)	1166 [※] (1380万人)	735 [※] (780万人)	714 [※] (724万人)	865 [※] (980万人)	193 [※] (168万人)	415 [※] (209万人)
供給とのミスマッチ	51 [※]	-49 [※]	-326 [※]	214 [※]	51 [※]	10 [※]	-281 [※]	-24 [※]	-146 [※]
※2021年現在の就業数	141万人	1287万人	136万人	1407万人	834万人	880万人	887万人	244万人	530万人

	高専	短大・高専等	大学理系	院卒理系	大学文系	院卒文系
2040年の労働需要 (2040年の労働需要推計 ※現在 の人口を前提 ※雇用)	2112 [※] (2075万人)	1212 [※] (1160万人)	685 [※] (629万人)	227 [※] (181万人)	1545 [※] (1573万人)	83 [※] (90万人)
供給とのミスマッチ	-37 [※]	-52 [※]	-60 [※]	-47 [※]	28 [※]	7 [※]
※2021年現在の就業数	2735万人	1240万人	563万人	154万人	1332万人	70万人

将来の社会・産業構造変化を見据え、大規模大学を含めて、成長分野への学部等転換・重点分野の人材育成を一層強力に推進

支援内容

(1) 学部再編等による特定成長分野（デジタル・グリーン等）への転換等（支援1）

①「成長分野転換枠」（継続分） 学部再編等に必要な経費20億円程度まで

- ・産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ

②「大規模文理横断転換枠」（新設） 大規模大学を含め、文理横断の学部再編等を対象にした支援枠を新設し、必要な経費40億円程度まで

- ・施設設備等の上限額を引き上げるとともに、支援対象経費に「新設理系学部の教員人件費」、「土地取得費」等を追加
- ・大学院の設置・拡充、産業界との連携を実施する場合に助成率を引き上げ
- ・文系学部の定員減を要件化、既存の文系学部の教育の質の向上に向け、ダブルメジャーを導入するなど高度なレベルの文理融合教育を実施する場合も支援対象
- ・教育課程や入学者選抜における工夫、高校改革を行う自治体、DXハイスクール・SSHとの継続的な連携等について確認を実施

○支援対象（①、②共通）：公私立の大学の学部・学科（理工農の学位分野が対象） ※原則8年以内（最長10年）支援、令和14年度まで受付

(2) 高度情報専門人材の確保に向けた機能強化（支援2）

これまでの高度情報専門人材の育成に加え、**AI、半導体、量子、造船、バイオ、航空等の経済成長の実現に資する重点分野**に係る高専等の学科・コースの設置等に伴う体制強化に必要な施設・設備整備費、教員人件費等**10億円程度**まで

※情報系分野の**高専新設・転換**の場合、上限額を**20億円程度**まで引き上げ

○支援対象：国公立の大学（大学院段階）・高専 ※最長10年支援、令和10年度まで受付

執行プロセスの見直しも実施

- ・構想段階から大学との対話・伴走支援を実施
- ・申請の事前段階から個別の構想の熟度を高め、より質や実現可能性の高い取組構想を厳選

【事業スキーム】



期待される効果

大規模大学の学部再編等も契機にしつつ、我が国の大学等の文理分断からの脱却を含む成長分野への組織転換を図ることで、社会・産業構造の変化に対応できる人材を育成・輩出し、一人一人の豊かさや我が国の国際競争力の向上、新たな価値の創造等に資する

（担当：高等教育局専門教育課）

高等学校教育改革等推進事業費の創設

柱①

- いわゆる高校無償化による公立高校への影響を考慮し、地方団体が地域の実情に応じて公立高校等における今後の社会・経済の発展を支える人材育成に向けた取組を進められるよう、新たに「高等学校教育改革等推進事業費」を計上し、「高等学校教育改革等推進事業債」を創設

1. 対象事業

高等学校教育改革実行計画※に基づき実施する以下の地方単独事業

※文部科学省が提示した高校教育改革に関する基本方針(グランドデザイン)を踏まえ、都道府県において策定される計画

(1) 専門高校※の機能強化・高度化に資する施設設備の整備

※工業高校、農業高校等

- (例) ・ 先端技術を活用した機器導入
・ 専門的な指導強化のための施設整備

※高等専門学校への転換等のための施設設備の整備も対象



(マシニングセンタ)



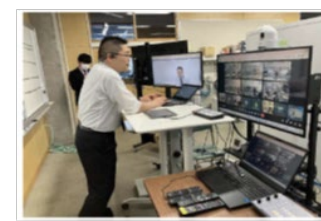
(スマート農業対応温室)



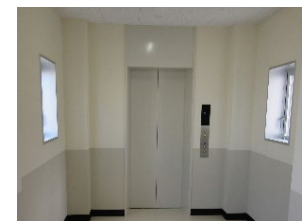
(化学生物系実験室)



(探究型学習空間)



(遠隔授業配信センター)



(校内エレベーター)

2. 地方財政措置

地方債充当率:90%、交付税措置率:50%

※施設の新増築・建替えについては、交付税措置率30%

3. 事業期間

令和8年度～令和13年度

4. 事業費

1,000億円

高等専門学校に関する参考資料

目次

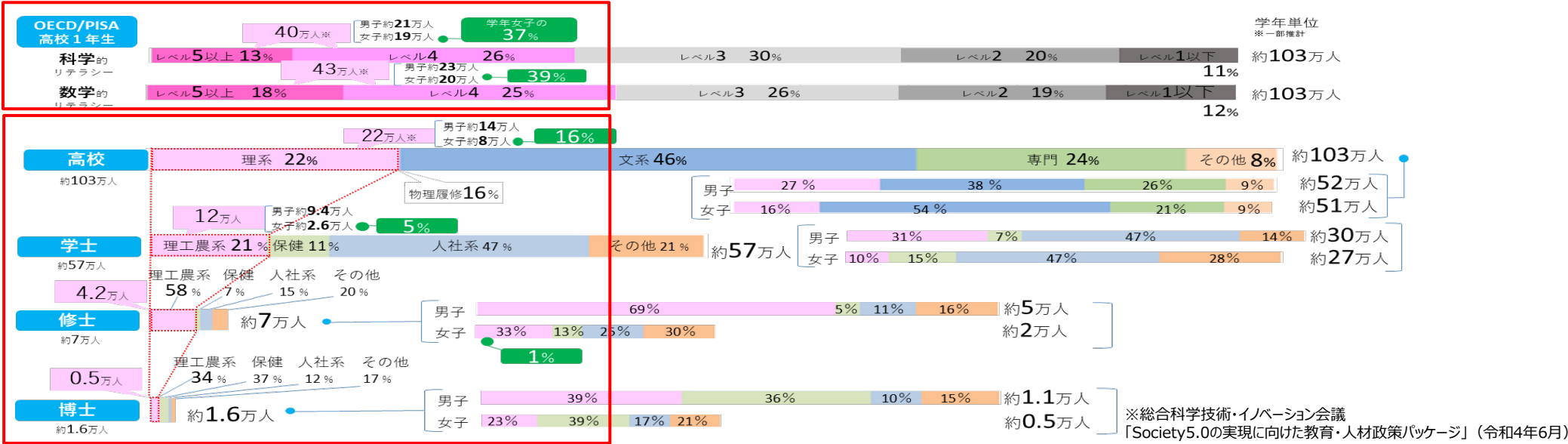
1. 我が国の高等教育の現状と課題
2. 政策文書等
3. 関係法令

1. 我が国の高等教育の現状と課題

我が国の高等教育の現状と課題

①文理分断からの脱却

理系学部定員の少なさとジェンダーギャップ



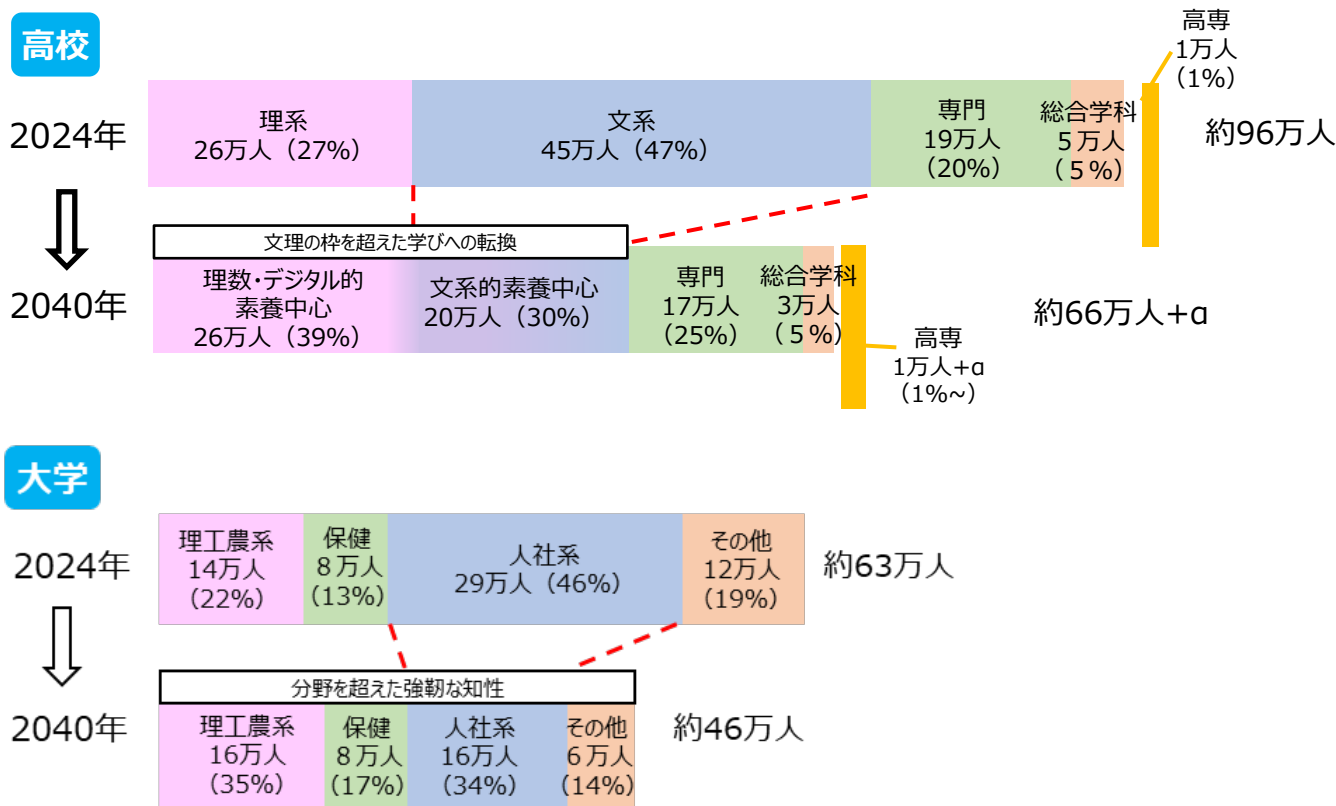
職業間・学歴間のミスマッチ

職種別	専門職	うちAI・ロボット等利活用人材	事務職	現場人材	うち生産工程従事者
2040年需給ミスマッチ	-181万人	-339万人	437万人	-260万人	-206万人
2040年需要数/供給数	1867万人/1686万人	782万人/443万人	1039万人/1476万人	3283万人/3023万人	731万人/525万人
2022年就業者数	1288万人	236万人	1455万人	3637万人	835万人
学歴別	高卒(普通科)	高卒(工業科)	高専卒	大卒・院卒理系	大卒・院卒文系
2040年需給ミスマッチ	32万人	-91万人	-15万人	-124万人	76万人
2040年需要数/供給数	778万人/810万人	538万人/448万人	77万人/62万人	899万人/775万人	1549万人/1625万人
2022年就業者数	899万人	534万人	64万人	689万人	1678万人

※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会(令和8年3月5日)
「2040年の就業構造推計(改訂版)について」より

少子化に対応するための高校・大学における文理分断の改善イメージ

(仮に、現在の高校普通科理系・専門高校、学士理工農系＋保健のシェアを増大とした場合)

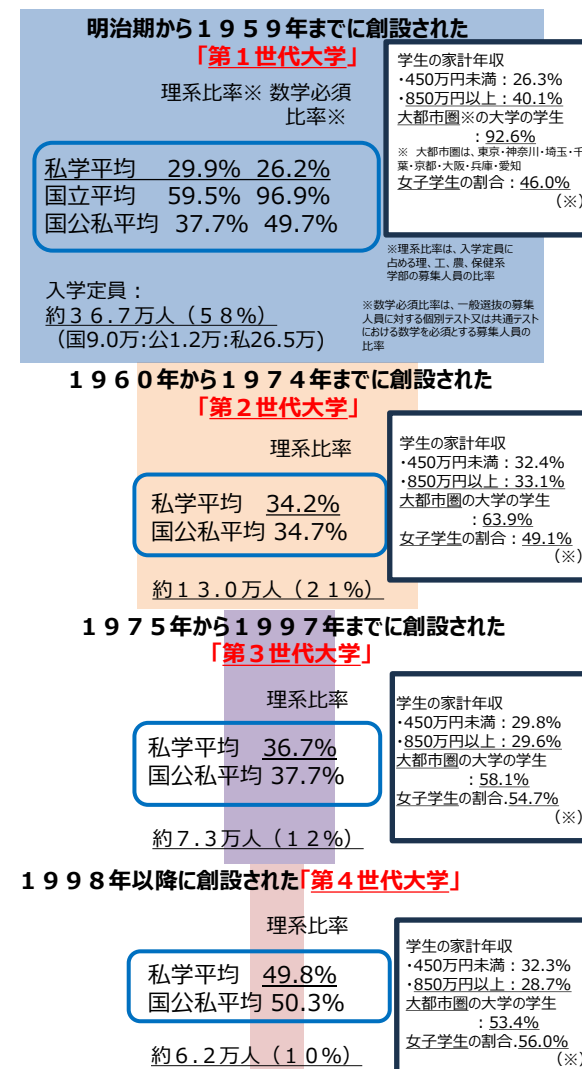


(※) 高校の文理の内訳については、公益財団法人日本理科教育振興協会「令和6年度 高等学校 理系文系進路選択に関する調査結果」を使用

(※) 大学における理工農系、保健の数には、その他区分のうち理工農系・保健に関連する者の推計を含む。

日本の高等教育の構造

急速な人口減少に伴い、現在、約63万人いる大学進学者数は、**2040年に約46万人まで減少すると推計。**



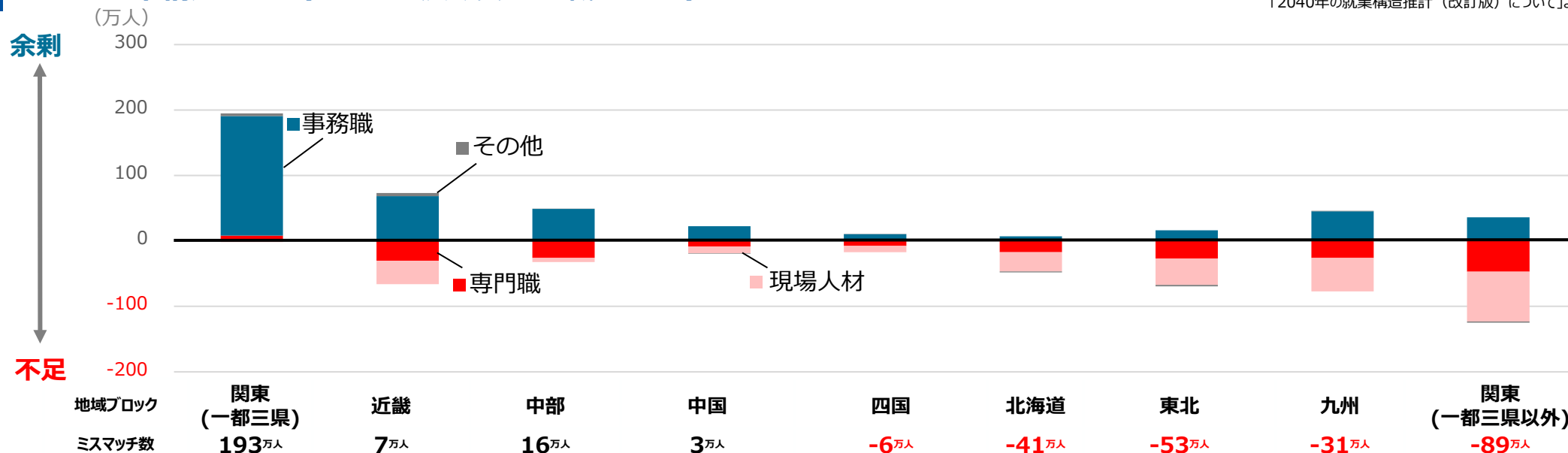
※大学の分類は漢中義陸（国立教育政策研究所 高等教育研究部）『学生調査から見た私立大学の学生・教育』（私立大学等の振興に関する検討会議（2016年4月13日））（以下「漢中資料」）による。

※学生の家計年収の割合のデータは、（独）日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査」のデータ（私立大学対象）を使用して算出。
※女子学生の割合のデータは、漢中資料における2014年のデータ（私立大学対象）を使用（第1世代大学については、10校のデータ）。

②地域を支える人材の確保と大学のリバランス

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 職種内訳）

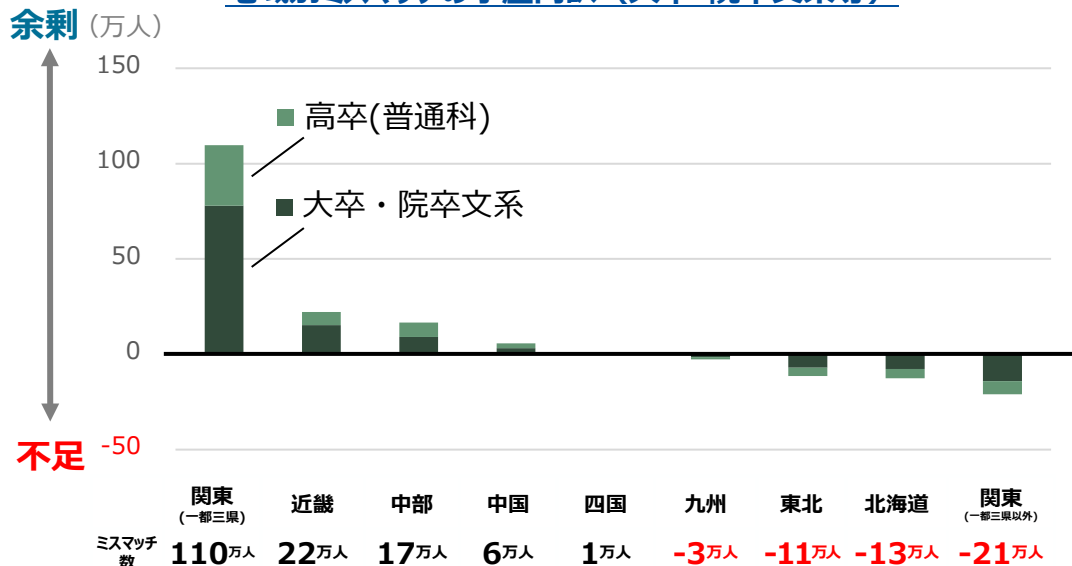
※経済産業省 産業構造審議会
経済産業政策新機軸部会（令和8年3月5日）
「2040年の就業構造推計（改訂版）について」より



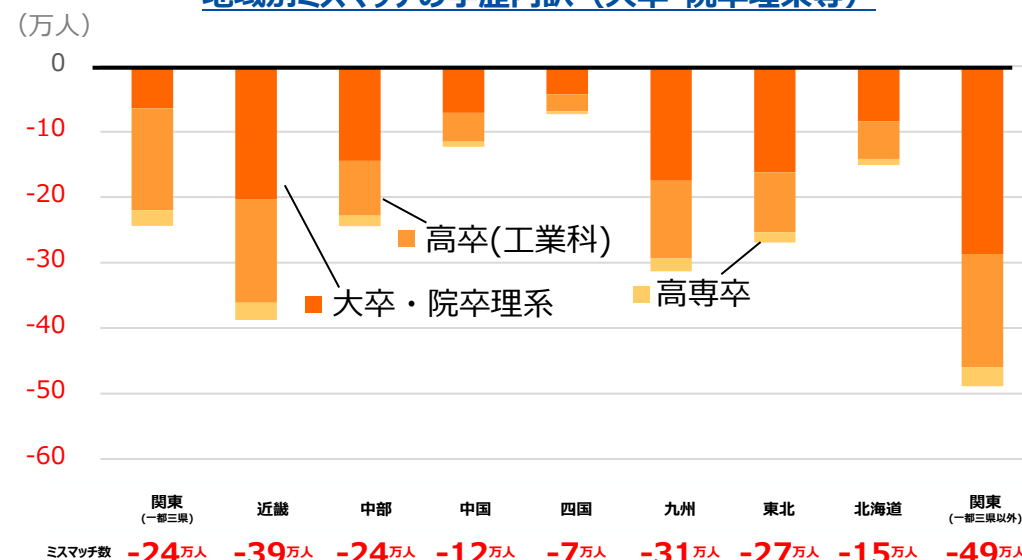
（注）職業分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。また、「現場人材」は、生産工程従事者、建設・採掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

地域別就業構造推計（地域別ミスマッチ × 学歴内訳）

地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒文系等）



地域別ミスマッチの学歴内訳（大卒・院卒理系等）



（注）学歴分類は、学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。また、学歴分類は主要な項目のみ掲載しているため、上表のミスマッチ数の合計はゼロにならない。地域ブロックは、経済産業局所管区域に沿って設定。なお、関東は一都三県/一都三県以外で二分し、沖縄県は九州に統合して集計。

①徹底した高校教育改革

- (i) デジタル化による理数の学びへの潜在的な関心を活かし、**理数を中心に学ぶ生徒を確保**。
(例：コンピュータグラフィクスには行列やベクトルの理解が不可欠で生徒の潜在的関心は高い)
- (ii) 地域の社会や経済を担うアドバンスト・エッセンシャルワーカーの育成のため、工業、農業等の**専門高校の機能強化を支援**。
- (iii) 地方の生徒はもとより誰一人取り残さず、全国どこにいても多様で質の高い学びを保障するため、**地域のアクセス・多様な学びを確保**。

高校教育改革基金
を都道府県に造成 (※)

2,950億円

※安定財源を確保した上で、
新たな交付金等を創設
(令和9年度～)

②大学教育の構造改革

- (i) **大都市の私立大学の理工農・デジタル分野の重視、人文・社会科学系学部の入学定員のダウンサイジングによるST比**(学生教員数比率) **の改善や理数分野併修を通じた教育の質の向上**
- (ii) **公立の高専**(高等専門学校) **の設置を促進**し、地域のインフラを支える人材を育成
- (iii) **知事と学長が**人材需要を共有し、地域企業の支援や大都市大学との連携などにより**地域に不可欠な医療や福祉、産業、インフラ分野等の人材を育成し、地域の高等教育へのアクセスの確保方策を協議・実行** (高校・大学間連携も含めた取組を推進する「**地域構想推進プラットフォーム**」の構築)

成長分野転換基金に
200億円追加

既存分と合わせて
約1,000億円で推進

2. 政策文書等

Ⅱ 17 の戦略分野における女性活躍

1. 「文理の壁」打破と各領域での女性活躍に向けた人材育成

（2）大学・高等専門学校における戦略分野への学部等の新設・転換の推進

・地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、実践的技術者教育を担う高等専門学校（以下「高専」という。）の新設等を促進する。その際、積極的な周知活動や多様性に配慮した入学者選抜等を通じ、女子学生の確実な確保を進める。

（3）大学等における理工系女子学生等の増加に向けた取組

・文理を問わずデジタル社会で活躍するための理数的素養を学生が身につける、大学や高専における数理・データサイエンス・A I 教育の推進を図るとともに、数理・デジタル系分野を中心に、入学後も学生が希望するコース等を選択できる学びの実現も促進する。

（6）女子児童・生徒、保護者、教員等を対象とした理系分野に対する興味・関心の喚起

・戦略分野を始めとし、地域産業にA Iを始め理工・デジタル系人材の担い手が一層求められることを踏まえ、理工系分野の大学・高専生、教員等に占める女性割合の向上に向け、最先端の科学技術を学ぶ機会や理工系のロールモデルに触れる機会を早い段階から継続的に提供するために、女子中高生の関心を醸成し、意欲・能力を伸長するための産学官・地域一体となった取組や、包摂性に配慮した情報活用能力向上に係る教材開発を推進する。また、大学における管理職への女性登用や若手女性研究者支援を促進するとともに、起業のジェンダーギャップを解消するため、女性起業家との交流等の機会等を創出する。

Ⅲ 女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくり

2. 強い地域経済の構築の基盤となる女性人材の育成と就業機会の創出

・産業クラスターを形成し、地域における雇用を創出し、維持する。その形成に当たっては、産業界の需要を踏まえた大学、高専等の産業人材育成の推進等を行う。

第2章 知の基盤としての「科学の再興」

3. 多様な場で活躍する科学技術人材の継続的な輩出

（5）次世代の科学技術人材育成の強化

理系離れを起こすことなく、高等教育段階においても適性や関心に応じて学べる環境を確保するとともに、社会の構造的変化に伴って生じる人材需給ギャップを解消するべく、「文理分断型の学び」からの脱却、産業イノベーション人材育成等に資する高校教育改革・高等教育の構造改革を行う。大学・高専機能強化促進事業を通じ、将来の社会・産業構造変化を見据え、地域の産業や社会に必要な科学技術人材の育成を一層促進するために、大学等の成長分野への組織再編や実践的技術者教育を担う高等専門学校の新設等を促進するとともに、理数的素養を身に付ける教育の質的転換を推進する。なお、大学等におけるリ・スキリングについては、産業界や地域のニーズ等を踏まえた上で、質の高いプログラムの構築や持続的な体制の形成・発展に取り組む。

6. 基盤的経費の確保と大学改革の一体的推進等

（3）基盤的経費の確保

近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、国立大学法人運営費交付金・施設整備費補助金等の基盤的経費を着実に確保する。第5期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、国立大学法人運営費交付金については、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、その在り方を見直していく。

良好な研究環境確保に必要な施設整備費補助金については、建築資材高騰・労務費の上昇等の影響や、老朽施設の増大を踏まえ、安定的に確保する。

附属病院については、大学病院が担う教育・研究やその前提となる経営基盤の強化といった観点も含めて、支援の充実を図る。

私学助成についても、物価上昇等を踏まえつつ着実に確保するとともに、配分の見直し等により、日本の産業を支える成長分野の人材育成や、研究環境の充実に取り組む大学等を重点的に支援する枠組みを構築する。また、私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備を重点支援することにより教育研究基盤の向上を図る。

政府全体で大学・国研等の研究機関を支える視点を重視し、具体的には、政府全体として基礎研究・学術研究への投資への優先順位の変更を検討するとともに、科学とビジネスの近接化を踏まえ、出口を所管する各府省庁からの研究機関に対する積極的な投資を推進する。また、産業界からの大学・国研等への投資を促進するべく税制の見直しを含めて様々な取組を推進することで、財源の多様化を図る。

(4) 高等教育機関の機能分化、規模の適正化

2040年に向けた18歳人口の急減や、デジタル社会における価値創出にとって理数の学びが必須となっている状況に直ちに対応すべく、高校教育改革とも連動した形で、我が国の研究力強化と将来の社会・産業構造の変化への対応に向け、(3)の視点も踏まえつつ、大学の機能強化や地域における質の高い高等教育へのアクセス確保、再編・統合を含めた大学の規模の適正化に向けた総合的な施策を、第7期基本計画期間を第I期として推進する。

具体的には、2040年の社会・就業構造を踏まえ、各地域において人口減少下で地域を支える人材の需要を共有し、地域の医療、福祉、産業、インフラ等を支える人材を育成している大学が持続可能となるための重点支援を行うとともに、首都圏・大都市圏の大学の理工・デジタル分野への展開等による文理分断からの脱却を強力に推進することで、日本全体の大学の分野、地域のバランスを実現する。また、経営体力がある段階での円滑な撤退への支援や、私立大学から公立大学への安易な転換が起こらないよう、留意すべき事項等の明確化、地域の社会や産業の実情に応じた社会人を含めた学びを可能とする施策の展開等の取組を総合的に推進する。

第7章 推進体制・ガバナンスの改革

2. 基盤的経費の確保と研究大学におけるマネジメント改革

(2) 基盤的経費について

科学技術・イノベーション政策の効果的な推進のためには、多様で卓越した知を創造する基盤である大学・国研等における基盤的経費の確保が不可欠である。関係府省は、それぞれの社会・経済課題の対応には大学・国研等における基礎研究・学術研究の成果の活用が極めて重要になってきていることを踏まえ、それらへの投資の拡充と基盤強化に取り組むことが必要である。

その際、国立大学法人等の基盤的経費である国立大学法人運営費交付金について、物価・人件費の上昇等を踏まえつつ、基礎研究の充実等を行うため、大幅な拡充を図る。なお、第5期中期目標期間（2028～2033年度）に向けて、各法人の改革を促進しつつ、ミッションや機能強化の方向性に沿った活動を安定的に支援していくことができるよう、教育研究をベースとした経費について物価等の変動に対応させる観点も含め、安定性をより向上させた仕組みとするなど、運営費交付金の在り方を見直す。

1. 今後の高等教育の目指すべき姿

（6）重視すべき観点

①教育研究の観点

イ. 成長分野を創出・けん引する人材等の育成

（前略）

・今後、社会の変化に応じて、その時々新たな成長分野等に対して、高等教育機関が柔軟に対応できるようにすることが重要である。

（後略）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

（1）教育研究の「質」の更なる高度化

②外国人留学生や社会人をはじめとした多様な学生の受入れ促進

ア. 多様な学生の受入れ推進

○多面的・総合的な入学者選抜の推進

（前略）

・今後の高等学校段階における教育課程等の見直しの動向を見据えつつ、入学者選抜の改善を促すため、必要な大学入学者選抜実施要項の改訂

行う。

（中略）

イ. 留学モビリティの拡大

○国際化に対応できる組織体制の整備

（前略）

・国内外における我が国の学位や称号の透明性や比較可能性を高めるための資格枠組みの検討を加速化する。

（後略）

2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策

(2) 高等教育全体の「規模」の適正化

① 高等教育機関の機能強化

・高度で専門的な知識を有する高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。

(中略)

(3) 高等教育への「アクセス」確保

② 社会経済的観点からのアクセス確保

・女子中高生の理工系への進学を促進するために、保護者・教員も含めた地域における取組を支援するとともに、各学校段階において、社会で活躍する女性による講演等の機会を設けること等により、自分らしい生き方を実現していくキャリア発達を促すためのキャリア教育を促進する。

3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方

(1) 機関別の役割

⑤ 高等専門学校

(前略)

○ 高専教育の高度化・国際化の推進

・デジタル・半導体等の成長分野をけん引する技術者の育成、高専発スタートアップ創出に向けた起業家教育、高専と大学・大学院との接続を強化するなど、産業界とも連携しつつ、社会課題解決を見据えた教育の高度化を推進する。

・世界と渡りあえる技術者育成に向けて学生の海外派遣等を充実するとともに、留学生の受入れや海外における日本型高専教育の導入支援を継続するなど、教育の国際化を推進する。

4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方

(2) 今後取るべき方策

① 短期的取組

○ 公財政支援の充実

・国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費助成を十分に確保する。

3. 関係法令

関係法令①

○ 教育基本法(平成十八年法律第二十号)(抄)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

② 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

○ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百四条 大学(専門職大学及び第一百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。))を除く。以下この項及び第七項において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

(略)

⑦ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

(略)

第一百五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

② 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第一百九条 高等専門学校には、専攻科を置くことができる。

② 高等専門学校の専攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

関係法令②

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第二百十条 高等専門学校には、校長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

②、③ 略

④ 教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑤ 准教授は、専攻分野について、教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授する。

⑥ 助教は、専攻分野について、教育上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授する。

⑦ 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

⑧ 略

第二百十一条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。

○独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号)(抄)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)は、大学等(大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、国立大学法人等(国立大学法人(同条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十六条第一項第二号において同じ。)、大学共同利用機関法人(同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。同号において同じ。))及び独立行政法人国立高等専門学校機構をいう。第十六条第一項第三号及び第六号において同じ。)の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付を行うことにより、その教育研究環境の整備充実を図り、あわせて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百四条第七項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(業務の範囲)

第十六条 機構は、第三条第一項の目的を達成するため、次の業務を行う。

(略)

四 学校教育法第百四条第七項の規定により、学位を授与すること。

(略)

関係法令③

○学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)(抄)

(学士の学位授与の要件)

第二条 法第百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学(専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。)が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

(学士、修士及び博士の学位授与の要件)

第六条 法第百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の定めるところにより、短期大学(専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十一条第一項の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部科学大臣が別に定める学修を行い、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行うものとする。

2 法第百四条第七項の規定による同項第二号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で独立行政法人大学改革支援・学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(教育水準の維持向上)

第二条 高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、学校教育法第百二十三条において準用する同法第百九条第一項の点検及び評価の結果並びに認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、常にその充実を図り、もつて教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

関係法令④

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(教育研究実施組織等)

第六条 高等専門学校は、学科の種類及び学級数に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。

(略)

7 教員のうち、工学に関する学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、当該高等専門学校に一の学科を置くときは八人、二以上の学科を置くときは八人に一学科を超えて一学科を増すごとに七人を加えた数を下つてはならない。この場合において、一学科の入学定員に係る学生を二以上の学級に編制するときは、これらに一学級を超えて一学級を増すごとに五人を加えるものとする。

8 工学に関する学科以外の学科において第十六条に規定する専門科目を担当する基幹教員の数は、別に定める。

(校地及び校舎の面積)

第二十五条 高等専門学校における校地の面積(附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2 高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。

(略)

3 工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 当該学科の入学定員に係る学生を、一の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートル、二以上の学級に編制するときは一六五二・八九平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積

二 二以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、二以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積

4 工学に関する学科以外の学科に係る第二項の加える面積は、別に定める。

関係法令⑤

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(校長の資格)

第十条 校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(教授の資格)

第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

二 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者

三 大学又は高等専門学校において教授、准教授又は基幹教員としての講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者

五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(准教授の資格)

第十二条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 前条各号のいずれかに該当する者

二 大学又は高等専門学校において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者

三 修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

関係法令⑥

○高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)(抄)

(講師の資格)

第十三条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第十一条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者

二 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

(助教の資格)

第十三条の二 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 第十一条各号又は第十二条各号のいずれかに該当する者

二 修士の学位(医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位)又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 特定の分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第十四条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

二 短期大学士の学位若しくは学位規則第五条の五に規定する短期大学士(専門職)の学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)又は準学士の称号(外国におけるこれに相当する称号を含む。)を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者